

横浜市立図書館のあり方懇談会報告書

～市民力と創造力を活かした横浜型モデル～

平成19年8月

横浜市立図書館のあり方懇談会

報告の概要

1 横浜市立図書館のあり方

国際文化都市横浜の市民力との協働を前提に、2、3で述べるサービスと管理運営を中心にして、自助・自立の精神に則った横浜型モデルの図書館づくりを目指す。

2 これからの図書館サービス

横浜市立図書館は、地域情報拠点化と課題解決機能を強化しつつ、地域図書館については、地域の特色を活かした個性ある図書館づくりを目指す。

具体の活動として、子ども読書活動の推進、学校や学校図書館との連携・支援、多文化サービスなどに努めるとともに、図書館サービスをきめ細かく展開するためにIT技術の活用、高度な付加的サービスに対する受益者負担の導入、既存施設との連携をすすめる。

3 効率的な管理運営

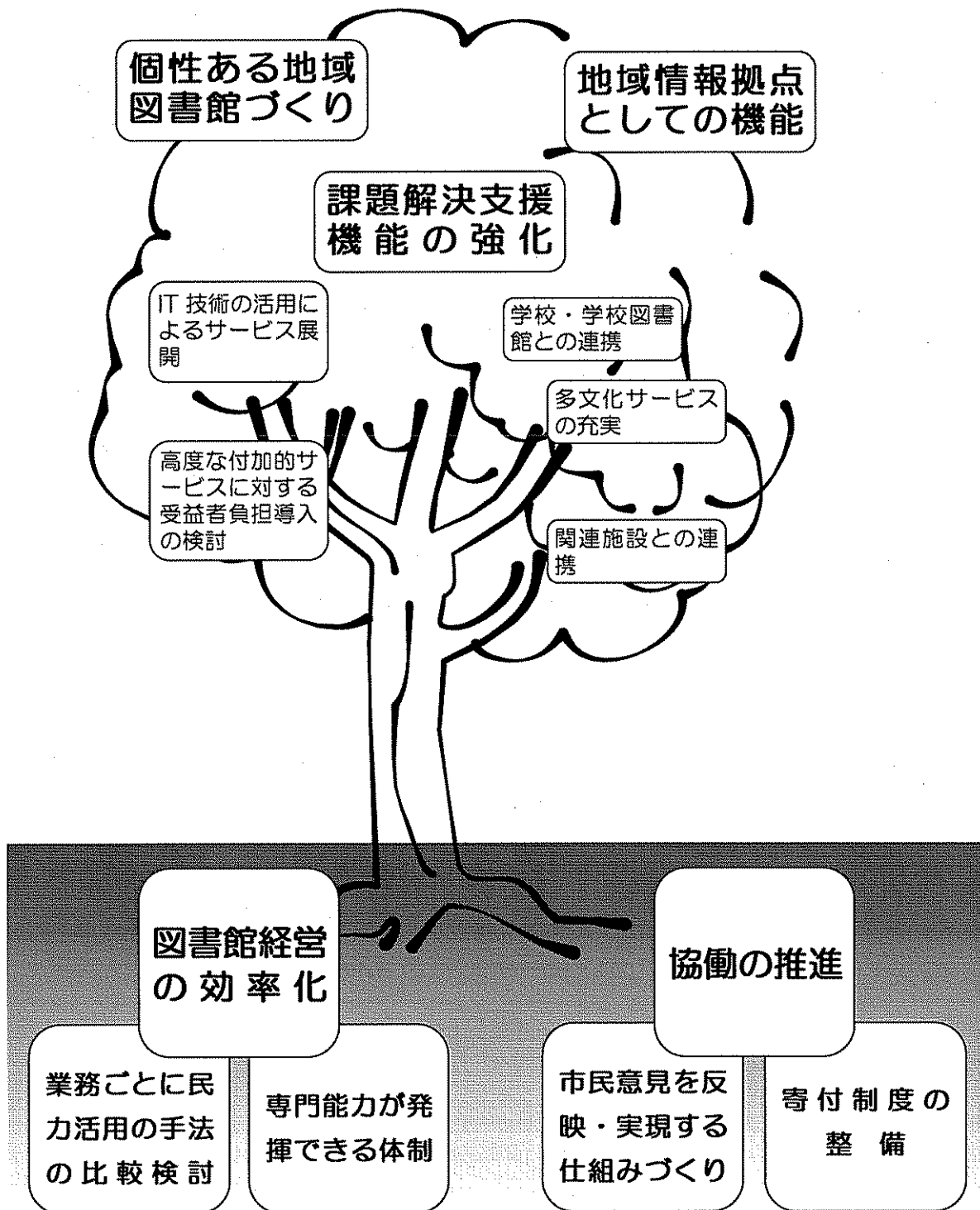
市民・企業・各種団体などが持つ創造力や実行力(=民力)を活用した運営体制に転換することを基本とし、その導入範囲や具体的手法については、比較考量が必要である。

高度な専門性を備えた司書力を活かした業務体制を確立し、機械化・省力化などにより経営の効率化を推進する。

4 市民との協働

多様で豊富な人材と活発な市民活動(=市民力)を背景とし、図書館における市民との協働を一層推進するため、ボランティアやサポーターとの連携を深める。図書館への市民参画への機会が求められており、図書館長の諮問機関としての「図書館協議会」に限定することなく、市民代表による「図書館市民会議」など市民意見が反映、実現される仕組みづくりをすすめる。また、寄付文化を育て、寄付活動を通して、市民自らが図書館の運営に参画しているという意識を持つことも必要である。

市民力と創造力を活かした横浜型モデル



はじめに

横浜市の中期5か年計画を受け、横浜市立図書館は、将来のあるべき図書館像を見据え、どのような図書館サービスを展開し、そのサービス提供はどのような経営主体のもとで考えるべきかを課題として「横浜市立図書館のあり方懇談会」が設置されました。平成18年10月からほぼ毎月1回のペースで開催し、平成19年6月の第8回懇談会まで討論を重ね、さまざまな立場の委員の間で幅広い意見交換がなされました。ここにその要点を基に「横浜市立図書館のあり方懇談会報告書 ～市民力と創造力を活かした横浜型モデル～」を取りまとめることができました。

懇談会では、厳しい財政状況をはじめとする自治体を取り巻く諸環境が、構造的に大きく変化し続けているとの認識のもとで、利用者満足度をあげるべく、概ね成熟した国際都市横浜の市民力を基盤に、自助・自立型の横浜モデルとも言うべき図書館を目指すという意見が大勢でありました。本報告書では、当懇談会で各委員から表明された意見の多くを横浜市立図書館が目指すべきサービスの重点方向、効率的な管理運営、図書館における市民協働の推進など14の提言にまとめました。ただ、当懇談会での討議は、横浜市の中期5か年計画との整合のもと、当面する5年程度の中期的な図書館のあり方の検討に限定されていたため、図書館のサービスや運営に係る基本的な構造の変革等の長期的視野にたった図書館のグランド・デザインまでは踏み込むことができませんでした。図書館のグランド・デザインについては、別の機会にその検討を譲りますが、高度経済成長期の図書館モデルの延長線上ではなく、21世紀の成熟した国際都市横浜としての横浜型の図書館モデルの創造に可及的速やかに着手されることを望みます。

今後、図書館の運営にあたり、本報告書に盛り込まれた内容や趣旨等を手掛かりに、横浜市立図書館が横浜市政の一環として、市民力を涵養する生涯学習拠点であり、情報拠点として、さらには、新たな市民の創造力発現の場として発展することを期待します。そのためには、従来からの貸出し至上主義に陥っていた図書館活動を抜本的に見直し、新しい横浜モデルとも言うべき市民力に基づく自助・自立型の横浜市立図書館像が確立され、それが新時代の公立図書館像の一つの模範となることを願って止みません。

平成19年8月

横浜市立図書館のあり方懇談会

目 次

1	横浜市立図書館の現状と課題	1
(1)	横浜市立図書館の現状	1
(2)	横浜市立図書館の課題	6
2	これからの図書館サービス	9
(1)	課題解決支援機能の強化	9
(2)	地域情報拠点としての位置づけ	10
(3)	地域の特性に合わせた個性ある地域図書館	11
(4)	I T社会に即応した図書館サービス	12
(5)	子どもの読書活動の推進とさまざまな連携	14
	ア 子どもの読書活動の推進	
	イ 学校との連携	
	ウ 大学・研究機関・専門機関との連携	
(6)	多文化サービスの充実	16
(7)	サービスポイントのあり方	17
(8)	既存施設との連携	18
3	効率的な管理運営	19
(1)	これからの図書館サービスを実現するための体制	19
(2)	経営方法の見直しと評価	21
(3)	民力の活用以外の効率的な運用の具体的な手法	22
4	市民との協働	23
(1)	図書館における市民活動の推進	23
	ア 協働について	
	イ ボランティアについて	
	ウ サポーターについて	
(2)	寄付による図書館支援の体制づくり	26
(3)	市民の意見が反映される仕組みづくり	27

資料編

資料1	横浜市立図書館のあり方懇談会設置要綱（平成19年度）	28
資料2	「横浜市立図書館のあり方懇談会」委員名簿	31
資料3	委員レクチャー概要及びレクチャー資料	32
(1)	高山委員（第1回）	32
(2)	寺田委員（第2回）	36
(3)	廣瀬委員（第2回）	39
(4)	井堀委員（第3回）	44
(5)	マリ委員（第4回）	49
(6)	伊藤委員（第4回）	54
(7)	金澤委員（第4回）	58
(8)	依田委員（第4回）	64
資料4	事務局説明資料	69
(1)	「横浜市立図書館の現状と課題」（第1回）	69
(2)	「図書館サービスの重点方向」（第2回）	71
(3)	「地域図書館の運営方法」（第3回）	73
(4)	「市民と図書館の協働」（第4回）	76
(5)	平成18年度横浜市立図書館ご利用者アンケート調査結果報告（概要）	78
(6)	提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン	80
資料5	「横浜市立図書館のあり方懇談会」議事録（第1回～第8回）	91
資料6	横浜市立図書館のあり方懇談会傍聴要領	111
資料7	懇談会席上配付資料リスト	115

1 横浜市立図書館の現状と課題

(1) 横浜市立図書館の現状

ア 図書館整備及び利用状況

横浜市立図書館は、中央図書館及び西区を除く各区に設置されている地域図書館 17 館の合わせて 18 館から構成される。平成 18 年度 1 年間の来館者数は 18 館合わせて 914 万人(うち中央図書館 130 万人)、平成 18 年度末現在の個人貸出登録者数は 104 万人(うち中央図書館 16 万人)で、人口に対する登録率は 28.7 %となる。また、平成 18 年度の年間貸出冊数は 1,088 万冊(うち中央図書館 145 万冊)となっており、市民 1 人当たりの年間貸出冊数は 3.02 冊となる。さらに、平成 18 年度末現在の蔵書冊数は 385 万冊(うち中央図書館 147 万冊)となっており、市民 1 人あたりの蔵書冊数は 1.07 冊となる。

他の政令指定都市との比較では、市民 1 人当たり貸出冊数、市民 1 人あたり蔵書冊数とも平均を下回り、特に市民 1 人当たり蔵書冊数については、政令指定都市で最下位という水準である。

なお、参考までに横浜市内の類縁機関の状況についても表を掲げる。

平成 18 年度横浜市立図書館利用状況(18 館合計)

来館者数	登録者数	貸出冊数	予約受付冊数	レファレンス件数
9,140,167 人	1,036,415 人	10,884,506 冊	1,969,986 冊	182,826 件

図書館整備・運営状況他都市比較表(政令指定都市及び東京都区部) (平成18年3月末現在)(1)

自治体名	図書館数	登録者数	登録率	蔵書冊数	住民 1人当り 蔵書冊数	貸出冊数	住民 1人当り 貸出冊数	予約受付 冊数	レファレンス 件数
	館	人	%	冊	冊	冊	冊	冊	件
横浜市	18	1,367,298	38.1	3,798,277	1.06	11,996,786	3.18	1,556,503	183,691
札幌市	10	738,868	39.2	2,237,496	1.19	5,304,373	2.82	457,051	85,996
仙台市	7	143,848	14.1	1,733,703	1.70	4,193,326	4.11	276,647	82,419
さいたま市	20	163,786	13.8	3,142,527	2.64	8,691,438	7.31	334,049	43,025
千葉市	14	414,426	44.7	1,905,898	2.06	4,484,986	4.84	337,222	76,006
川崎市	13	245,394	18.4	1,831,048	1.37	5,526,533	4.15	1,033,241	66,203
静岡市	10	230,287	32.3	2,156,727	3.03	3,968,860	5.58	304,058	38,757
名古屋市	20	558,828	25.3	2,959,036	1.34	11,483,579	5.19	592,016	31,455
京都市	20	302,845	20.6	1,679,963	1.14	6,050,019	4.11	456,326	34,592
大阪市	24	677,158	25.7	3,409,299	1.30	11,411,577	4.34	2,034,516	518,496
堺市	14	326,317	39.3	1,779,664	2.14	4,538,362	5.46	601,553	2,649
神戸市	11	325,115	21.3	1,693,465	1.11	5,799,421	3.80	468,064	14,714
広島市	13	273,501	23.7	1,849,973	1.69	4,295,636	3.73	784,886	136,994
北九州市	16	177,741	18.0	1,507,542	1.52	2,567,682	2.60	131,031	59,585
福岡市	10	566,062	40.4	1,741,964	1.24	5,276,224	3.77	401,761	71,785
指定都市合計	220	6,511,474	28.5	33,526,582	1.47	94,988,814	4.16	9,768,924	1,446,367
東京都区部	218	2,921,100	34.3	24,403,000	2.86	62,688,000	7.35	11,673,200	815,700

図書館整備・運営状況他都市比較表(政令指定都市及び東京都区部) (平成18年3月末現在)(2)

自治体名	専任職員数 人	司書または 司書補職員 数 人	司書職員率 (司書数/専 任職員数) %	平成17年度決算額					
				図書館費 千円	図書館費/ 一般会計総額 %	図書費 千円	住民1人当り 図書費 円	図書費/ 図書館費 %	
横浜市	242	187	77.3	1,590,217	0.12	297,447	82.9	18.7	
政令指定都市	札幌市	101	14	13.9					
	仙台市	80	27	33.8	556,409	0.14	163,545	160.3	29.4
	さいたま市	213	123	57.7	1,047,625	0.29	219,661	184.8	21.0
	千葉市	106	37	34.9	1,252,375	0.37	157,270	169.7	12.6
	川崎市	79	45	57.0					
	静岡市	68	21	30.9	1,194,446	0.49	183,977	258.4	15.4
	名古屋市	197	155	78.7	855,667	0.09	237,507	107.4	27.8
	京都市	193	125	64.8	521,842	0.08	230,130	156.5	44.1
	大阪市	193	147	76.2	1,330,211	0.08	242,808	92.3	18.3
	堺市	95	76	80.0	315,022	0.11	91,624	110.3	29.1
	神戸市	73	63	86.3	581,712	0.07	129,007	84.6	22.2
	広島市	55	33	60.0	863,949	0.16	94,598	82.1	10.9
	北九州市	31	7	22.6	1,101,779	0.21	141,692	143.3	12.9
福岡市	55	9	16.4	1,448,056	0.21	222,439	158.7	15.4	
指定都市合計	1,781	1,069	60.0	12,659,310	0.12	2,411,705	105.5	19.1	
東京都区部	1,560	411	26.3	10,655,724	0.31	1,904,452	223.3	17.9	

政令指定都市図書館整備・運営状況順位表 (平成18年3月末現在)(1)

順位	1館当たり半径 (市域全体) (km)		1館当たり半径 (人口集中地区) (km)		1館当たり人口 (千人)		登録率 (%)		市民1人当たり 蔵書冊数 (冊)		市民1人当たり 貸出冊数 (冊)	
	大阪	さいたま	京都	堺	さいたま	北九州	千葉	福岡	静岡	さいたま	静岡	さいたま
1	大阪	1.72	さいたま	1.35	堺	59.3	千葉	44.7	静岡	3.03	さいたま	7.31
2	堺	1.85	京都	1.49	さいたま	59.4	福岡	40.4	さいたま	2.64	静岡	5.58
3	さいたま	1.86	堺	1.55	北九州	61.8	堺	39.3	堺	2.14	堺	5.46
4	川崎	1.88	千葉	1.63	千葉	66.2	札幌	39.2	千葉	2.06	名古屋	5.19
5	名古屋	2.28	大阪	1.71	静岡	71.2	横浜	38.1	仙台	1.70	千葉	4.84
6	千葉	2.49	北九州	1.76	京都	73.5	静岡	32.3	広島	1.69	大阪	4.34
7	横浜	2.77	川崎	1.79	広島	88.6	大阪	25.7	北九州	1.52	川崎	4.15
8	北九州	3.11	静岡	1.80	川崎	102.5	名古屋	25.3	川崎	1.37	京都	4.11
9	福岡	3.29	広島	1.81	大阪	109.6	広島	23.7	名古屋	1.34	仙台	4.11
10	京都	3.63	神戸	2.04	名古屋	110.6	神戸	21.3	大阪	1.30	神戸	3.80
11	神戸	4.00	名古屋	2.09	神戸	138.6	京都	20.6	福岡	1.24	福岡	3.77
12	広島	4.71	福岡	2.18	福岡	140.1	川崎	18.4	札幌	1.19	広島	3.73
13	札幌	5.97	仙台	2.43	仙台	145.7	北九州	18.0	京都	1.14	横浜	3.18
14	仙台	5.99	横浜	2.47	札幌	188.3	仙台	14.1	神戸	1.11	札幌	2.82
15	静岡	6.65	札幌	2.68	横浜	199.3	さいたま	13.8	横浜	1.06	北九州	2.60
平均		3.44		1.90		103.9		28.5		1.47		4.16

政令指定都市図書館整備・運営状況順位表 (平成18年3月末現在)(2)

順位	蔵書回転率		予約貸出率 (%)		司書職員率 (%)		一般会計総額に占める図書館費の割合 (%)	市民1人当たり図書費 (円)		図書館費に占める図書費の割合 (%)		
	1	2	1	2	1	2		1	2	1	2	
1	名古屋	3.88	川崎	18.70	神戸	86.3	静岡	0.49	静岡	258.4	京都	44.1
2	京都	3.60	広島	18.27	堺	80.0	千葉	0.37	さいたま	184.8	仙台	29.4
3	神戸	3.42	大阪	17.83	名古屋	78.7	さいたま	0.29	千葉	169.7	堺	29.1
4	大阪	3.35	横浜	13.66	横浜	77.3	福岡	0.21	仙台	160.3	名古屋	27.8
5	福岡	3.03	堺	13.25	大阪	76.2	北九州	0.21	福岡	158.7	神戸	22.2
6	川崎	3.02	札幌	8.62	京都	64.8	広島	0.16	京都	156.5	さいたま	21.0
7	横浜	3.00	神戸	8.07	広島	60.0	仙台	0.14	北九州	143.3	横浜	18.7
8	さいたま	2.77	静岡	7.66	さいたま	57.7	横浜	0.12	堺	110.3	大阪	18.3
9	堺	2.55	福岡	7.61	川崎	57.0	堺	0.11	名古屋	107.4	静岡	15.4
10	仙台	2.42	京都	7.54	千葉	34.9	名古屋	0.09	大阪	92.3	福岡	15.4
11	札幌	2.37	千葉	7.52	仙台	33.8	大阪	0.08	神戸	84.6	北九州	12.9
12	千葉	2.35	仙台	6.60	静岡	30.9	京都	0.08	横浜	82.9	千葉	12.6
13	広島	2.20	名古屋	5.16	北九州	22.6	神戸	0.07	広島	82.1	広島	10.9
14	静岡	1.84	北九州	5.10	福岡	16.4	札幌		札幌		札幌	
15	北九州	1.70	さいたま	3.84	札幌	13.9	川崎		川崎		川崎	
平均		2.83		10.28		60.0		0.12		105.5		19.1

横浜市における図書館類縁機関の状況

図書コーナーを持つ 地区センター数(平成 19年3月末現在)	市内大学図書館		市内博物館数(平成 18年3月末現在)	市内書店店舗数(平 成16年8月現在)
	図書館数	年間貸出冊数 (平成17年度)		
73館	14館	647,218冊	42館	169店

※出典：横浜市ホームページ、『神奈川の図書館 2006』、『横浜市統計書第 85 回』、『全国書店名簿 2004』

イ 図書館サービスの特色

横浜市立図書館においては、中央図書館及び各地域図書館 18 館を結ぶ図書館情報システムが整備されているほか、資料等の搬送手段として各図書館間に連絡車が運行され、18 館のネットワークが確立されている。

横浜市立図書館は、18 館合わせて総数 380 万冊の図書資料を有する大規模な図書館システムである。特に、中央図書館は 140 万冊以上の図書を所蔵し、市立図書館としては、わが国有数の大規模図書館である。また、中央図書館の資料の特徴として、前身の横浜市図書館時代以来、収集に努めてきた大正時代からの資料の蓄積があり、小説、実用書、児童書から専門書、貴重資料まで広範な分野にわたる資料を所蔵し、提供していることが挙げられる。

横浜市では、司書としての職員採用を行っており、平成 19 年 4 月現在で 18 館合わせて 187 名の司書職員が在籍している。正規職員に占める司書の割合は

76%となり、全国平均(約50%)を大幅に上回る。これらの司書職員により、選書、レファレンス、情報発信、他機関との連携などさまざまな専門性を活かしたサービスを実施している。

横浜市立図書館では、開館日の拡大に努めてきており、現在の休館日は、施設点検日(月1回)、年末年始(6日間)及び図書特別整理日(3日間)のみとなっている。年間の開館日数は344日となり、これは政令指定都市トップであるだけでなく、全国でも有数の多さである。開館日の拡大は、嘱託員、アルバイトを積極的に受け入れる経営努力により実現されている。

年間休館日数の少ない図書館(平成17年度)

順位	自治体名	休館日数
1	薩摩川内市	13
2	霧島市	16
3	鯖江市	18
3	和泉市	18
3	益田市	18
6	酒田市	21
6	横浜市	21
8	千代田区	22
8	高山市	22
8	寝屋川市	22
8	三原市	22

※『日経グローバル』No.62(平成18年10月)による

ウ 横浜市立図書館の歴史

横浜市立図書館は、大正10年に横浜公園内仮設閲覧所での図書の閲覧開始をもって創立としている。昭和2年には、西区老松町に横浜市図書館が竣工・開館し、本格的な図書館サービスが開始された。現在の地域図書館の整備が開始されたのは、昭和49年の磯子図書館が最初であり、その後、平成7年までに各区に地域図書館が整備された。この間、横浜市図書館を建て替える形で平成6年には横浜中央図書館が開館している。

エ 図書館サービスの内容

横浜市立図書館では、伝統的図書館サービスとして、資料の収集及び提供の

ほか、各図書館で講習会・おはなし会などの自主企画事業やレファレンスを実施している。レファレンスについては、平成18年度1年間に18館合わせて18万件を受け付け、回答している。このほか、情報発信としてホームページを使った情報提供、市民活動の支援として団体貸出、読書会貸出、読み聞かせボランティアの養成、学校との連携として教職員向け資料貸出、図書館見学への対応などを実施している。また、近年わが国の公共図書館において取り組みが求められている新しい図書館サービスである「課題解決型サービス」として、ビジネス支援、行政支援、医療情報提供サービスにも取り組んでいる。このうち、いわゆる行政支援サービスである「庁内情報拠点化事業」については、わが国における先駆的な事例として評価されている。さらに、情報化社会への対応としてITを活用したサービスにも積極的に取り組んでおり、インターネットによる蔵書検索を政令指定都市では最初に開始したほか、現在では、インターネットによる図書貸出予約、電子メールによるレファレンスの受付、ホームページにおける各種資料リスト・デジタルアーカイブの公開などを実施している。

オ 図書館に関する市民要望

横浜市立図書館に対する市民からの要望としては、図書貸出予約制度の充実、身近な施設での図書の貸出・返却、資料の充実などが多く寄せられている。参考として、平成18年度に寄せられた要望と件数を表に掲げる。

図書館運営に関すること	サービスポイントの拡大	40
	施設に関すること	29
	図書館建設・充実	25
	開館日・時間の拡大	11
	その他	32
図書館サービスに関すること	予約に関すること	75
	貸出・返却に関すること	27
	図書館システムに関すること	4
蔵書に関すること	蔵書充実・資料収集	39
	資料管理・書架管理	18
職員に関すること	市民対応	38
その他	利用者マナー	7
	その他	46
合 計		391件

また、横浜市立図書館では、平成18年度に利用者アンケートを行った。このアンケートにおいて、利用者から「充実を望むサービス」として多く挙げられたものとしては、「本や雑誌・新聞の充実」、「本が読みやすい机・椅子・照明等を用意する」などであった。なお、利用者アンケートの結果については資料編に掲載した。

これらのさまざまな市民からの要望に対応し、サービスの充実を図ることでより市民満足度を向上させることが必要であるが、限られた資源の有効活用という視点が重要である。

(2) 横浜市立図書館の課題

ア これからのサービス

これからの図書館サービスについては、少子高齢社会、自己判断が求められる社会、市民協働の社会、IT社会、自治体の財政難といった社会背景を受けて、市民にとって必要なサービスや、そのサービスの提供の理念を再検討することが求められている。

文部科学省の設置した「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が平成18年に発表した「これからの図書館像」においては、これからの図書館サービスとして、地域を支える情報拠点を目指して、住民の課題解決を支援する機能の強化、図書館のハイブリッド化、学校や行政機関などとの連携を提案し、地域や住民にとって役に立つ図書館として存在意義を確立することを求めている。

横浜市立図書館においても、このような方向性が必要であると考えられるところであり、これらの社会背景や横浜市の置かれた状況に即したサービスについての検討が課題となり、本報告書「2 これからの図書館サービス」で報告する。

イ 図書館経営の考え方

次に、図書館経営面の課題が挙げられる。

現在の社会情勢や横浜市が置かれた状況を踏まえて、これからの図書館経営の方向性を明示することが第一の課題である。具体的には、少子高齢社会への対応、IT時代の図書館としての存在意義の明確化、課題解決型図書館への転換といったことが挙げられる。

ウ 管理運営

さらに、管理運営面での課題が挙げられる。

横浜市が直面している財政事情及び国・地方自治体の現在並びに今後の財政状況を展望すれば、図書館運営のさらなる効率化は避けられない。その一方で、サービスの充実も求められており、運営の効率化との両立が課題となっている。また、横浜市立図書館においては、前述のように司書としての職員採用を行っているが、専門職としての司書の役割についても、現実の業務に照らして再検討する必要が生じているほか、専門職としての役割を果たすために必要な知識や技能についてのレベルアップや、処遇のあり方、環境整備も課題と考えられる。さらに、機械化やIT技術の導入による省力化についても検討する必要がある。

このような状況を受けて、横浜市立図書館において適切な管理運営方法について検討することが喫緊の課題と言える。

エ 市民との協働

横浜市においては、平成18年に策定された「横浜市長期ビジョン」において、「市民力の発揮」が求められており、市民との協働の必要性が盛り込まれている。一方、公立図書館においても、ボランティアや「友の会」といったさまざまな形で市民との協働を進める事例が増加している。

横浜市立図書館の利用者である横浜市民は、他の自治体に比較して専門能力保持者の数が多く、地域文化の伝統に即して国際的マインドと進取の気性が豊かであると思われる。

この高度な市民力の持つ特性を活かして、横浜市立図書館においても、従来から一部のサービスについては、ボランティアの受け入れを進めてきたが、今後さらに市民力を図書館の人的資源として位置づける必要がある。市民との協働を進めていくためには、図書館運営・サービスにおいて市民力をどのように位置づけるか、協働のあり方、特にボランティアとの関係、図書館サポーターとの連携、その他の住民参画制度について検討することが課題と考えられる。

オ 評価

図書館サービスに関する指標の設定と評価についても課題と考えられる。平成13年に文部科学大臣告示として施行された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、公立図書館は、自らサービスの指標の設定と評価を行い、その結果を公表することが求められている。図書館サービスの評価については、住民への積極的な情報公開、説明責任の実現という意味を持つほかに、サービスの成果・効果を示すことにより、図書館の有用性や存在意義を対外的にアピールすることができるという点で重要と考えられる。

横浜市立図書館では、平成18年度から「図書館サービスの数値目標」を設定・公表しているが、前述のような評価の持つ意義を十分果たしているかという視点から、その指標の選定や目標の設定の妥当性、さらに第三者評価の必要性も含めた評価体制のあり方について検討が必要である。

カ PR

図書館のPRについては、これまでさまざまな広報印刷物を発行し、配布しているほか、図書館ホームページによる情報発信にも積極的に取り組んでいる。しかし、360万人という多くの市民に図書館の情報を届けるには、現状の方法では限界があり、より効果的なPR方法が課題となっている。

多くの市民に効果的なPRを行うためには、新聞・雑誌・ミニコミ紙・テレビなどのさまざまな媒体による情報発信が必要と考えられ、これらの各機関への積極的な働きかけが必要である。また、ビジネスマンや高齢者、子育て世代など、対象者に合わせたより効果的なPR方法について検討していくなど、図書館が組織としてPRに関する「戦略」を持つことが課題である。

また、横浜市の図書館政策に影響力のある指導者に図書館の使命を理解してもらうための活動（アドヴォカシー）も欠かせない。

2 これからの図書館サービス

(1) 課題解決支援機能の強化

提言 1 市民の課題解決を支援する相談・情報提供機能の強化を図る。

公共図書館は、資料を求める全ての市民の利用に応じて、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を提供している。しかし、過去の図書館は、利用者の要望に応じるあまり、貸出重視のサービスに陥り、単なる書籍の無料貸出し施設として市民及び行政内部に認識されるようなこともあった。改めて図書館サービスを行政サービスと見た場合、このことは、図書館制度の存在意義そのものを疑わせることにもなっている。

横浜市の図書館サービスは、従来の貸出重視のサービスから、「調査研究」支援のサービスを強化しようとしているが、今後は、さらに必須の生活情報へのアクセス支援サービス（「情報拠点」サービス）へと展開する必要がある。

図書館は、そのサービスの範囲を「支援サービス」「補助的サービス」に留めるべきである、という考えが強かったが、社会も成熟し市民の意識も高まりを見せる中で、図書館は積極的に情報啓発活動を展開していく必要がある。特に、横浜のような大都市においては、「自己責任の観念の広まり」「医療の自己選択」「コミュニティの形成」など、生活情報へのアクセスが市民にとって重要なものとなってきている。

横浜市立図書館では、全国に先駆けて行政支援、医療情報、ビジネス支援のほか、外国人支援などの事業を展開し高く評価されてきているが、今後も、子育て支援、高齢者介護など、市民の持つ課題解決に貢献できる情報サービス提供を積極的に進める必要がある。

課題解決のためには、情報・資料を集中して探索する必要があり、情報の信頼性の検証を的確にする必要がある。ツールの整備はもちろんだが、職員の技術力と積極性が欠かせないと考えられる。

(2) 地域情報拠点としての位置づけ

提言 2 図書館を地域社会と連携し、地域固有の有用情報をストックし、コーディネートできる「地域情報拠点」として機能させることが必要である。

図書館は、サービスや施設運営だけでなく、図書館が地域社会の仕組みとして成立しているかが大切である。IT 社会が進行するにしたがい、市民が日常生活を営む上で必要とする情報の重要性がますます高くなっていく。

市民にとっては、情報の信憑性をどのように確認するか、また、有用情報への効果的なアクセスが必要になってくるが、それらの情報群への橋渡しができる「情報拠点」も必要となってくる。

市民が必要とする情報を地域ベースで見た場合、地域が必要とする情報は、地域固有の情報と、地域固有ではない一般的な情報がある。一般的な情報は、インターネットなどで比較的容易に手に入れることが可能であるが、地域固有の情報は、地域メディア、区役所、事業所その他に点在している。これらの地域情報を有効に活用できるようにするためには、地域情報をコーディネート（編集）し、使いやすいものにしていくことが必要であり、市民に身近な存在である地域の図書館がその役割を果たしていくことが重要である。

地域図書館を地域の情報拠点にしていくためには、情報ストック、職員の持つさまざまなスキルのレベルアップ、他施設・機関との連携などの課題がある。特に、地域図書館が自館のストック（蔵書）のみでサービスを充実させていくのは困難であり、中央図書館蔵書との連携は欠かせない。地域図書館は、自らの蔵書とそれを補うべき中央図書館との蔵書との組み合わせを日常的に把握しておく必要がある。

中央図書館のみならず、地域図書館にとってもホームページ等による情報発信は、より重要な業務となってくる。Web マネジメント、コンピュータシステム、ソフトウェア・エンジニアリングについて、いわゆる情報化に対応した職員の一層のスキル向上と IT 環境の整備が望まれる。

(3) 地域の特性に合わせた個性ある地域図書館

提言3 地域図書館ごとの特色を活かし個性ある地域図書館づくりを推進する必要がある。

横浜市の図書館は、各区1館18区18館、同規模、同サービスを基本として整備された(ただし、西区の地域図書館については中央図書館に包含されている)。利用者の実状に合わせて、各館はサービスの工夫がされているが、図書館の全体方針としては一律的なサービスを行うことが求められている。今後は、それぞれの地域図書館の立地する地域の特性に合わせて、各区役所や学校との連携をすすめ、外国人向けサービスなど、地域特色を活かし図書館ごとの個性をさらに発揮することが求められる。

地域図書館に権限や自由度を持たせ、それぞれの地域にあったサービスを目指すことは、サービスの効率化にとって一つの有力な選択肢になる。また、先進的な試みを地域図書館で行うことは、質の向上や効率的な運営につながると同時に地域図書館間が競争意識を持ち、より一層のサービスの向上に結びつけることも可能と考えられる。

しかしながら、各館がそれぞれのサービスに特化していくと、市民にとってある特定のサービスしか得られないといった状況にもなりうる。そのためには、4～5館をグループ化し、お互いに補完する方法も必要である。

(4) IT 社会に即応した図書館サービス

提言 4 IT 技術を活用して利用者のさまざまな要求に応じていく必要がある。

情報技術は極めて急速に進化する。通信回線の速度は、9 か月で2倍、10 年で1,000 倍（ギルダーの法則）の速さになるといわれる。この現象は、情報技術の萌芽期の現象だと考えられたが、約30年経過した今もそのスピードは持続している。量的な大きな変化は、質的な変化を引き起こす。データ保存は文字と数字の保存から、画像、動画まで極めて容易に行えるようになってくる。

この IT 技術の進歩により、21 世紀は情報源への直接アクセスが極めて容易になる。例えば、NASA サイトに直接アクセスし火星着陸時の画像を手に入れることさえ可能になっている。また、その威力は市場にも影響を与え、商品価値をロングテール^{*}化させている。例えば、通常の市場では上位20%の商品で収入の80%までを創出しているが、IT 市場では売れない品目80%の売り上げの総計が50%に迫るといったロングテール市場へと変化している。このことは、図書館蔵書の今後の利用に少なからず影響を与えていくことになると考えられる。また最近では、e-book、e-雑誌[†]の出現により、図書館における資料のあり方についても大きな変化が生じると見込まれる。

IT 技術の進化は、情報（図書）の分類方法・配架方法にも新たな動きを創ると思われる。

例えば、利用者は、読んだ場所で本を返すというようなシステムが可能になる。利用者の空間的嗜好に従った全く新しい自然発生型配架といったことが、所在をICタグで探知することにより可能となってくる。

現在の IT 技術の応用をすると分野ごとのベストリーダー[‡]などを分析して、それぞれの分野のわかりやすい専門書を抽出することも可能であるし、それを利用者提供することも可能である。（著作権やプライバシーの障害にならないよう十分注意しなければならない）

* ロングテール：「長く尾を引く裾」を意味し、従来の“死に筋”と呼ばれた商品(群)をさす。

† e-book、e-雑誌：「e-」は「電子の」の意味で、「e-book」はデジタル化された出版物、「e-雑誌」はデジタル化された雑誌をさす。

‡ ベストリーダー：図書館において最も多く借りられた本。

また、図書館が利用者の拡大を図り、利用者との意思疎通を図っていくために IT 技術を図書館の広報戦略として活用することも可能である。さらに、これからの情報化社会にあつては、図書館が自館のホームページを使ってさまざまな情報を提供することが、もっとも基本的なサービスの一つとなっていくと思われる。

しかしながら、図書館でのコピー利用は、インターネットで得られない情報・資料のコピー、自分の思考をまとめるためのベーシックな資料のコピー、情報源の信用性を確かめる資料のコピー、新聞等一次資料のコピーが多くなっている。将来においても、市民はインターネットで得る情報と図書館で得る情報を使い分けていくであろうことが予想される。

(5) 子どもの読書活動の推進とさまざまな連携

提言 5 図書館の持つ資源を活用して、子どもの読書活動を推進し、学校や学校図書館との連携・支援を行うことが必要である。

ア 子どもの読書活動の推進

平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、翌年 8 月には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。

これを受け、横浜市は「横浜市子ども読書活動推進計画（はまっ子読書プラン）」（17 年 12 月）を策定し、図書館においても、学校図書館支援、図書リストの作成・配布、おはなし会の充実、読み聞かせボランティア支援や、福祉保健センターと連携して乳幼児向けおはなし会などが実施されている。

子どもの母語形成期における保護者の子どもに対する働きかけ、さらには、子どもの幼児期・児童生徒期における読書との関わり合いが希薄になってきている。図書館は、子どもの成長にとって読書が持つ意義について積極的に PR し、活字文化を担う機関・施設として社会的役割を発揮する必要がある。

現在、計画推進中の地域子育て支援拠点との連携、区福祉保健センターとの連携を深め、ボランティア養成、保護者向け講座、さらには、保育士・保健師への支援を視野に入れた活動に取り組むべきである。

イ 学校との連携

学校での指導方法は、教員の講義を中心に学習する習得型学習に加えて、いわゆる調べ学習に重きを置く探求型学習へと変わってきていると言われる。教科書だけでなく、さまざまな資料やメディアを利用して行う授業へと変化しつつあるが、その中で学校図書館は重要な役割を果たしている。

児童・生徒の読書活動や学習を推進する上で、学校図書館の役割は大きい。しかし、現状の学校図書館の資料や、兼任の司書教諭だけではその役割を十分に果たすことは困難である。図書館は、学校図書館の整備・改善に積極的に関わり、支援していくべきである。

現行の学校図書館への支援では、教職員向け図書貸出、一般教員や児童・生徒を対象とする図書館活用の講座・体験事業などが行われている。学校図書館

を活性化させるためには、学校の図書ボランティアとの連携の具体的な手法、学校図書館としての選書能力、読み聞かせや、調べ学習指導能力を持つ人材が必要であるが、児童サービス、ティーンズサービスで培われたノウハウをもって学校図書館を支援すべきである。横浜市では、学校図書館支援センター推進事業が開始されているが、ここに配置される学校図書館支援スタッフとも連携し、将来的には、研修センター的な役割を担っていくなど支援体制を整えることが考えられる。

ウ 大学・研究機関・専門機関との連携

社会が習熟し市民ニーズが高度化・専門化してくると、図書館の業務もそれに応じて専門化し、専門知識を持つ機関・人とのネットワークも欠かせなくなる。市内の大学・研究機関・博物館・美術館は、それ自体専門知識が集積されている機関であると共に、多数の専門知識を持つ人たちの集まりである。従来大学の大学・研究機関との連携は、蔵書の流通化、蔵書の分担などが主たるテーマであったが、今後は、それに加え、図書館が中心となり、横浜市域内、あるいはそれを越え人的交流を含めたネットワークを築いていくことが望まれる。横浜市の博物館・美術館との連携、市立大学との連携、さらに市内大学図書館との連携を段階的に発展させていく必要がある。

(6) 多文化サービスの充実

提言6 市民への多文化サービスを充実させ、国際都市横浜の形成を支援することが必要である。

横浜市が「世界の知が集まる交流拠点都市」を目指すうえで、世界で活躍できる人材づくりと外国人が安心して暮らし、快適に滞在・活動することができる国際性豊かなまちづくりを進めることが欠かせない。

図書館は、多言語によるサービス提供や多言語の資料収集・提供を通し、国際都市横浜の形成を支援していくことが必要であり、世界から集まる多様な文化や技術と交流することは国際的に活躍できる市民を創っていくことにもつながっていく。

(7) サービスポイントのあり方

提言7 図書館サービスを基礎的なものと付加的なものに分け、付加的サービスについては受益者負担の導入についての検討が必要である。

図書館利用者の受けている便益に要する経費と民間の代替的なサービスに要する経費とを勘案すれば、行政サービスとしての図書館サービスの基本的な部分は公的負担、付加的サービスの部分は受益者負担が考えられる。

図書館サービスのうち、何が基本的で、何が付加的であるかは十分に整理できているとはいえないが、早期に検討を深めていく必要がある。

横浜市で現在試行されているサービスポイントでの貸出・返却サービスは、横浜市における図書館サービスのアクセスを補完している面もある。しかし、このサービスのコストパフォーマンスが著しく劣る場合には、将来的に図書館予算を圧迫し、図書館サービスの低下を招きかねないので受益者負担を検討する必要がある。

(8) 既存施設との連携

提言 8 地区センターなど関連施設との連携をすすめ、市民の図書ニーズに対応した効果的なサービスの提供を検討すべきである。

横浜市内には、公的に運営されている市民図書室や地区センター図書コーナー、地域ケアプラザ図書コーナーなどさまざまな図書施設がある。それらの施設との連携を進めることにより、各施設での利便性の向上を図ることができるとともに、図書関連サービスの充実が得られる。団体貸出制度、読書会貸出制度など図書館において既に行われているサービスを活用するとともに、市民と協働して展開できる効果的なサービスの提供を検討すべきである。

3 効率的な管理運営

公立図書館の運営には、経常的に資料費や人件費など多額の経費を必要とする。昨今の財政事情の厳しさから、多くの公立図書館では効率的な運営を求められ、民間活力の導入など、運営手法の転換を図る図書館も出現している。

横浜市においては、これまでのような右肩上がりの成長と拡大は望めないという時代認識のもと、限られた財源を背景に、行政のみで多様化する市民ニーズに応えていくことは難しい。公共サービスのあり方について、官民の役割分担を視野に、最適なサービスの提供主体・手法を選択する取組みが進められている。横浜市立図書館においても「サービスの向上、経費の圧縮、業務の効率化」といった視点から、最適な運営方法を検討することが求められている。

これを踏まえ、「サービスの向上を目指した効率的な管理運営」を念頭に置き、議論を進めた。

(1) これからの図書館サービスを実現するための体制

提言 9 限られた人的資源の有効活用のためには、司書の専門性発揮に留意した業務体制を確立する必要がある。

予算・人員の増加が見込めない状況において、図書館サービスの質を維持、向上させるためには、現状の予算と人員で今まで以上の成果が生み出せるような業務体制が必要である。職員は、図書館サービスの提供に当たっての重要な資源であるが、その能力を発揮させるためには図書館業務の仕分けが必要である。

横浜市立図書館では、図書館業務に従事する職員として、専門職である司書を配置している。現在、司書は窓口における貸出・返却業務、図書の書架への配架業務、物流に伴う図書の仕分け業務なども行っているが、これらの業務は嘱託やアルバイトも担っており、今後、利用者や地域の課題解決に役立つ図書館としての機能を発揮していくためには、司書が、レファレンスサービスや、学校連携、地域連携等専門的業務に専念し、専門職としての能力が発揮できる体制に変えていく必要がある。さらには、図書館業務の遂行に当たる職員が、横浜市の正規職員でなければならないか、あるいは、ほかの運営形態が可能であるかについても検討を要する。

司書の専門性を活かしたサービスの提供への期待は高く、市民の調査活動への支援、子どもの読書活動への支援、事業の企画運営などの図書館内の業務にとどまら

ず、他機関との連携を図り、学校現場をはじめとした図書館外のさまざまな場面での活躍が望まれている。

(2) 経営方法の見直しと評価

提言 10 現行の運営体制を転換し、市民・企業・各種団体などが持つ創造力や実行力（＝民力）を活用した手法の導入が必要である。業務のどの部分に導入するか、その具体的手法などについては、さらに比較考量が必要である。

業務の効率化や経営方法について考える際に、図書館サービスが現状より低下することでは市民の理解は得られない。図書館サービスの質の確保や、さらなる進展を目的とした効率化が実現できる経営方法が望ましい。

地方公共団体で提供するサービスについて、「民間でできる業務については、民間が実施する方が経費が削減されるので、地方公共団体は公的などところでできない業務に特化したほうが効率的ではないか」という意見が出されたが、民間が対応可能な図書館業務の範囲についてはさまざまな意見が出た。

民間の業務参入への効果として、業務内容の進展とともに、サービス提供の時間と場所や、サービスポイントの増加等が実現できる可能性が高い。

想定される管理運営手法としては、外部委託の拡大、指定管理者制度の導入、地域住民との協働、提案競争型公共サービス改革制度（市場化テスト）が挙げられているが、これらの手法について、事務局から「考えられる運営体制と効果」、「提案競争型公共サービス改革制度のガイドライン」の資料が示されている。それぞれの手法について、先行して指定管理者制度や外部委託を導入している他都市の状況を踏まえ、具体的な数値やメリット・デメリットを比較検討する必要がある。

新しい手法の導入にあたっては、経費の削減が続く財政状況の中で、サービスの質を確保するための手段であることや、同じ予算のもとで結果として図書館サービスが良くなるということを示す必要がある。また、サービスの向上については、今まで対応できなかったサービスが時間的にも質的にもできることを具体的に示す必要がある。そのためには、可能な限り数値目標を掲げて自己評価を行うとともに、図書館活動全般にわたり、外部評価委員による評価を合わせて受ける必要がある。

また、図書館のあり方については、管理運営の手法にとどまらず、図書館の役割や特定のサービスに係る受益者負担の考えなども踏まえ、公的サービスとしてのサービスのあり方を幅広く議論する必要がある。

(3) 民力の活用以外の効率的な運用の具体的な手法

提言 11 機械化による人件費削減や、地域図書館を方面別にグループ化する管理体制への変更などさまざまな手法により、経営の効率化に努める必要がある。

民力を活用した図書館経営の効率化の手法として、外部委託の拡大、指定管理者制度の導入、地域住民との協働等が想定されるが、それ以外にも業務の効率化を図る手法が考えられる。

自動貸出機の導入等、専門的な知識や技量を必要としない業務については、機械化による人件費の削減が考えられる。初期投資及びランニングコストについては、ICタグの導入により、書籍の盗難防止、省力化、蔵書点検の効率化などで回収可能である。

現在、地域図書館は、おおよそ全館同一のサービスを提供しているが、地域のニーズを考慮した独自のサービスを提供することが効率化につながるという意見がある。地域図書館が所在区の住民に対して、どのようなサービス提供をしているかを主体的に考えることができるように、地域図書館に意思決定及び財源の自由度を持たせる必要がある。この場合の地域を行政区と限定するか、地域特性を持った方面別とするかは検討の必要がある。広域の方面別に対する複数館によるサービス体制を組む場合は、現在各館で個別に実施している経理・庶務業務の集中管理による人件費削減の効果が見込まれる。

また、図書館の経営実態と経営の効率化への取組についてわかりやすく周知することで、市民の共感・協力を得ることも必要である。

4 市民との協働

(1) 図書館における市民活動の推進

提言 12 ボランティアの受け入れやサポーターとの連携を深め、市民との協働を一層推進していく必要がある。

ア 協働について

横浜市では、平成 11 年 3 月に「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」（※1）を定め、市民活動と行政が協働にあたって6つの原則を尊重して進めることとしている。市民と図書館とが協働を進めるためには、図書館（職員）と市民が、将来の図書館像について話しあって共通認識をもち、その中で信頼関係を築くということが大切である。異なる立場の人、異なる意見の人がさまざまな意見を出し合い、豊かな発想を共有し市民力に頼るだけでなく図書館側が変わるという意識を持たなければ、協働の中味は膨らまない。

図書館界においては、図書館活動を支える市民と図書館が話し合い、共有する目的をまとめた「図書館の目指すもの」（米国図書館友の会連合会）がある。

※1（横浜コード）抜粋

(1) 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となる。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となる。

(2) 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分活かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

(3) 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要である。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなる。

(4) 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）

相手の本質を十分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができる。

(5) 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

(6) 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件である。

イ ボランティア(※2)について

横浜市の図書館では、視覚障害者に対する朗読ボランティア制度を昭和 55 年から行っている。また、一部の地域図書館では、本の修理、読み聞かせ、おはなし会のボランティアを受け入れている。国内の図書館では、その他、配架・書架整理、外国語図書の整理、利用者用検索機の利用説明などにボランティアを導入している例がある。

ボランティアは、それぞれ自分の想いがあって活動をしている。その想いを汲み取って運営できる人材が欠かせない。ボランティア活動というのは、無償で行うもの、自分の好意で行うもの、と割り切られているが、受ける側はボランティアの活動を正当に評価する必要がある、ボランティアにとって活動しやすい環境づくりをしていくことが重要である。

ウ サポーター(※2)について

国内では、まだ定着していないが欧米の図書館には、図書館活動を支えるサポーターグループの存在がある。サポーターは寄付を集め、ロビー活動を行い、図書館の利用キャンペーン、あるいは大型の図書館や伝統のある図書館では館内案内を行ったりしている。横浜市においてもサポーターとの協働を横浜コードに沿って検討していく必要がある。

※2 図書館のボランティアには、いわゆる図書館サービスの補助を行うボランティアと、図書館業務には直接携わらないが図書館を支援するボランティアがある。ここでは便宜的に前者をボランティアと呼び、後者をサポーターと呼ぶことにする。

(2) 寄付による図書館支援の体制づくり

提言 13 市民自らが図書館の運営に参画しているという意識を持つためにも、寄付文化を育て、寄付の受け皿作りなどの仕組みを整備する必要がある。

図書館の運営を維持していくためには、安定した財政的な基盤が必要であるが、将来的には、図書館費の一定割合を図書館独自の財源で賄うことも必要となる。図書館サービスを楽しんでいる利用者はもちろんのこと、図書館活動の理解者である市民や企業・団体が独自財源の確保・維持に参画する方法があるが、利用者の参画を実現するためには、図書館を財政的に支援する仕組みが必要である。その仕組みとしては、支援財団や図書館のための基金の設立などが考えられる。

寄付を受けるためには、市民や企業・団体に向けた財務状況や経営方針、活動成果などの積極的な情報公開が欠かせない。こうした財政的な支援は、市民や企業・団体による図書館運営への自発的なコスト負担と考えられるものであり、今後の図書館財政を考えていくうえで欠かせない視点となる。

寄付文化が広く市民や関係団体の間に根付くためには、市民や企業・団体に対して、図書館への支援を顕彰する方法も必要である。具体的には、寄贈者・団体名の明示、図書館が行う各種催しへの優先参加、あるいは市の広告事業として既に先例のある、ネーミングライツなどが考えられる。

(3) 市民の意見が反映される仕組みづくり

提言 14 図書館への市民参画の機会が求められており、図書館長の諮問機関としての「図書館協議会」に限定することなく、市民代表による「図書館市民会議」など市民意見が反映、実現される仕組みづくりが必要である。

市民と協働し、支援を得るためには、図書館運営に市民の意見が活かせる仕組みが必要である。

市民の意見を活かし、市民との協働による図書館運営を進める具体的手法としては、「図書館協議会」を設置するほか、実質的な協働が得られるように、図書館と地域住民の間で意見交換や交流ができる場や機会を作っていくことが有効である。特に360万という人口を抱える本市においては、きめ細やかな運営が不可欠で、そのため市立図書館に一つの協議会だけでなく、地域図書館ごとに市民会議を設置することは協働の推進に必要と考えられる。

図書館協議会の細目については、条例で定めることになるが、その内容の検討を含めて、まず市民と図書館の意見交流の機会を継続的に持つことが、実効性のある図書館協議会の設置につながる。

〈参考〉

図書館法（昭和 25・4・30 法律 118 号）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

資料編

資料 1

横浜市立図書館のあり方懇談会設置要綱

制定 平成 19 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市民との協働を進め、より効果的・効率的な図書館運営を行っていくにあたり、これからの横浜市立図書館のあり方を検討するため、「横浜市立図書館のあり方懇談会」(以下「懇談会」という)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その成果を横浜市教育長に報告する。

- (1) 横浜市立図書館の経営のあり方
- (2) 横浜市立図書館の図書館サービスのあり方
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 10 人程度で組織する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は広く図書館について見識を有する者の内から、教育長が委嘱する。

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(設置期間)

第 6 条 懇談会の設置期間は、設置の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(座長及び副座長)

第7条 懇談会に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。

3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときその職を代理する。

(会議の招集)

第8条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し又は資料の提出を求めることができる。

(定足数)

第9条 懇談会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(議事の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条に基づき、懇談会の議事を公開する。ただし、同条各号に該当する場合、座長は議事を公開しないことができる。

2 議事の公開に関し必要な事項は、横浜市審議会等の会議の開催に関する要綱(平成12年6月26日市市情第44号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 懇談会の庶務は横浜市中心図書館企画運営課庶務係が担当する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の懇談会は、教育長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、平成20年3月31日をもって、その効力を失う。

資料編

資料 2

「横浜市立図書館のあり方懇談会」委員名簿

氏名	職業	選考区分	備考
伊藤紀久子 (いとう きくこ)	「つづき図書館ファン倶楽部」代表	市民代表	
井堀利宏 (いほり としひろ)	東京大学大学院経済学研究科教授	学識経験者	副座長
金指眞理子 (かなさし まりこ)	(株)金明堂専務取締役 (株)オプテカル・キッチン代表取締役	経済関係者	
金澤和子 (かなざわ かずこ)	市民グループ「子どもと本」代表	市民代表	
マリ・クリスティーヌ	異文化コミュニケーター 国連ハビタット親善大使	学識経験者	
小泉哲雄 (こいずみ てつお)	市民活力推進局区政支援部長	行政関係者	
小宮真弓 (こみや まゆみ)	横浜市立大綱小学校校長	教育関係者	平成 19 年 4 月から
高山正也 (たかやま まさや)	国立公文書館理事 慶應義塾大学名誉教授(図書館・情報学専攻)	学識経験者	座長
寺田芳朗 (てらだ よしろう)	建築家 (株)寺田大塚小林計画同人 代表取締役	学識経験者	
廣瀬通孝 (ひろせ みちたか)	東京大学工学部教授	学識経験者	
吉岡日三雄 (よしおか ひさお)	横浜市立一本松小学校校長	教育関係者	平成 19 年 3 月まで
依田和子 (よだ かずこ)	「よこはまライブラリーフレンド」代表 翻訳家、児童文学研究家	市民代表	

資料3 委員レクチャー概要及びレクチャー資料

(1) 高山委員（第1回）

「日本の図書館の現状と課題」（高山正也座長）

平成18年10月17日（火）

1 日本の公共図書館の現状

- ・ 図書館数は増えてはいるものの、伸び方が鈍っている。設置率は、市区レベルではほぼ100%に達しているが、町村では50%程度
- ・ 登録率は35%の水準まできており、国民の3人に1人は図書館を利用している（逆に言えば、3人に2人は使っていない）と言える。
- ・ 1館平均の蔵書冊数と貸出冊数は増加傾向にある一方、資料費と専任職員の数は減少を続けている。司書資格職員率は50%。

2 図書館サービスの動向；回顧と展望

- ・ 1950～60年代の図書館の活動は貸出中心だったが、図書館の浸透には大変役立った。
- ・ 図書館サービスの拡大への試みが行われ、「本が読め、知識が得られる場」から「地域を活性化させる拠点」に発展し、人が集まることから「情報発信する場」になっていく。
- ・ 今後は、図書館サービスも生涯学習面で利用者を指導していくことが求められる。

3 公共図書館を取り巻く環境

環境の変化として、情報化、ネットワーク化の進展、また、社会的には都市化、少子化、高齢化、行財政面からは自治体財政の窮迫化、定員の削減、経営マインドの導入などがあり、その中で「地域活性化拠点」としての図書館が求められている。

4 図書館の将来像

- ・ 「これからの公共図書館のあり方」の日本最初のもは、横浜でスタートさせた。
- ・ 「社会教育施設（図書館）の課題」中央教育審議会生涯学習分科会
* 運営に創意工夫を凝らしているか（従来型の簡単な行政サービス分野の運営で

は駄目)

- * 多様な学習機会の提供をしているか (いろいろな図書館サービスを提供してはどうか)
- * ニーズの把握と対応は十分か (子供の読書指導やビジネス支援だけでなく、それ以外も)
- * 民間やNPO等の多様な主体を経営に参加させているか (参加だけでなく、連携、協力、更にはITの活用も必要)
- * 図書の貸出が主になってはいないか (付随的なサービス、例えばレファレンス、図書館のPR、それらを可能にする司書の専門性を持っているか)
- ・ 「市民力」と「創造力」の源泉となる図書館サービスを志向
- ・ 市民は図書館に何を貢献できるか (図書館に対する市民の受動的関与から能動的関与への移行)
- ・ 情報資源蓄積拠点とサービスポイントの分割
- ・ 市民 (法人を含む) 参加型図書館としての横浜モデルと呼びうる図書館

日本の図書館の現状と課題

(第1回懇談会におけるレクチャー用資料)

1. 日本の公共図書館の現状

		1995年	2000年	2005年
図書館数(館)		2,264	2,613	2,931
設置率	市区	95%	97%	98%
	町村	28%	37%	47%
登録率		21%	28%	35%
1館平均蔵書冊数(冊)		97,851	108,961	117,053
1館平均貸出冊数(冊)		174,285	199,327	208,824
1館平均資料費(千円)		14,937	14,341	12,206
1館平均専任職員数(人)		6.6	5.8	4.8
有資格職員率		52%	50%	50%

※市区町村立図書館

※市区町村立図書館

2. 図書館サービスの動向；回顧と展望

- (1) 国民の「草の根」への図書館の浸透
- (2) 貸出サービスを中心に、利用者への支援サービスの普及・浸透
- (3) ビジネス支援に見られる図書館サービスの拡大への試み
- (4) 中核的な生涯学習施設にふさわしい指導的サービスの実践

3. 公立図書館を取り巻く環境

- (1) 情報化、ネットワーク化の進展
- (2) 都市化、少子化、高齢化
- (3) 自治体財政の窮迫化、定員の削減、経営マインドの導入
- (4) 地域活性化拠点としての図書館

4. 図書館の将来像

* 「市民力」と「創造力」の源泉となる図書館サービス

市民の図書館：図書館から何をしてもらおうかではなく、市民は図書館に如何なる貢献がなしうるか。

* 情報資源蓄積拠点とサービス・ポイントの分割

・ 情報インフラの整備 ⇒ 360万市民の懐にサービス・ポイントを
そのための情報資源蓄積は？

ネットワークによる分散、デジタル化による縮小

・ヴァーチャルな市民の書齋、生涯学習のための学校

*市民（法人を含む）参加型の図書館

専任司書：オーガナイザーとしての役割

専門職能：熟練した職能保有の市民の参加

(2) 寺田委員(第2回)

①「これからの図書館サービスを想像して

(他地域の図書館づくりをいくつか体験して)」(寺田芳朗委員)

平成18年11月21日(火)

- 1 図書館基本計画が、自治体政策の中に位置づけられることが重要である。
 - ・ 背景には教育基本法があり、社会教育政策としての理念や目標を前提とした図書館基本計画の策定が必要である。
 - ・ 事例にみる理念と目標
 - ①「図書館を核とする生涯学習拠点施設の整備」～3万人の地方都市における市民の提言から
 - ②「学ぶかたち」と「学びを支える環境・仕組み」～ある大学の図書館整備計画
 - ・ 図書館を「成長する活動と、場のしくみ」として捉えることが必要である。

2 横浜の図書館を考えるとすることは都市計画の一つの形である。

図書館を考えるとすることは、360万都市の市民生活をどのように想像し、社会生活のインフラやシステムとして支える仕組みをどのように構築していくかということ。

- ・ 横浜の図書館の今を、どう読み取るのか。今利用しない市民の声を汲み取る仕組みを考える。
- ・ 360万人のコミュニケーションや協働論には限界がある。区を単位とした考え方が必要。
- ・ 横浜の都市計画における「中央集権と地方分権」の葛藤。市民生活を視点とした都市政策であれば「都市が集まった都市地域」を前提に、官民のネットワークシステムを構築することが必要と考える。
- ・ 自治政策における「大切の順番」は市民的共感が鍵になる。市民が図書館に関心をもつことが必要。
- ・ 市民と行政の協働は、無償労働ボランティアよりも「学習型政策意思決定への参画」でありたい。

3 これからの図書館を考える

- ・ 図書館では、資料の世界が構築・表現され、変化・成長していく。
- ・ 現実の図書館の魅力は、専門職図書館員の資質にかかっている。

- ・ 市民利用も図書館も同じ成長する有機体。
- ・ 一つ一つの図書館を考え、その地域にあった図書館運営をすることが必要。
- ・ 区の図書館の魅力づくりには、区民が図書館への関心を持つことが大切。
- ・ 横浜市民には「居場所としての図書館」への要求はあるが、あきらめの気持ちもある。
- ・ 図書館は横浜の政策の中で、どれだけ愛されているのか。図書館が自治政策と疎遠では、社会基盤システムとしては生き残れない。
- ・ 地域社会が図書館を創り、図書館が地域社会を変える。

横浜市立図書館のあり方懇談会・第二回

参考資料：選沢貴、寺田

平成18年11月2日

教育基本法

公布 1947 (昭和22) 年 3月31日
施行 1947 (昭和22) 年 3月31日

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を構築して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本に於いて教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真実と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真実と正義を愛し、他人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に育ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条 (教育の方針)

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実生活に即し、自主的精神を養い、自他の愛護と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条 (教育の機会均等)

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、階級、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第7条 (社会教育)

- 1 家庭教育及び幼少の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他の適當な方法によつて、国民の目的の實現に努めなければならない。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)
最終改正：平成十一年二月二日法律第一六〇号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条

この法律は、社会教育法 (昭和二十四年法律第二百七号) の精神に基づき、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

- この法律において「図書館」とは、圖書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その収集、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の法人が設置するもの (学校に附屬する図書館又は図書館を除く。) をいう。
- 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といひ、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

資料編 寺田委員レクチャー資料
参考資料：選沢貴、寺田
平成18年11月2日

第二回導入のお話：

「これからの図書館サービス」を想像して：

他地域の図書館づくりをいくつか体験して

寺田芳朗

1. 図書館基本計画 というのがはじめに自治体政策にあつて、

- ① 図書館って何？ プログラムの重要さ、その前提としての政策理念と目標。
・ 前回のキーワード 「社会教育施設 (図書館) の課題」 ・ ・ ・ 社会教育施設運営の課題 と 読むか
・ ・ ・ 社会教育 機関としての課題 と 読むか
・ 背景にある教育基本法の読みかた、社会教育政策としての役割
- ② 図書館基本計画：ふたつの異なる事例の事例の時代。
・ 3万人の地方都市で町民達が自身で確かめた言葉、望んだ政策のかたち。
・ なせ学ぶのか、どう学ぶのか、大学図書館の将来像を学生生活の情景として表現する。
- ③ 図書館基本計画：「成長する活動と場のしくみ」として図書館をとらえて。

2. 横浜のとしよかんを考えると、というのは都市計画の一つの采

- ・ 360万都市の市民生活をどう想像し、支えるしくみ (社会生活インフラ・社会生活) を計画するか
- ① 横浜の図書館の今：どういふ視点で統計を眺めるとるか。
・ 実態を知る：大規模と比較出来る例は国内に無い。市民生活視点なら区の図書館に着目したい。
・ 利用者市民も図書館も現状満足する図書館、今利用しない市民の声を汲み取るしくみは、
・ 横浜の都市環境としよかん：どういふ視点で都市環境を眺めるとるか。
・ 都市計画における、横浜の中の「中央集権と地方分権」の意識。360万人のコミュニティや協働論の限界。
・ 市民生活視点の都市政策なら、「都市が集まった都市地域」を前提に、ネットワークの再構築が課題となる。
- ② 横浜の図書館：自治政策のなかでの意志決定、「大切の順番」への市民共感と鍵。
・ 市民行政の協働は、無償労働がラジカルよりも「学習型政策意志決定への参画」でありたい。
・ 市民がいま、ここ、自分・自分・社会との繋がりに (海からの贈り物) に気づくとき、図書館は、

3. これからのとしよかんを考えると

- ・ 地方の図書館づくりで起きていること、ウサギとカメの昔話、逆転してゆくりサービスの質と量。
- ① 資料世界が構築され表現され、変化成長する図書館の開架室、人口が加わらなく。
・ 現実の図書館の魅力格差は、専門職図書館員の質にかかっていると30年言われて。
・ 市民利用も図書館もおなじ成長する有機体、有機体は加齢して成長を止め老衰もする。
・ 区の図書館は分館でなく地域図書館としての役割をもつて、成長するしくみになって欲しい。
- ② 居場所としての図書館への市民要求とあきらめ。
・ 各区のコミュニティ中心に、図書館複合施設が市街地に開かれ繋がった環境づくりがあるだろう。
・ 中心市街地活性化基本計画などの都市生活プラン機能に重複して位置づけられる例も他都市にある。
- ③ 図書館が自治政策と疎遠では、社会基盤が弱体化として生き残れない。
・ 地方自治の中心に位置しているというレノウン・デュー・ツールを図書館行政職員とサポート市長で確かめて、
・ 地域社会が図書館を頼り図書館が地域社会を支える、各地の地方自治での実践に参列して欲しい。

※ 奉仕対象人口1,9万人開館2年の長崎たらみ図書館の試み資料を添付いたします。

(3) 廣瀬委員(第2回)

「情報化時代の図書館」(廣瀬通孝委員)

平成18年11月21日(火)

1 情報技術の進化

- ・ 情報通信技術の能力の進化は、10年で1,000倍、20年で100万倍という速度で進んでいる(20年前:大型計算機が必要 → 現在:携帯電話で可能)
- ・ インターネットの進歩(20年前:つながること自体が重要 → 現在:コンテンツが重要)
- ・ コンピュータのダウンサイジング → さまざまな機能、多様化

2 ネットワーク社会の特性

- ・ 「空間の超越」:空間的な距離が意味を持たなくなるだけでなく、満足できる時間軸についても変化が生じている。
- ・ 「情報源への直接アクセス」:利用者が情報に直接アクセス可能
→情報を編集して見せる機能の重要性(例:新聞)
- ・ 「ロングテール市場の創出」:従来の「売れ筋商品」だけでは市場が満足しない
- ・ 「情報の大量性と保存性」:膨大な情報の中で意味のあるものをどのように探すかが重要になっている。

3 実体としての図書館の意義

- ・ インターネット社会でもコミュニケーションの場が必要になっている(例:「オフ会」)
- ・ バーチャルなものリアルなものをどのように結びつけていくかが課題
- ・ 「ユビキタス」が情報を至る所にばらまく
→「情報の建築への接近」:建築的なものと情報的なものとの交換可能性
- ・ 「ライブラリー」の二面性:建築/情報蓄積
両者の融合を図ることにより、実体としての図書館がなくなることはない。

4 新しい情報蓄積・利用のあり方

- ・ 情報検索の発達 → 「分類」という考え方を大きく変えている。
- ・ 「静的分類」(例:「鉄道史」を歴史学か鉄道工学かどちらに入れるか)の限界

- ・ 分類は「静的」から「動的」に
検索技術の発達（どこかに入れておきさえすれば検索できる）
→「どこに返してもいい」図書館も可能になる
- ・ 情報の「質」の保証は人間の役割として消えることはない
(例：ウィキペディアのように、多くの人が関わることで質が高まる事例がある)

情報化時代の図書館

- ・ 情報技術の進化
- ・ ネットワーク社会の特性
- ・ 実体としての図書館の意味
- ・ 新しい情報蓄積・利用

東京大学
情報理工学系研究科
廣瀬通孝

情報技術の進化

ムーアの法則： 計算機素子の能力は18ヶ月で2倍になる。
ギルダールの法則： 通信回線の速度は9ヶ月で2倍になる

このような急速な高機能化とその裏返しとしてのダウンサイジングが計算機という機械の特徴である。

1980	1990	2000
K	M	G
(1,000)	(1,000,000)	(1,000,000,000)

情報技術の進化

テキストからイメージへ

大きな量的な変化は質的な変化を引き起こす

Kの情報	文字と数字
Mの情報	写真
Gの情報	動画像

計算機はもはや「計算するための機械」ではない。

百聞は一見にしかず
百見は一体験にしかず (立花隆)

情報技術の進化

モバイル・ウェアラブル化

情報技術の進化

Web2.0: インターネットの進歩と発展

- ・ 1985 telnetの時代 --- つながることが重要な時代
- ・ 1995 Webの時代 --- 閲覧ソフトの時代
- ・ 2005 Web2.0の時代
 - SNS, Blog
 - 大量情報と検索の時代 Google

プラットフォームからコンテンツへ

- ・ コンテンツとは、映画・音楽・ゲームなど「情報の中身」のこと。元々コンテンツ(contents)とは「中身」を表す言葉であるが、現在この語が登場する多くの文脈では「情報の中身」のことを表す。
- ・ 国立国語研究所の調査では、コンテンツの意味が分かる人は国民の25%未満

20世紀のコンピュータ技術と
21世紀のコンピュータ技術

20世紀型IT
高効率の追求
大量生産
エネルギー型技術

21世紀型IT
分散的
効率よりも多様性
エントロピー型技術

7

ネットワーク社会の特性

- 空間の超越
空間的な距離は意味を持たなくなりつつある。
が。。。しかし。。。
(時間軸が動いているのではないか)
- 情報源への直接アクセス
たとえば、PathFinder火星着陸時のNASAサイト。
TV,新聞等のメディアの役割とはなにか?
新聞は情報のトポロジを伝える。
意味論の喪失

8

ネットワーク社会の特性

- ロングテール市場
通常の市場では上位20%の商品で収入の80%までを割出している。
しかしロングテール市場では売れない80%の売り上げの総計が50%に迫っている。

売れ筋商品からニッチ市場に。

9

ネットワーク社会の特性

- 情報の大量性と保存性
ライフ・ログ:
TV金銭品買で1日8時間記録、それを70年にわたって行なっても所要記憶容量は(わずか)10TByteである。

Life Log (DARPA) My Life Bits (Microsoft)

シグナル(意味のある情報)とノイズ(意味の無い情報)を区別するところから情報は定義される。が、本来、シグナルとノイズとは絶対的に区別できるものではない。ライフログではこの両者が区別されない。

10

実体としての図書館の意義

- バーチャルスタジアム構想
超大画面の映像装置とハイビジョン伝送により、実際には試合が行なわれていないスタジアムでも試合を楽しむことができる。

バーチャルスタジアムは明らかにTVのサッカー中継とは異なったものである
「観客」(となりの友達)はバーチャルにならない バーチャルにできないものがある

実体としての図書館の意義

- オンラインとオフライン
オフ会は決してなくなる
コミュニケーションの場としての図書館はありえる
- リアルとバーチャル
実体の役割とはなにか
VRからMR(複合現実感)へ

Reality Augmented Reality Augmented Virtuality Virtual Reality

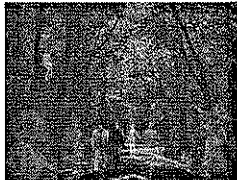
12

実体としての図書館の意義

- 建築と情報は互換性があるか？

愛知万博 領域型パビリオン

生身の人間を相手にしない建築空間とはなにか



- 情報は建築に近づき 建築は情報に近づく

建築の役割は小さくなるかもしれないがゼロにはならない

新しい情報蓄積・利用のあり方

- コンピュータを前提とした新しい分類学とGoogle

静的分類と動的分類

静的分類には限界がある

ロボットは機械工学か電気工学か？

鉄道史は歴史学か工学か？

十分な検索技術があれば情報はいくらでも取り出せる。

Google、RFIDなど、仕組みはすでに充実しつつある

- たとえばそれを利用して、

吹き溜まり型データベース：

利用者は読んだ場所で本を返す。利用者の空間的嗜好に従った全く新しい分類が可能である。自然発生型分類

14

新しい情報蓄積・利用のあり方

「十分な検索技術があれば情報はいくらでも取り出せる。」
しかし、その検索が正しいと誰が保証するのか？

- 質の保証はコンピュータに聞いても無駄である。
情報技術(情報工学)は「情報の意味論」を排除するところから始まっているから。
$$\text{bit} = \log_2 1/p$$

質の保証の主人公は人間である

- 知識の管理は分散的に行なうべきか集中的に行なうべきか

それをネットの参加者の民主主義で行なうことは可能である。
たとえば Wikipedia Googleのキーワードゲーム

- 量が質を凌駕することも忘れてはならない

15

(4) 井堀委員(第3回)

「地方財政と図書館サービス」(井堀利宏副座長)

平成18年12月19日(火)

- 1 財政上の制約 財政難により、国から地方に財源を移す代わりに補助金を削減する三位一体改革(①税源の移譲②補助金の改革③交付税の改革)が行われている。
- 2 官と民の役割分担 図書館サービスは公共財に入る。

	利用者の負担	税金
民間が供給	私的財	民間委託
政府が供給	公営企業	公共財(全国公共財・地方公共財)

- 3 市場の失敗 基本的なサービスは公的に供給した方がよい、というのが福祉国家の思想。経済が豊かになるにつれて福祉国家で面倒を見る部分が増える(大きな政府)。
- 4 政府の失敗 公共サービスは評価しにくく、値段がないので需要の大きさを計るしかない。官から民へ(小さな政府)。
- 5 公的供給と公共財
限界費用価格：資本設備は税金、経常コストは利用者が負担(例：高速道路、水道等)
X 非効率性：赤字を税金で補填→非効率な経営の原因(例：市バス見直し、昔の銀行)
- 6 民営化のメリット 受益者負担の原則：採算性を重視、過大に公的サービスが拡張する政治的圧力への歯止め。効率的な経営の達成：競争により、費用、内容の面でより効率的なサービスを提供。公的企業は政治の意思決定に曲げられる可能性がある。
- 7 図書館サービスの重要性 図書館サービスは数量的な評価が難しいが、金額に直さないと他の行政サービスと比べてどの程度の価値があるのか判断できず、予算獲得が困難。
- 8 費用対効果(便益)分析 効果は異なる指標間では比較できない。図書館サービスを受けるために、どれくらいのお金をかけてもよいか、表す手段がない。
- 9 効率的な経営 資本設備を作る際の経費を削減するか、経常的な費用を削減するかで一定の行政サービスの質を維持しながら効率的な経営を目指す。(例：PFI等の民間手法導入で効率化、民間委託や事務体制の再編)

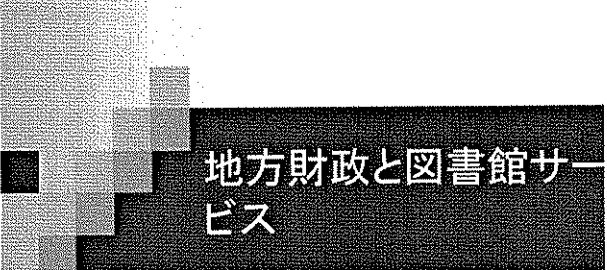
1 0 需要にどこまで対応すべきか トラベルコスト：遠くからでも来る人が多ければ価値があり、評価が高い。何らかの供給制限は必要だが、どう制限するかが難しい。

1 1 受益者負担の原則 基本的なサービス（無料）：固定費用／付加的なサービス（有料）：経常費用 基本と付加の仕分けが難しい。類似施設の美術館、博物館は無料にすべきか？横浜なら民間の代替的なサービスも利用可能。

1 2 自発的なコスト負担

図書館は行政サービスとしての評価をきちんとして必要額を打ち出す必要があり、もっと民間のサポートをうまく活用する必要がある。お金（寄付等）も人（友の会、ボランティア等）も、サポートを受けるためにはメリットをどう与えるかが重要。

（例：優遇税制、図書館サービスの優遇等）



地方財政と図書館サービス

井堀利宏
東京大学経済学研究科

財政上の制約

- 地方財政の現状: 夕張市の破綻
- 国からの補助削減: 三位一体改革
 - ① 税源の移譲: 3兆円規模で所得税から住民税へ
 - ② 補助金の改革: ひも付き補助金の削減
 - ③ 交付税の改革: 新型交付税の導入
- 横浜市の現状

官と民の役割分担

	利用者の負担	税金
民間が供給	私的財	民間委託
政府が供給	公営企業	公共財 (全国公共財、 地方公共財)

市場の失敗

- 厚生経済学の基本定理
- 資源配分の効率性:
 - 完全競争ならうまくいく
 - 「見えざる手」価格の調整
- 所得分配の公平性: 必ずしも実現しない
- 福祉国家、大きな政府

政府の失敗

- 市場の評価と政治の評価
- セーフティーネットの評価?
- 割り当て(配給)の非効率性
- 行列: 時間の機会費用で調整
- レントシーキング: 政治家、公務員の目的
- 公共サービスは評価しにくい
- 小さな政府、官から民へ

公的供給と公共財

- 公営企業(私的財の公的供給)
- 限界費用価格
 - 資本設備は税金で、
 - 経常コストは利用者負担で
- X非効率性: 赤字を税金で補填すると
 - 最初から非効率な経営をする
 - 無駄な設備投資、過剰な福利厚生

民営化のメリット

- 当該企業の目的: 便益拡大から利潤拡大へと行動原理が変化すると、採算の合わない部門、サービスは削減される
- 規制緩和: 経済的に正当化できない既得権擁護の規制を緩和、廃止する
- 受益者負担の原則: 採算性を重視することで、過大に公的サービスが拡張する政治的圧力に歯止めをかける
- 効率的な経営の達成: 民間の競争で、費用、内容の面でより効率的なサービスが供給できる

7

図書館サービスの重要性

- 他の行政サービスとの比較
- 他の自治体との比較
- 数量的な評価
- 利用者数、貸出冊数
- どれだけの人がどれだけの金額を支払っても良いか？

8

費用対効果(便益)分析

- 効果(異なる指標間では比較しない)
- 便益(金銭的な評価で比較可能)
- 費用(固定的な費用、経常的な費用、埋没費用)

9

効率的な経営

- 資本設備(PFIなど民間手法の導入)
- 中部空港
- 北九州空港
- 経常的な費用(民間委託、事務体制の再編)
- 市場化テスト、指定管理者制度、独立行政法人化

10

需要にどこまで対応すべきか

- 費用(利用者負担)ゼロでも無限の需要は発生しない
- トラベルコスト
- 何らかの供給制限は必要
- 無制限に新刊本を購入できない
- 予約制で先着順
- ネットワークで融通(配送コスト)

11

受益者負担の原則

- 基本的なサービス(無料で): 固定費用
- 付加的なサービス(有料で): 経常費用
- 公立の美術館、博物館は無料にすべきか？
- 民間の代替的なサービスの利用可能性:
書店、漫画喫茶、貸本、リサイクルショップ、文化・教育・娯楽施設

12

自発的なコスト負担

- 寄付: 優遇税制
- 友の会
- メリットをどう与えるか
- 優先的な予約、貸出冊数の上乘せ、貸出期間の優遇

13

(5) マリ委員(第4回)

「図書館とボランティア活動」(マリ・クリスティーヌ委員)

平成19年2月20日(火)

- 1 自分のボランティア活動から得られた経験
マネジメントの必要性・ボランティアの気持ちを大切に・ボランティアひとりひとりの個性・対価は金銭だけではない
- 2 Friends of the Library
 - ・ ソルトレイクシティ公共図書館(ユタ州・1960年設立)
図書館ショップの運営、中古本セール、本の寄贈受付(課税控除の対象)、会員特典の例(中古本セール時の優遇等)、寄付金の使途(スタッフの教育奨学金等)等
 - ・ オレンジ郡ライブラリーシステム(フロリダ州・1947年設立)
ブックストア経営、児童への冊子・雨の日バッグ提供、スタッフ育成、奨学金、行事開催、被災者等への本の寄贈、ボランティア学生や研究者による調査の手伝い等
- 3 ボランティア活動
セドナ公共図書館(アリゾナ州)HP上でのボランティア募集。
(例:貸出、相互貸借、テクニカルサービス補助、返本、書架整理、本の修理、大人向け/子供向けプログラム、ビジネスオフィス、本の販売、寄付リサーチ)
- 4 Library Foundation of Los Angeles(カリフォルニア州)
「図書館は、コミュニティが未来のために物を作っていくための土台である」という認識での図書館づくり。(例:ライブラリーアソシエイツ・ヤングリテラティに参加、マッチングギフトの恩恵、文学基金への寄付、分館での活動等)
- 5 ボランティア活動について
ピープルスキル、マネジメントが重要・一職員だけではなく組織をあげて取り組むべき・受ける側は時間を換算して評価すべき・お金ではない報酬を考えてはどうか
- 6 本の寄付活動を促進する仕組み作りが大切
参加する側も、寄付する側も、受ける側も楽しい、もっと参加の意識を持てる仕

組み作りを。制度を変えたり、寄付行為を募る財団を作るのもよい。(ライブラリーフレンズ・図書館・地域の商工会議所等)

7 今日的な課題「少ない財源をどこに投与すべきか」

将来の図書館を担う人材育成のために投与—そのための仕組みづくりが大切。

8 NPOづくりの方向性

ライブラリーフレンズや企業等の団体も入ったNPOをつくる。

マリ委員レクチャー資料

図書館とボランティア活動

マリ クリステイーヌ

自分のボランティア活動から得られた経験

1 マネジメントの必要性

AWC・アジアの女性と子どもネットワークでの活動

- ・現在 300 人ほどのボランティアが、無償で活動。
- ・各自が時間のあるときにぶらっと来てリストにある仕事をし、終わったら終了のチェックをして帰っていく。メニュープランニングできる人が1人いれば、この形は作れる。

2 ボランティアの気持ちを大切に

- ・他の人が困っているとわかると、ボランティアしたい人は力を発揮する。私がやってあげなくちゃと思う。ボランティアの気持ちを察してともに活動できることが大切。

3 対価は金銭だけではない

- ・ボランティアへの報酬を、お金ではないプラスで応える。例えば、学生ボランティアに対し、時間外利用を認めるなどの工夫が必要

図書館への市民サポート例(アメリカの事例から)

館名	ソルトレイクシティ 公共図書館(ユタ州)	オレンジ郡ライブラリーシステム(フロリダ州)
創立	1960 年	1947 年
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館ショップの会員による運営 収入はすべて図書館へ 文房具、グリーティングカード、ブックエンド、しおりなど。 ・ 中古本セール(年 1 回) ・ 本の寄贈受付 年間 10,000 冊 受入れなかった資料は中古本セールへ 寄贈は課税控除の対象 ・ 寄付金の用途 備品、行事、スタッフの教育奨学金 <p>【会員特典】 会費の額により特典に差をつける。 例)年会費 50 ドル 中古本セール時のプレビュー入場、会報の無料送付、図書館ショップでの 10%割引、中古本セールでの 3 ドル割引、図書館の罰金の 3 ドル割引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府関係者への働きかけ ・ 図書館の予算では補えないものをカバー ・ 利用促進のための活動 ・ ブックストアの経営 中古本、カード、カセット、文房具の販売 ・ 2004 年度活動 179 人のボランティアが、ブックストア等で 10,861 時間のサービスを提供し、211326 ドルの収益 ヘッドスタート児童に冊子配布(1500 部) 雨の日バッグを提供 スタッフデベロップメントに 5 万ドル、奨学金に 1 万ドルを提供 行事の開催 カトリーナによる被災者等への本の寄贈

1 Friends of the Library

2 ボランティア活動

セドナ公共図書館(アリゾナ州)

ボランティアへの参加をHP上で積極的に呼びかけている

内容
貸出(雑誌・新聞貸出)・相互貸借・テクニカルサービス補助 返本・書架整理・本の修理 大人向けプログラム・ビジネスオフィス・子供向けプログラム 本の販売 寄付リサーチ

3 Library Foundation

Library Foundation of Los Angeles(カリフォルニア州)

支援方法

- (1) ライブラリーアソシエイツ(サポートグループ)に参加する

会費の額により特典に差がある。

例) 500ドル(うち410ドル課税控除)

イベント情報の優先連絡、シヨップ 10%割引、会報無料送付、イベントカレンダー、メンバーシップカード、アラウドプログラムへの参加、著者とのリーディング参加、リーディングイベント参加、アメリカンエアライン 1000マイル獲得、特別展示会入場券

- (2) ヤングリテラティに参加する

2年前から開始。20~40代の若い世代による資金集めとイベントの開催。

マッチングギフトの恩恵がある。(社員が寄付すると、同額を会社も寄付する。)

- (3) グレゴリーペック文学基金への寄付

額により記念廊下に記名タイルが永久に掲示される。

- (4) 分館での活動

自分の近くにある図書館で、そのコミュニティ独自の課題に取り組む手伝いをする。

- (5) 遺贈

その際の相談も受けている。弁護士派遣なども含まれる。

- (6) 特典イベントへの参加

(7) 香典を寄付する

(8) 記名

一定額以上の寄付にたいし、特別目録カードケースの引き出し、記念廊下のタイル、文庫などに寄贈者の名を記すという形で感謝の意を表す。

(9) ライブラリーショップでのボランティア

(10) 寄付に対しての謝意

寄付額により差がある

例) 50000ドル

年次報告書等に名前の記載、特別後援者特別イベント招待、特別目録カード引き出しへの記名、寄付者による図書館名を使用したイベント開催(3回)の公認

横浜市図書館への提言

1 ボランティア活動について

ピープルスキル・マネジメントが重要

一職員で取り組むのではなく組織をあげて取り組むべき

ボランティアへの報酬はお金ではないプラスを考えてはどうか。

2 本の寄付活動を促進する仕組みをつくる

(1) ライブラリーフレンズ

図書館が必要とする本をリストに出してもらっておいて、何らかの方法で入手して寄付する。

(2) 図書館

個人が持っている本を図書館に問い合わせてもらって、図書館が要・不要を回答する。受入れた本には、希望者には、誰からの寄贈ですというカードを貼って気持ちに伝える。

(3) 地域の商工会議所など

本の寄付活動への参加を呼びかけ、図書館が必要としている本の寄贈を呼びかける。

3 今日的な課題「少ない財源をどこに投与すべきか」

将来の図書館を担う人材育成のために投与するのが大事

そのための仕組みを考えることが大切なのではないか

4 NPOづくりの方向性

ライブラリーフレンズや企業等の団体も入ったNPO

(6) 伊藤委員(第4回)

「図書館と市民との協働について①」(伊藤紀久子委員)

平成19年2月20日(火)

1 協働のとらえ方

市民対図書館という直接的な関係にとどまらず、広い意味での市民の市政参画・協働推進に、図書館が支援機関として有効かつ重要であることを、積極的にアピールすることが大切である。「市民力を支える図書館」を基本コンセプトにおいて、“人と情報、人と人の出会いの広場”を目指すことを提案したい。

2 横浜市の課題

人口360万人、広い市域に対して18館→図書館が身近にない。図書館を利用しない理由:「図書館が遠い」「図書館の場所がわからない」が上位(都筑図書館開館5周年シンポジウム(2000年)のためのアンケート調査より)

3 具体的方策として

提案 地域図書館と学校図書館を強化して、ネットワークを構築する

(地域図書館を核とした、学校図書館・区内図書貸出施設との資源共有及び物流ネットワークの構築。)

(1) 地域図書館の強化 地域図書館及び館長から政策提案、独自企画立案が可能となるような、人的・業務的環境を整えることが必要。司書の昇進制度の導入、館長の公募なども考えられるのではないか。各地域図書館ごとに「友の会」を組織し、地域市民との協働を進めることが必要。

～つづき図書館ファン倶楽部と都筑図書館の協働事例成功のポイント～

- ・活動の開始にあたって、市民と図書館職員が図書館について共通認識を持ち、議論を通して信頼関係を築いていった。
- ・ボランティアと行政がやるべきことの整理ができていた。

(2) 学校図書館との連携

- ・子どもへの全域サービスが実現するとともに、教員や保護者の図書館に対する意識改革にもつながる。
- ・21世紀型学力(読解力、情報リテラシー)を身につけるために学校図書館は有効。また、未来の市民力の育成、図書館利用者の育成につながる。
- ・学校図書館の自立が連携の条件だが、現状では学校図書館に専門職員が常駐し

- ていないことが問題。
- ・ボランティアでは、継続的計画的に学校図書館を機能させることができない。
ボランティアを活かすためにも専門職員は必要。
 - ・活動の始まった学校図書館支援センター事業に対し、公共図書館からの支援を強化する必要がある。

4 協働を進めるために

市民が動くためには、あるべき理想の姿をきちんと描く必要がある。そのために、市民を含めたプロジェクトチームの設置を。

図書館と市民との協働について

つづき図書館ファン倶楽部代表

伊藤紀久子

1. はじめに

・協働のとらえ方

図書館に対する直接的な関係のみに限定しないで、市民が協働していくためには図書館が大事だという視点も大切ではないか

・1月27日の市民交流会を踏まえて

もっと図書館の働きを知らせる必要がある

基本コンセプト

「いつでも、どこでも、誰でも一市民力を支える図書館」

人と情報、人と人との出会いの広場

横浜市の課題

360万市民、広い市域に対して18館しか図書館がない

都筑図書館開館5周年記念シンポジウム(2000年)のためのアンケート調査において、図書館を利用しない理由の上位は「自宅などから遠い」「都筑図書館を知らない」

2. 具体的方策として

地域図書館と学校図書館を強化して、ネットワークを構築する

2-1 地域の課題は地域図書館で—ファン倶楽部と都筑図書館との協働体験を通して

資料1 つづき図書館ファン倶楽部と都筑図書館との協働事例

資料2 「都筑のみなさま、長い間お世話になりました」

ファン倶楽部発足の契機となったシンポジウムを見直してみると、市民との協働を図書館から働きかける場合のポイントがわかる

資料3 「地域図書館の新たな役割を考える」「市民と図書館が協働で」

協働の場をつくって、行政のやるべきこと、市民のやるべきことを整理し、コーディネートする

★地域図書館を強化するための提案

- ・地域図書館の裁量権を広げる
- ・地域図書館の館長をもっとスペシャリティに—政策提言のできる人
- ・地域の市民を巻き込む—地域図書館ごとに友の会を組織

2-2 今、なぜ学校図書館との連携が必要なのか

- ・子どもへの全域サービスの実現
- ・学校図書館への追い風
読解力、読書力、情報リテラシーを子どもたちにつけることが求められている
教育再生が求められている→学校図書館の教育力
- ・未来の市民力、図書館ユーザーの育成

横浜市の小・中学校の学校図書館の課題

専任の専門職員の欠如—司書教諭は兼任・時間軽減なし、学校司書は未配置

- ・蔵書構築がされていない—曝書、選書、配架
- ・資料提供をする人がいない
- ・図書館や資料の使い方を習う機会がない

ボランティアの増加

ボランティアを活用している学校数の割合

小学校 66.3% (59.9%) 中学校 15.1% (12.7%)

(文部科学省学校図書館の現状に関する調査・平成18年4月発表)

ボランティアの限界

資料4「学校図書館ボランティアの可能性と限界」

ボランティアを生かすには、学校側に、主体的なビジョンとコーディネーター、子どもの学びをともに考える、開かれた関係が必要

学校図書館支援センター事業を生かすために強力な支援を

資料5「学校図書館支援センター推進事業」

3. 横浜市立図書館のグランドビジョンを

地域図書館を核としたネットワークの形成

区内の図書施設、学校図書館の資源共有、物流ネットワークの構築

資料6 市民の提言

(7) 金澤委員(第4回)

第4回「図書館と市民との協働について②」(金澤和子委員)

平成19年2月20日(火)

- 1 市民グループ「子どもと本」の15年間の活動経験から見えてきたこと。
 - (1) 図書館を中心に、区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザ、おはなしグループ等と連携しながら、さまざまな協働を経験してきた。

最近例) 調査研究報告書『ことばの種を蒔く』：子育て中の市民(1,430人)、おはなしグループ(79団体)、市立図書館(18館)、地域ケアプラザ(60館)、福祉保健センター・社会福祉協議会(18区)が関わった市民主導の協働事業。
 - (2) 協働には行政主導と市民主導の2つの形態がある。市民と行政には意識の違いと考え方のずれがあるが、協働することには多くの利点がある。
 - *市民がもつ利点：草の根的ネットワークの強み、きめ細かい対応など。
 - *行政がもつ利点：資金、広報、会場の提供、過去のノウハウの蓄積など。
 - (3) さらに果たすべき役割の違いを認識し適正な役割分担を行った上で、協働をすすめることが大切。21世紀は協働なくしては成り立たない世紀であり、市民自身が真に市民力を試される時代になった。

- 2 図書館と市民グループ「子どもと本」との協働事例(会場：南図書館など)
 - *みんないっしょのおはなし会(毎月一未就園児対象のおはなし会)
 - *おはなしフェスティバル(毎年3月) *絵本作家の講演会など

- 3 今後の「図書館と市民との協働」への提言
 - (1) 協働への提言

協働には、図書館からの提案型と市民からの提案型の二つのケースがある。協働にあたっては、過去の事例の検証、新たな事業提案の受入・展開など状況に応じた対応が大切であり、横浜市の協働事業提案制度なども参考として視野に入れたい。
 - (2) 望まれる協働事業

ここに①企画・施設・運営関係6例②情報・サービス関係5例③子育て支援関係6例を協働事業として提言し、特に中から③子育て支援関係の具体例を一つ挙げたい。
 - (3) 子育て支援関係の協働の具体例

図書館のさまざまなサービスの中で、子育て支援関係が大幅に立ち遅れている。特に子育て中の親子が集まるひろばや拠点の読書環境はまだ充分とはいえない。そこで子育てひろばや地域子育て支援拠点の読書環境についてアンケート調査(市内20箇所・07年2月)を実施したところ、図書館の団体貸出サービス利用は35%であった。また子育てひろば事業を展開している地域ケアプラザ(市内106館)でも同じくアンケート調査を実施したが、読書環境が非常に充実している館とそうでない館とに大きく分かれた。今後はこうしたひろばや施設に図書館がより深く関わり、子育て中の親子を支援していくことが必要である。未来を担う子どもたちと100年後の図書館のためにも、協働で子育て支援関係のサービスを充実させたい。

「第4回 横浜市立図書館のあり方懇談会」
～図書館と市民との協働について～

2007/2/20 金澤和子

1：市民グループ「子どもと本」と図書館との関わり

<活動実績>

資料4-1：市民グループ「子どもと本」の紹介・『ことばの種を蒔く』

- ◆「子どもと本」の活動—図書館を中心に協働・連携の歴史そのもの。
- ◆最近の協働の事例—『ことばの種を蒔く』調査研究報告書—市民主導の協働事業。

<経験から見えてきたこと>

資料4-2：協働推進の基本指針(抜粋)

- ◆協働の基本指針に則ることが大前提—横浜コードより抜粋
 - ①：対等の原則 ②：自主性尊重の原則 ③：自立化の原則 ④：相互理解の原則
 - ⑤：目的共有の原則 ⑥：公開の原則
- ◆協働の形態は大きく分けて2つ—行政主導の協働と市民主導の協働を両方経験。
- ◆協働にはたくさんの利点があることを認識した。
- ◆協働は時代の必然—「市民力」が真に試される時代になった。

2：現在までの「図書館と市民との協働」と考えられる事例

<市民グループ「子どもと本」として関わった主な事例>

- ◎南図書館を拠点にすべてのグループ活動やネットワーク活動を展開。
- ◎南図書館で毎月未就園児対象のおはなし会や毎年おはなしフェスティバルの開催。
- ◎図書館の団体貸し出し・読書会貸し出しを利用し一般市民に本の展示や紹介の活動。
- ◎司書や館長が市民グループの企画や講座・シンポジウムなどに参加・参画の事例。
- ◎南図書館との共催で「絵本作家の講演会」を実施。
- ◎中央図書館・南図書館を会場として講演会・ワークショップ・読書会などを実施。

<他の市民グループの事例・一部>

- ◎ライブラリーフレンド・つづき図書館ファン倶楽部の活動そのもの。
- ◎市民のおはなしグループによる定例・非定例のおはなし会やフェスティバルの実施。
 - *定例おはなし会<南図書館3・港南図書館4・中図書館4グループ参画>
 - *おはなしフェスティバル
- <山内図書館・港北図書館・港南図書館・南図書館にて複数のグループが参画>
- ◎図書館が地域の読み聞かせやおはなしボランティア連絡会の開催や情報交換の場づくりなどのパイプ役として参画の事例。
- ◎図書館が窓口(経由)のおはなしグループによる学校などへのおはなし会活動。
- ◎図書館の団体貸し出し・読書会貸し出し・文庫貸し出しなどを利用し、一般市民に本を貸し出す活動。(家庭文庫・地域文庫・園文庫・ひろば文庫など・・・)

3：今後の「図書館と市民との協働」への提言及び事例案

1) 協働の二つのケース

- 図書館側からの具体的な協働事業の提示があり——市民側がそれを受け入れる。
- 市民側からの提案を——図書館側が同意する。

2) 協働の成立に関して

- 成立した場合——過去の事例の検証。事例がない場合は新たな協働事業として・・・。
- 成立しない場合——例：市民側に広く図書館との協働提案事業などを募集する。

3) 下記に、私の考え+望む——協働事業を提言したい。

<企画・施設・運営関係への提言及び事例案>

- 図書館の企画に市民も加わり一緒に考えていく企画面の協働事業を。
- 講演会・フェスティバル・絵本展・絵画展などのコラボレーションを市民と一緒に。
- 図書館に生涯学習にかかわる相談窓口の設置を市民と協働で。
- 全市立図書館に地域住民参加の図書館協議会（地域連絡会）の設置を。
- 複合施設を併設した図書館構想を。また図書館に「絵本カフェ」のような付帯施設を。
- 図書館が市民と協働して寄付を募る&購入したい本をリストアップし寄贈者を募る。

<情報・サービス関係への提言及び事例案>

- 全市立図書館に、市民から募ったライブラリー・パートナー（企画など担当）とライブラリー・サポーター（おはなしボランティア・子育て支援者・保育ボランティアなど）による、より柔軟な地域住民サービスを図る。
- ライブラリー・サポーターによる高齢者・障害者・患者サポートシステムの導入を協働で。
*本のお届けお引取りサービス *出前出張おはなしサービス など
- 学校の読書（図書・おはなし）ボランティアのネットワーク化と情報発信・相談業務の協働化を。
- 読書ボランティア養成講座・読み聞かせ養成講座（小・中学生・乳幼児）の充実を。
- 乳幼児の読み聞かせ・読書ボランティアのネットワーク化と情報発信・相談業務の協働化を。

<子育て支援関係への提言及び事例案>

- 全市立図書館に定期的な未就園児対象のおはなし会をおはなしグループと協働で実施を。
- 図書館・福祉保健センター・おはなしボランティア3者による「つるみっこ絵本広場」のような乳幼児サービスを全区に導入を・・・。
- 子育て支援としての読み聞かせ・読書ボランティア養成講座の充実を。
- 家庭での読み聞かせの薦めと絵本相談に応じる機関の設置を市民と一緒に。
- ライブラリー・サポーターによる親子ライブラリー・サポートシステムの導入を。
*子ども見守りサービス*本のお届けお引取りサービス*出前出張おはなしサービスなど
- 子育て中の方への支援の強化を。
①：在宅で子育て中の方への支援 ②：働いている子育て中の方への支援
③：外国籍の子育て中の方への支援 ④：障害児や病気で入院中の子どもとその保護者への支援

特に、③④の分野は専門性が必要—図書館と市民と関係機関との協働化が不可欠。

4：図書館の未来——キーワードは子育て支援！！

1) 100年後の図書館のために、協働で子育て支援に力を注ぐ。

- 子育て広場・子育て支援拠点とは——子育て中の親子が集まる場。
- 子育て広場・拠点の新設にあわせて—「ひろば文庫」も増加。
- 「ひろば文庫」とは・・・

*乳幼児の親子がはじめて絵本に出会う場—大切な読書環境

*図書館の団体貸出しを利用。

資料4-3:子育て広場・拠点のチラシ「子育て応援します」

資料4-4:「親と子のつどいの広場と文化活動」子どもの文化 2006/7+8

「ママたちの居場所」図書館雑誌 2003/2

「横浜市南区の乳幼児サービスを考える」みんなの図書館 2001/9

2) 子育て広場・子育て支援拠点の読書環境アンケート調査より

- 子育て支援関係機関の読書環境整備の急務——今こそ図書館の出番。
- 図書館と子育て支援関係機関と市民の協働で⇒ポストの数ほど「ひろば文庫」を。

*子育て支援関係機関—(地域ケアプラザ・社会福祉協議会・福祉保健センター・福祉施設

こども青少年局地域子育て支援課・子育て広場・子育て支援拠点・保育園・幼稚園など・・・)

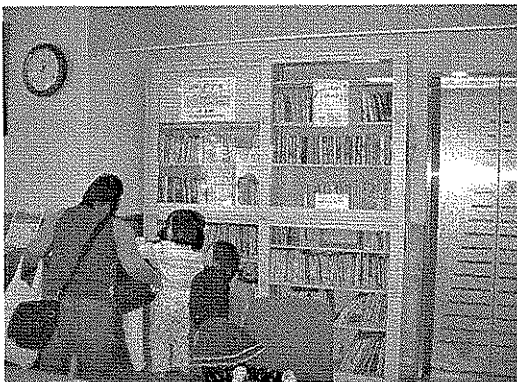
資料4-5:子育て広場・拠点の読書環境アンケート調査結果

3) 子育て広場の読書環境——「ひろば文庫」の活動紹介 資料4-6:「のんびりんこ」利用案内

子育て広場—磯子区「洋光台地域ケアプラザ」

「おさんぽ文庫」2005/4開設

「子育て広場のおはなし会」2007/2/8



子育て中の親子が集う

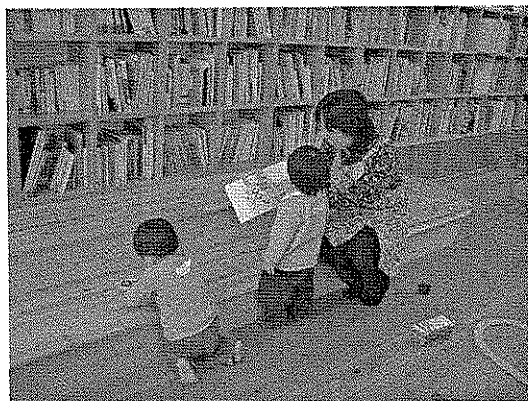


おはなしグループによる公演



子育て支援拠点—中区「のんびりんこ」

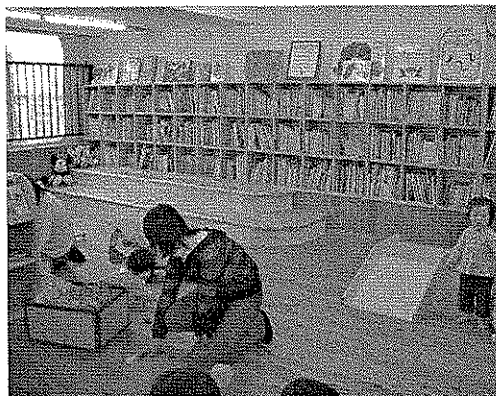
「のんびりんこ絵本文庫」2006/11開設



今日はお父さんの出番



蔵書2000冊の読書環境



くつろぐ利用者 2007/2/9



以上2箇所写真情報掲載・許諾済み

5：まとめ—未来の図書館に向けて

◆新しい価値観への転換—1対1の個別サービス+支援の時代の到来

- *赤ちゃんから高齢者まで、個々のニーズ（わがまま？）にとことん付き合う時代。
- *付加価値のある場所として、多種多様な利用者のニーズに+αのおまけつき。
- *市民という括りではなく、私一個人の気持ちに向き合う図書館に・・・。
- *癒しの場・オアシス・楽しい居場所としての機能を合わせ持つ図書館に・・・。
- *そして、なによりも司書の専門性がフルに発揮される図書館に・・・。

(8) 依田委員(第4回)

「図書館と市民との協働について③」(依田和子委員)

平成19年2月20日(火)

1 市民交流会「横浜市立図書館の未来を語ろう！」(2007年1月27日)

参加者約30人。3グループに分けて討議

協働について認識の違い(市民-図書館間、市民同士)があることが明らかになった。

2 よこはまライブラリーフレンド

アメリカのライブラリーフレンドを元に横浜モデルを作っていくことを目的に1995年に発足。2007年現在、会員54人。

(1) 活動のあらまし

- ・図書館見学会：図書館が市民にとってどんな意味があるのかを知る。
- ・図書館利用セミナー：講師は司書に依頼。司書の専門性を利用者が実感できる。職員の研修としても有効。交流を通して職員が利用者の思いを知ることができる。
- ・会報の発行：利用者の考えを図書館に伝える有効な手段。

(2) 今後に向けて

図書館員と相談しながら、利用者がより深く図書館を理解し、真の意味でフレンドになれるような企画を立案し、実行していきたい。

3 文庫

(1) 団体数の推移

年	1976	1985	1995	2006
団体数	230	330	230	210

市立図書館の増加、配本車の廃止、運営委員の高齢化などにより、2004年に197団体に減少したが、2005年以降微増傾向にある。全国3,000から4,000の文庫のうち200が横浜にある。横浜には文庫が多い。

(2) 運営状態

- 町内会、自治会が運営母体となっている文庫→子育て支援のNPO、地域ケアプラザ、学童保育、放課後が駆動クラブなど半公共的な場所での活動が増加。
- ・文庫=団体貸出登録団体ではないが、ほとんどの文庫が団体貸出を受けている
 - ・文庫間の連絡が行われず、どこに相談したら良いか悩んでいる団体が多い。

(3) 団体貸出制度への提言

文庫活動は、市民と図書館の協働事業である（市民が図書館から本を借り、貸出やおはなし会活動を行っている）。文庫への積極的なアドバイスや交流会の開催などを復活させて、文庫活動の活性化を進めてもらいたい。

4 協働に向けての提言

図書館員の生の声が聞こえてこない。市民と図書館員による作業部会で議論できるような形をとった方が良い。メンバーには図書館学を専攻している学生を入れるなど、いろいろなタイプ、年齢層の人を入れてほしい。また、十分な働きができる図書館協議会の設置を望む。

依田委員レクチャー資料

第4回横浜市立図書館のあり方懇談会 ＜図書館と市民との協働＞

2007年2月20日

依田和子

0. 交流会（1月27日）の報告

1. よこはまライブラリーフレンド

1-1. 活動のあらまし（詳細は会報31号に掲載）

1-1-1. 図書館見学会

* 横浜市中心図書館（43回）／地域館（泉・都筑・南・栄）

* 横浜市内の図書館（放送ライブラリー・神奈川近代文学館・横浜市立大学
学術情報センター・神奈川県立図書館・横浜美術館美術情報センター）

* 他都市の図書館（市川市中央図書館・浦安市立中央図書館・大阪府立中央
図書館・鎌倉市中央図書館・藤沢市総合市民図書館・国立国会図書館・国
際子ども図書館・紙の専門図書館）

1-1-2. 図書館利用セミナー（検索・予約・レファレンス・障害者サー ビス・児童サービス・郷土資料・パソコンを使った検索・自然科学&社会科学 部門・自治体行政支援サービス・Eメールレファレンス・絵本資料の利用法 など）

* 横浜市立図書館の見学会と利用セミナーにおいては、司書の方に案内や講
師をお願いし、司書の専門性を利用者である参加者が実感できる内容にし
ている。

1-1-3. 会報1～33号

* 会報では見学会・利用セミナーなどの参加者（小・中学生・高校生も含む）

に執筆を依頼し、参加者の生の声を図書館に届けることに重点を置いた。

1-2. 今後に向けて

私どもは、「よこはまライブラリーフレンド」の活動は、協働の一つと考えているので、今後も図書館員の方々と相談しながら、利用者が図書館をより深く理解し、真の意味で“フレンド”になれるような企画を立案し、実行していきたいと思っている。

2. 文庫

2-1. 文庫の推移（横浜文庫研究会による調査／横浜市立図書館年報 より）

2-1-1. 団体貸出登録団体数の推移

（図書館数）	1976年（2）	1985年（8）	1995年（18）	2006年（18）
団体数	230	330	230	210

* 1985年に330団体とピークを迎えたが、市立図書館の増加、配本車廃止、運営委員の高齢化などにより以後毎年減少を続け、2004年には197団体になった。2005年以降微増傾向にある。

2-2. 現在の文庫（団体貸出館6館の聞き取りと文庫訪問から見えてきたこと）

文庫連絡会等が存続している地域では経験の継承がうまくいっていて、新規登録団体にアドヴァイスできる体制が整っているが、最近は団体貸出館単位での文庫交流会を行っていないこともあり、運営やおはなし会などの実践についてどこに相談したらよいか悩んでいる団体もあるようだ。

2-2-1. 運営母体

横浜では、1985年当時は圧倒的に町内会・自治会が運営の母体となっている文庫が多かったが、最近は、子育て支援のNGOや地域ケアプラザなど、半公共的な場所での活動が増えている。

2-3. 団体貸出制度への提言

横浜市立図書館の団体貸出制度を利用して、地域住民に本を貸し出し、おはなし会なども行っているという活動の中身を考えると、文庫活動は、「図

書館との協働」と言えるのではないだろうか。文庫への積極的なアドバイスや交流会の開催などを復活させて、文庫活動を活性化させてほしい。そのことが、市民の図書館への理解を深め、図書館の発展につながると思われる。

3. 「協働」にむけての提案


3-1. 市民と図書館員合同の作業部会

「市民との協働」をうたうのなら、市民の視点を取り入れることが肝要である。協働計画案を練る場合、図書館員と市民とが、互いに率直な意見をぶつけあって議論できるような合同の作業部会を設け、より良い図書館活動に向けて前進することが望まれる。

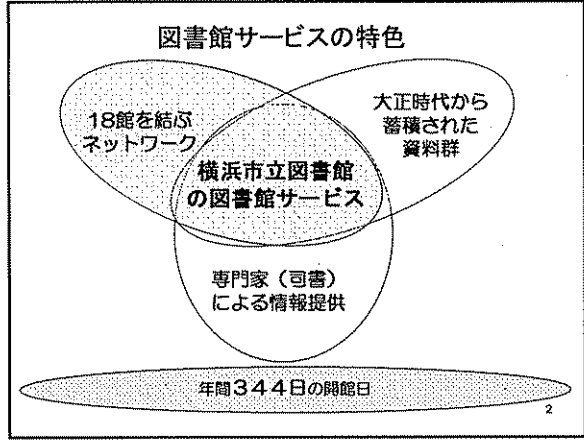
横浜市立図書館の現状と課題

財政難のもとでの図書館サービスの充実

- 1 横浜市立図書館の現状
 - (1) 図書館サービスの特色
 - (2) 歴史
 - (3) 図書館サービスの内容
 - (4) 市民要望から見た図書館の課題
- 2 横浜市立図書館の課題
 - (1) 図書館経営の考え方
 - (2) 管理運営
 - (3) これからのサービス
 - (4) 市民との協働
- 3 利用者アンケートの結果




横浜市中央図書館 1



〈横浜市立図書館の歴史〉

1919(大正8)年	開港60周年記念事業として計画
1921(# 10)	創立(横浜公園仮設閲覧所)
1927(昭和2)	現在地に横浜市図書館竣工
1974(# 49)	市立図書館2館目開館
1994(平成6)	中央図書館開館
1995(# 7)	1区1館計画達成

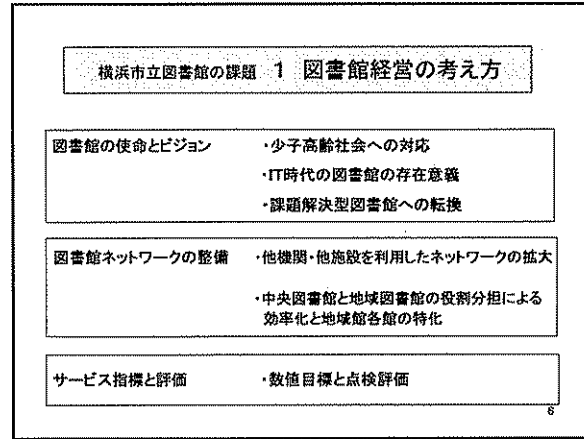
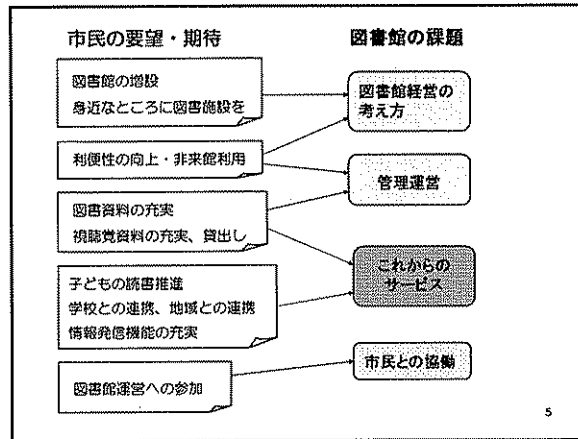
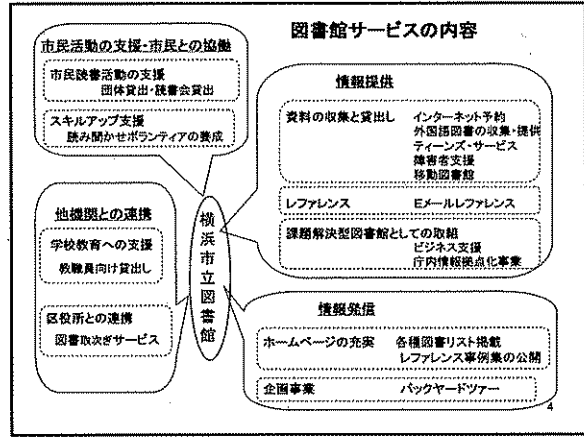


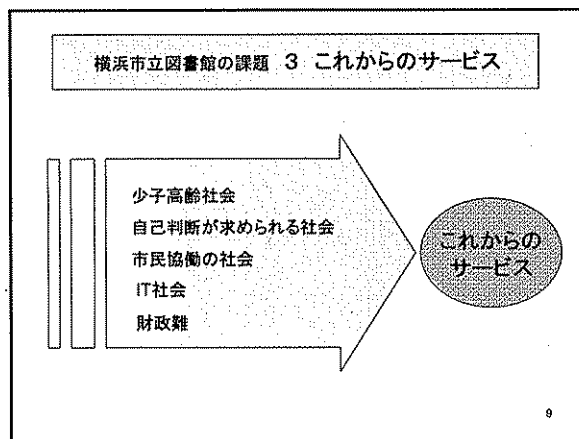
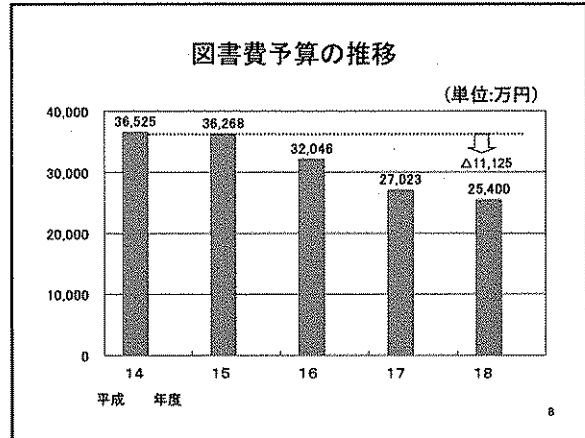
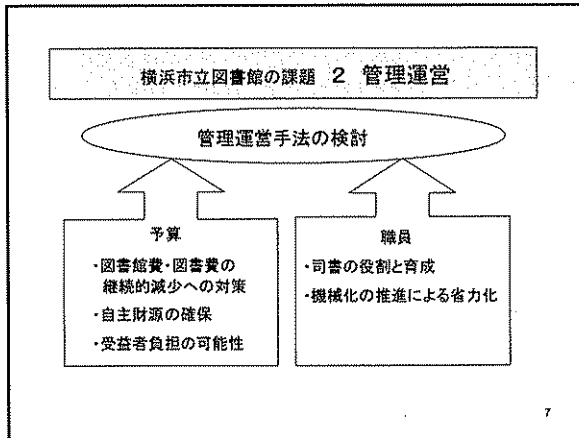
旧横浜市図書館閲覧室

〈人口の変遷〉

	人口	面積
1921(昭和10)年	43万人	37.03km ²
1974(# 49)年	256万人	419.82km ²
2006(平成18)年10月	360万人	434.98km ²

3





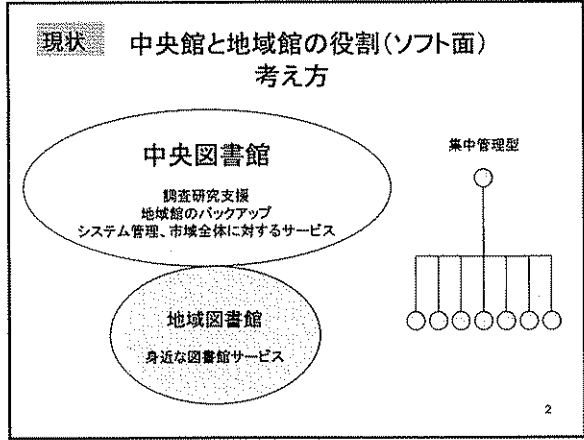
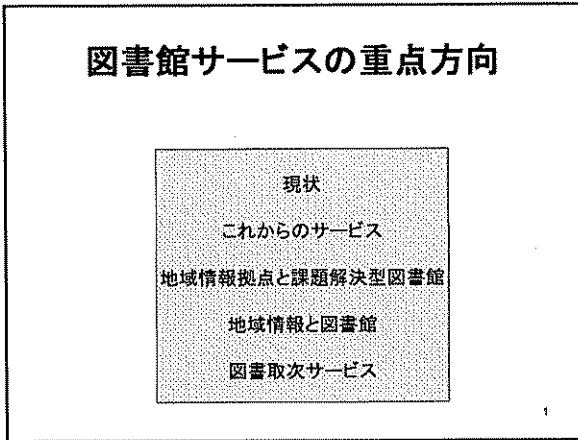
横浜市立図書館の課題 4 市民との協働

住民参画制度……図書館協議会

ボランティアの活用

図書館サポーターとの連携

10



現状 中央館と地域館の役割(ソフト面)

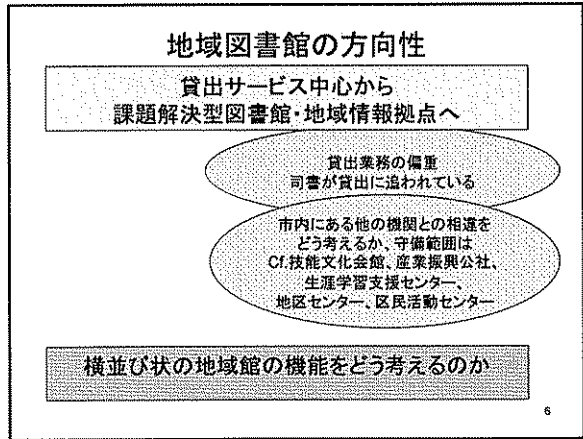
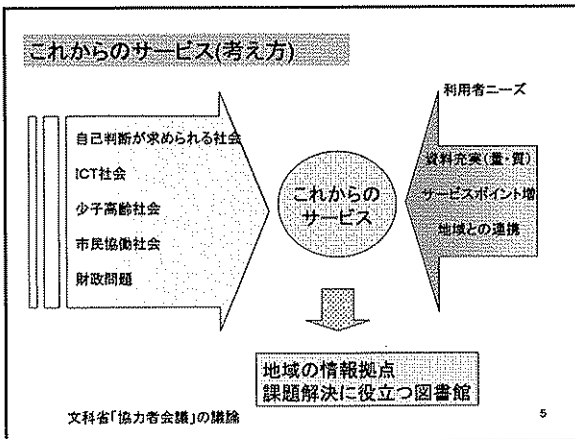
	中央館	地域館
選定・収集	○	○
貸出・閲覧	○	○
レファレンス	○	簡易
障害者サービス	○	○
団体貸出	○	一部館
AV事業	○	/
BM事業	○	/
整理・書誌作成	○	/
保存(最後の1冊・雑誌の永年保存)	○	/
情報システム管理・その他調整	○	/
地域連携(学校・区役所)	○	一部館

3

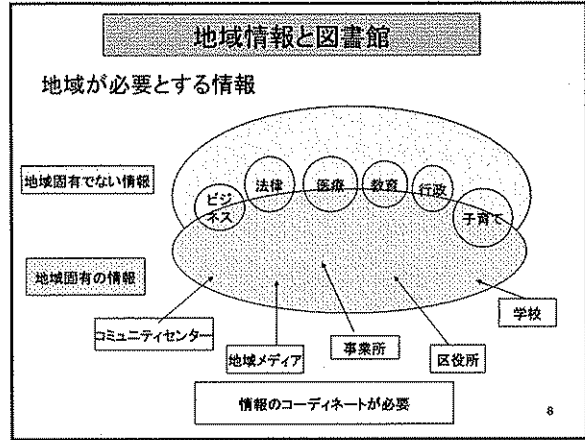
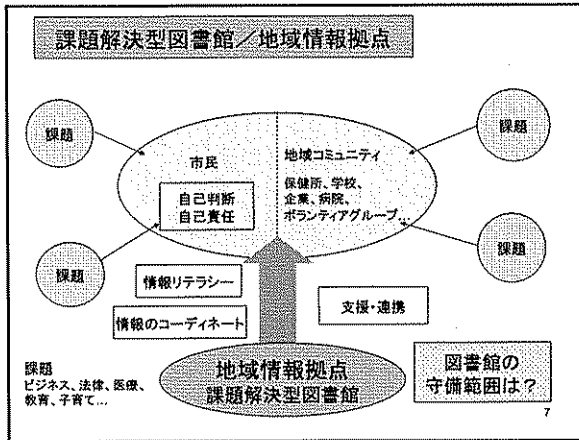
現状 中央館と地域館(ハード面)

	中央館	地域館	
		(中規模館) 保土ヶ谷、金沢、港北、山内、戸塚、磯子	(小規模館) ほか11館
建物延床面積	約21834㎡	2564㎡	1662㎡
閲覧席	578席	68席	39席
蔵書数	約140万冊	18万冊	12万冊
職員数(司書数)	99(63)人	14(10)人	11(7)人
開館時間	平日火～金	9:30-20:30	
	土日祝月	9:30-19:00	

※地域館の数値は平均値 4



資料4(2)
第2回 事務局説明資料「図書館サービスの重点方向」



図書取次サービス/試行事業について

身近な市民利用施設などで図書館蔵書の貸出、返却取次サービスを図書館と区役所とで連携して試行実施。

実施期間：平成17年12月～平成19年3月末

行政サービスコーナー

- 二俣川駅行政サービスコーナー(旭区)
- 東戸塚駅行政サービスコーナー(戸塚区)

地区センター、駅返却ポスト

- 奈良地区センター(青葉区)
- 市が尾駅、青葉台駅、たまプラーザ駅など4か所(青葉区)

9

9月の1日利用件数(平均)

東戸塚駅行政サービスコーナー		戸塚図書館	奈良地区センター		山内図書館	
貸出利用者	102人	710人	貸出利用者	18人	849人	
貸出冊数	170冊	1,800冊	貸出冊数	29冊	2,420冊	
返却冊数	200冊	1,880冊	返却冊数	46冊	2,718冊	
二俣川駅行政サービスコーナー		旭図書館	返却ポスト			
貸出利用者	98人	409人	市が尾駅	たまプラーザ駅	青葉台駅	田奈ステーション
貸出冊数	168冊	1,256冊	118冊	116冊	172冊	8冊
返却冊数	168冊	1,287冊				

10

図書取次サービス/評価

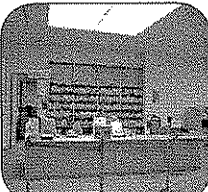
- 図書館の利用増加には直接繋がっていない
- 利便性を図る事業としては有効か？
- 「図書サービスの充実」要望が多い区域への補完的的事业か。
- 身近なサービスポイントの利用なので、利用者は限られる。
- 費用対効果をどう判断するか
貸出一冊あたり
約70～100円の経費(人件費・輸送費)
利用される図書は通常の図書館利用と変わりなし

11

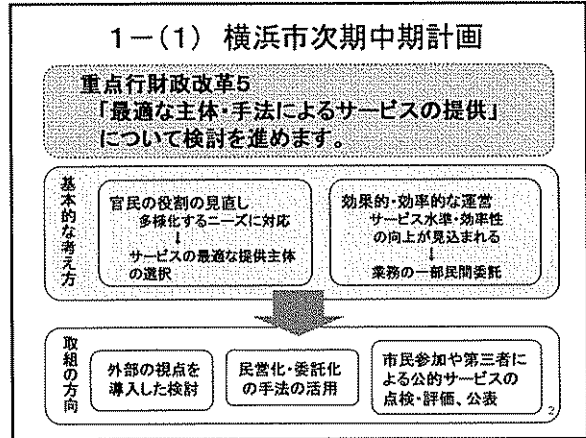
地域図書館の運営方法

サービス向上を目指した効率的な管理運営

- 1 横浜市次期中期計画及び中期財政見通し
- 2 適切な運営方法検討の視点
- 3 横浜市立図書館の運営状況
- 4 経費削減の方法
- 5 考えられる運営体制と効果
- 6 他都市の状況



磯子図書館カウンター

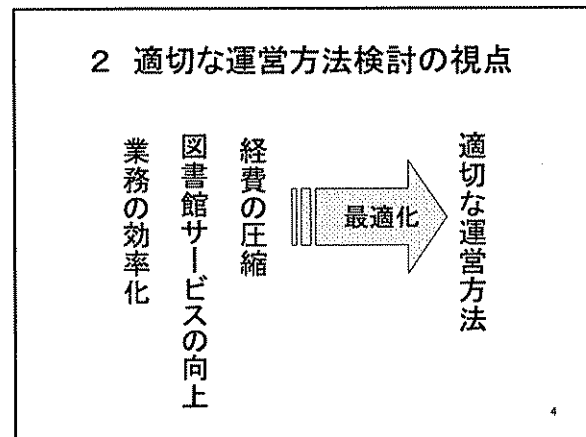


1-2) 中期財政見通し

計画期間中の財政見通し(一般会計、平成18年度～22年度)
単位: 億円

歳入	65,890
歳出	66,670
収支不足額	780
+	
重点事業の実施に必要な追加経費	830
今後、経費が不足する額	1,610

計画の実施などに必要な1,610億円については、人件費の抑制や既存事業の見直しなどを行っていきます。



3 地域図書館の運営状況(1)業務分担

	業務	作業内容	館長	事務職員	司書職員	嘱託員	アルバイト
管理業務	運営管理	予算・決算	○	○	○		
	人事管理		○	○			
専門的業務	企画	自主企画事業	○		○		
	レファレンス	調査研究援助・ツール作成			○		
	資料管理	購入選定・廃棄選定			○		
	読書振興	団体貸出・読書会貸出			○		
	学校支援				○		
非専門的業務	障害者サービス				○		
	窓口業務	貸出・返却手続	○	○	○	○	○
		登録手続	○	○	○	○	○
	予約業務	配架	○		○	○	○
		貸出・搬入処理			○	○	○
		予約受付・入力			○	○	○
予約図書準備・連絡				○	○	○	
受入業務	発送・廃棄入力			○	○	○	
	新聞・雑誌受入			○	○		

3 地域図書館の運営状況(2)人員体制

単位: 人

	館長	事務職員	司書職員	嘱託員	アルバイト	計
小規模館平均	1	1	6	2	3	13
中規模館平均	1	1	9	3	3	17
中央図書館	11	11	64	24	18	130
全館計	28	28	187	63	69	375

※1 平成17年度末の人員数によります。
※2 中央図書館の「館長」欄には部長以下の管理職を含みます。

3 地域図書館の運営状況(3)運営経費

単位:万円

	人件費	施設管理費	資料費	その他運営費	計
小規模館平均	8,200	1,750	940	0	10,890
中規模館平均	11,040	1,750	1,200	0	13,990
中央図書館	82,340	48,025	21,390	8,850	160,605
全館計	244,610	77,607	38,933	8,850	370,000

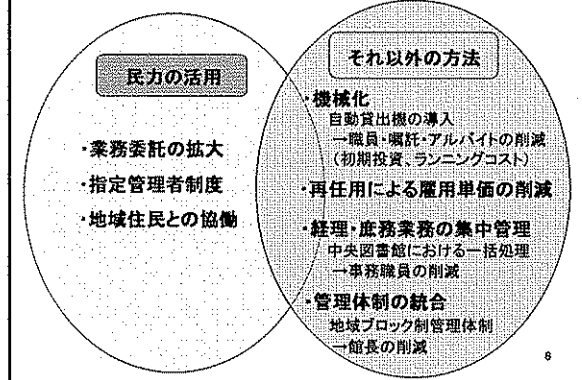
※1 金額は17年度決算額によります。

※2 「人件費」には社会保険料を含みます。

※3 「資料費」には装幀費を含みます。

7

4 経費削減の方法



8

5 考えられる運営体制と効果(1)直営(業務委託の拡大)

内容	非専門的業務の外部委託
効果	司書の専門性を発揮したサービスの提供及びサービスの拡大が可能
課題	①委託者(図書館職員)と受託者(委託業者社員)との連携 ア 指示命令系統 図書館職員から委託業者社員に直接指示ができない イ 担当業務 図書館職員業務と受託者業務の明確な分担が困難 ②ボランティアの受入

9

5 考えられる運営体制と効果(2)指定管理者制度

内容	施設管理を含めて図書館の運営全般を委託する
効果	①経費削減効果大 ②柔軟な運営
課題	①安定的な図書館経営が困難 民間業者における図書館経営に関するノウハウの不足 →a 受託可能業者がないための管理不能 b 採算性重視による管理の継続不能 ②専門的サービスの提供が困難 民間業者における専門的業務の経験と知識を持つ司書の欠如

10

5 考えられる運営体制と効果(3)地域住民との協働

想定される協働の方法
①非専門的業務を地域住民がボランティアで担う。 ②専門分野に造詣の深い地域住民が、レファレンス業務の一部を担当する。 ③地域住民が図書館の経営に参加し、市職員とともに地域図書館を運営する。 ④市は資料を提供し、地域住民は図書館を運営する。
実施する際の課題
a 地域住民の安定的参加 b 司書の専門的サービスの提供が困難 c 個人情報保護

11

6 他都市の状況(1)業務委託

金額:万円

自治体名	委託館数	委託先	契約額(推測)	委託内容	効果	
政令指定都市	A	7館 1館平均	民間業者	14,634 2,091	貸出、返却、配架、書庫出納、予約、巡回資料処理、移動図書館	正規職員:24人減 嘱託員:9人減 臨時職員雇用廃止
	B	20館	財団	68,346	貸出、返却、登録、予約、配架、配送処理、移動図書館、レファレンス、選定	
	C	1館 (総合図書館のみ)	民間業者	9,458	返却、配架、書庫出納、配送処理	
特別区	D	15館 1館平均	民間業者 12館 NPO法人 3館	39,330 2,622	貸出、返却、配架、書架整理	正規職員:各館8~10人減 非正規職員:各館3~1減

業務委託実施区:千代田区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、中野区、豊島区、板橋区、足立区

12

資料4(3)


第3回 事務局説明資料「地域図書館の運営方法」

図書館名	蔵書	貸出	開始	委託者	年間委託料	経費削減効果	サービス向上内容			
							開館時間の延長	休館日の減少	司書率の向上	その他
政令指定都市E 地域1-分館2	22	33	17.4	民間	7,100	-2,800	平日午後6時～7時		複写機50% →10%	図書購入費(全市合計)の増額(+1,000万円)
地域1-分館1	16	51		民間	6,000	-3,100				
県立F	59	13	18.4	民間	(人件費) 23,700	-8,100	全日午後8時まで	月曜休館の廃止		
市立G中央	25	70	18.4	民間	(18年度図書館費) 23,800	-6,100	10時～13時 →2時30分～16時	年末年始休館日の2日減		高齢者、障害者向け宅配サービスの実施
分館	10	55		民間						
市立H	29	59	18.4	民間	10,155					
市立I	11	9	18.4	NPO	2,300	-1,000		祝日開館	20%以上	
市立J	21	40	19.4	NPO	6,900					ボランティアの導入、寄贈図書による蔵書の充実(計画)

資料4(4)

第4回 事務局説明資料「市民と図書館の協働」

市民と図書館の協働



- 1 協働とは
- 2 横浜市立図書館が考える市民との協働
- 3 個人による参加と参加者によるグループの形成
- 4 寄附による図書館への支援
- 5 協働の事例

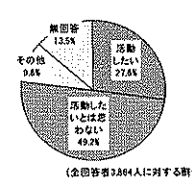
事例1 図書整理ボランティア

事例2 読み聞かせボランティア

事例3 図書館友の会による寄附活動

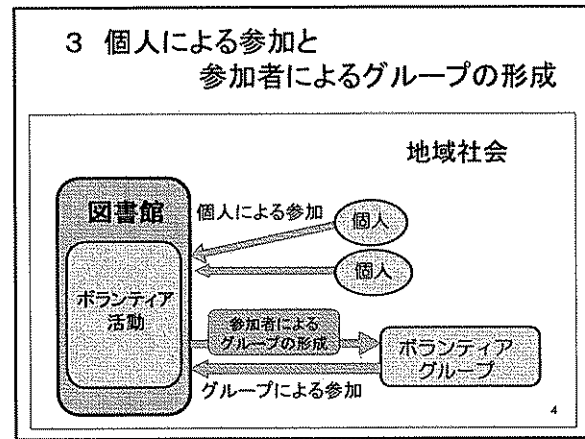
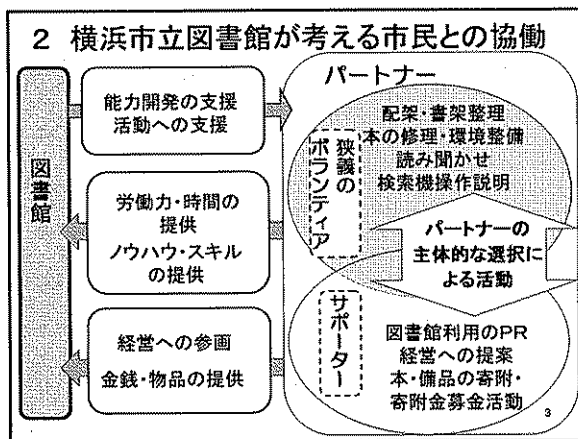
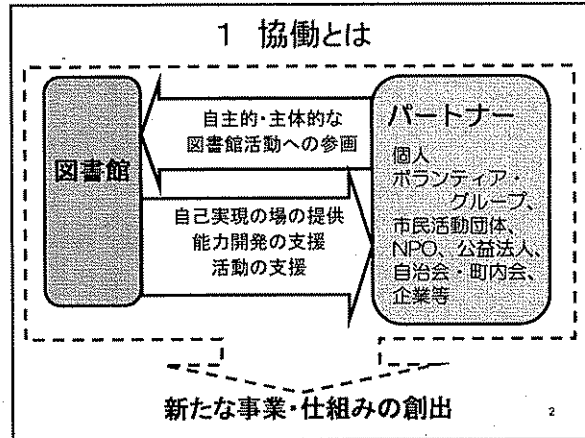
事例4 NPOによる図書館運営への参画

図書館でのボランティア活動



(全回答者2894人に対する割合)

平成18年5月実施「利用者アンケート」より

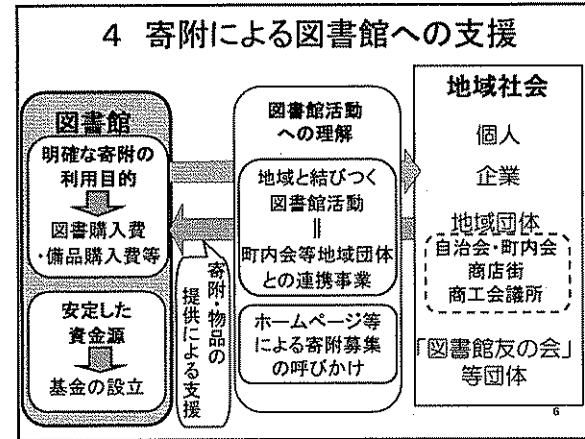


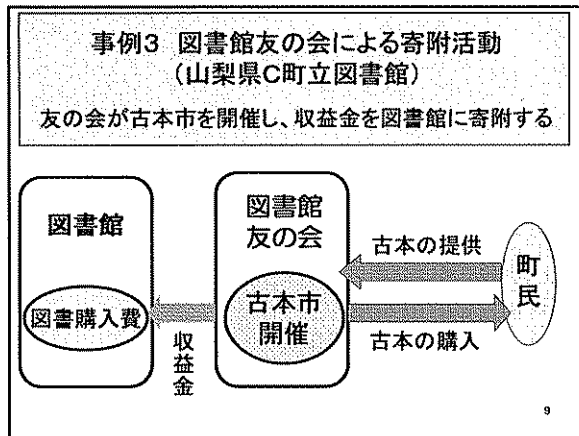
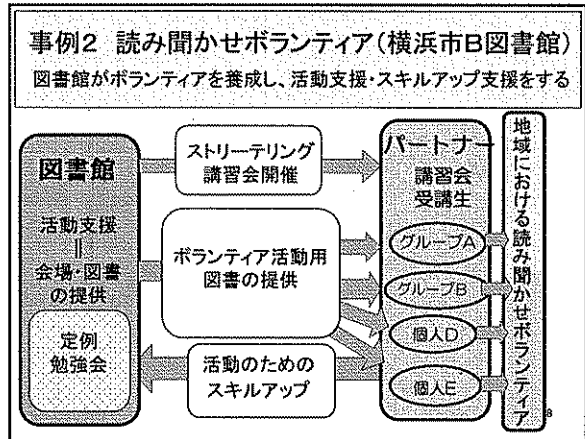
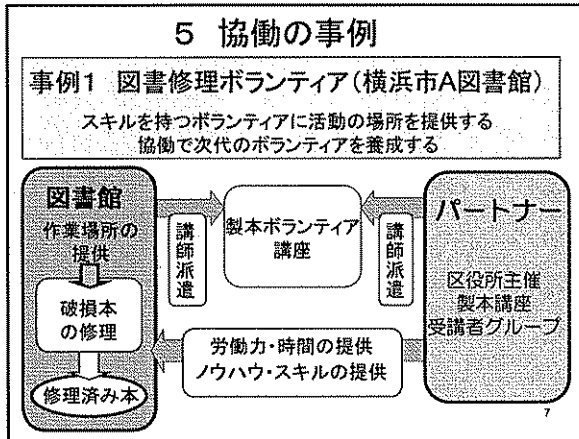
参考:平成18年5月実施「利用者アンケート」内訳

問5-1でボランティア活動をしたいと答えた1,073人(問5-1の回答者の27.6%)に対する質問です。

問5-2 ボランティア活動をしたいと答えた方にお尋ねします。次の中にあなただけで図書館でやってみたいボランティア活動はありますか。(いくつでも)

	件数	%
1 本棚の整理	780	72.7
2 本棚への返本	643	59.9
3 本の修理	515	48.0
4 本の読み聞かせ	401	37.4
5 図書館の美化(清掃・草花の手入れなど)	211	19.7
6 館内利用者用検索機の操作説明	209	19.5
7 外国語の翻訳・通訳	132	12.3
8 その他	59	5.5





事例4 NPOによる図書館運営への参画(長野県D市立図書館)
 公立図書館ではできない有料の文化活動の実施

NPOの考え方:
 「文化活動など、行政ができないこと、手のまわらないことを市民団体が継続的に担うことで、図書館が果たすべき役割を十分に果たせるようになる。」

文化事業部会	朗読会・音楽コンサート
学習活動部会	絵手紙教室・文学セミナー等講習会
情報サービス部会	図書や新聞の情報検索のサポート(無料)
喫茶部会	図書館内の喫茶コーナーの運営
図書館からの委託事業	蔵書への装備(ブックカバーの取り付け等)

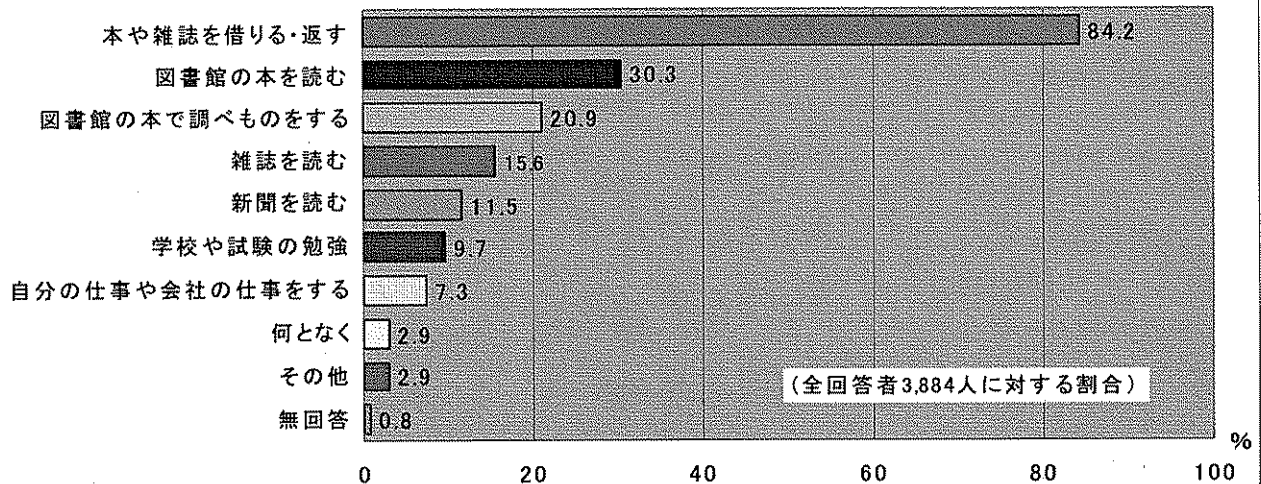
情報検索マニュアルの作成・販売

市立図書館の利用者が、日ごろ図書館についてどのように感じているかを伺い、今後の図書館運営に役立てるため、2006 年 5 月に来館者を対象に全館でアンケート調査を行い、3,884 人の方から回答をいただきました。

来館の目的

8割以上(84.2%)の方が、「本や雑誌を借りる・返すため」を挙げており、次点の「図書館の本を読むため」(30.3%)や「図書館の本で調べものをするため」(20.9%)を大きく上回っています。

問 1-a 来館目的

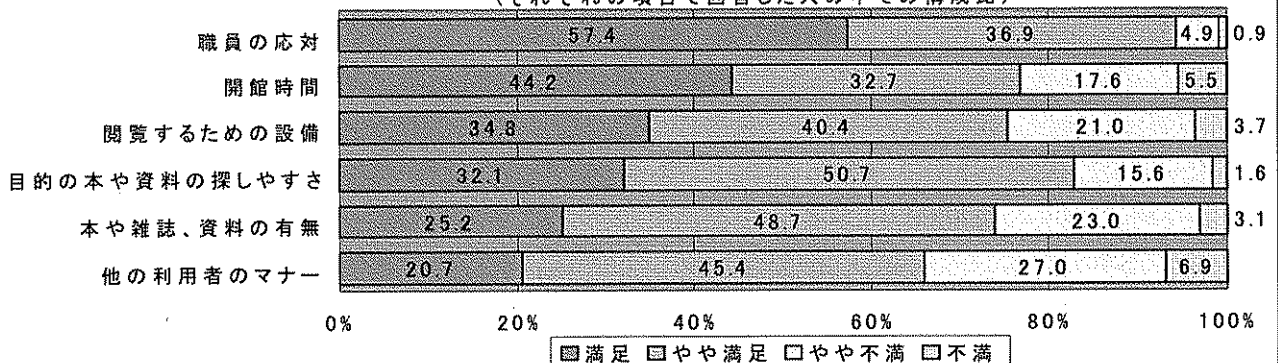


図書館利用の満足度

「満足」と「やや満足」の合計でみると「職員の対応」(94.3%)と「目的の本や資料の探しやすさ」(82.8%)が高い評価を受けました。一方、「他の利用者のマナー」に対して「満足」または「やや満足」と評価した方は、3人中2人(66.1%)にとどまりました。

問 2 図書館利用の満足度

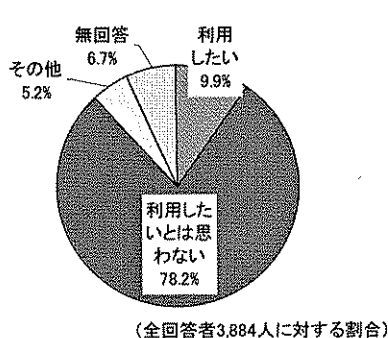
(それぞれの項目で回答した人の中での構成比)



**貸出図書の
有料宅配
サービス**

片道300~400円程度の料金でも利用したいという回答は、全体の1割(9.9%)にとどまりました。

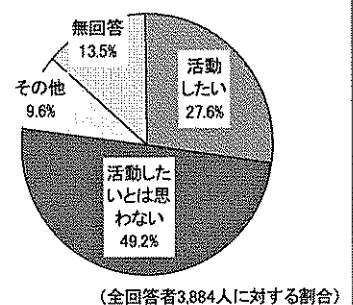
問4 貸出図書の有料宅配サービス



**図書館での
ボランティア
活動**

4人に1人(27.6%)が「活動したい」と回答しています。

問5-1 図書館でのボランティア活動

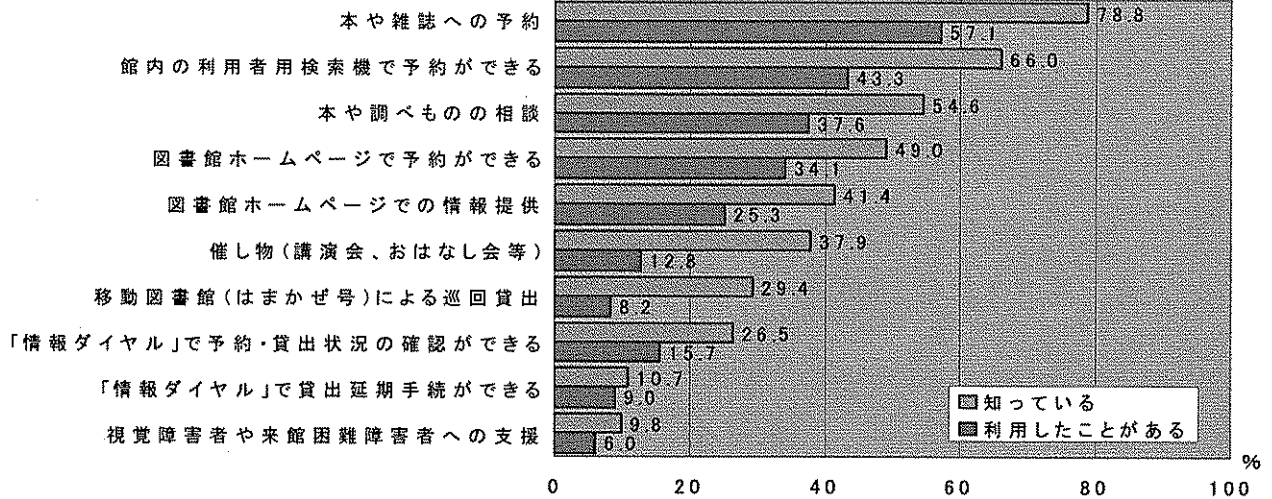


図書館サービスの認知度・満足度

「本や雑誌への予約」(78.8%)、「館内の利用者用検索機で予約ができる」(66.0%)、「本や調べものの相談」(54.6%)の認知度が高く、半数以上の方がご存知でした。

問3-1、3-2-a 図書館サービスの認知度

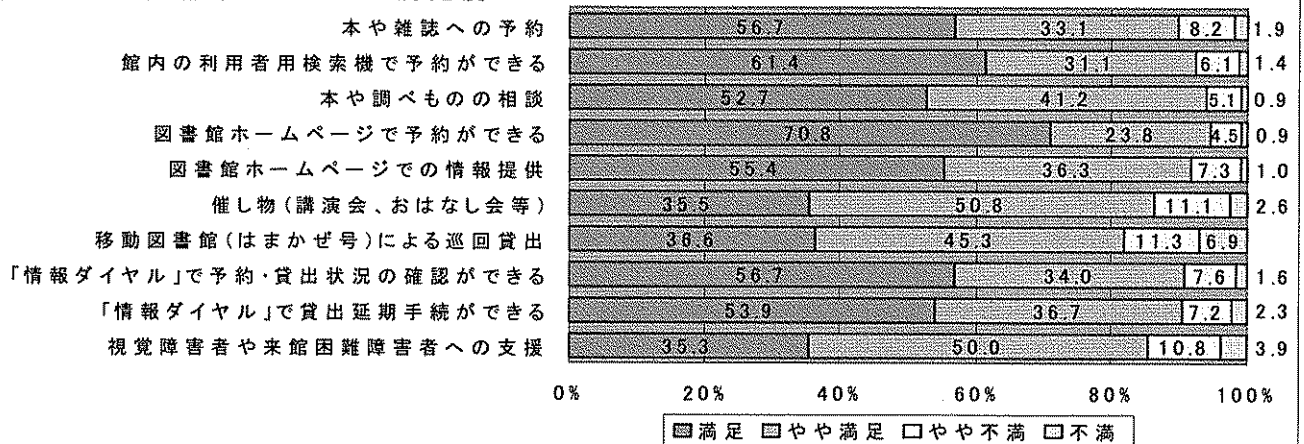
(全回答者3,884人に対する割合)



図書館サービスに対する満足度では、すべての項目で8割以上の方が「満足」または「やや満足」と評価しています。

問3-2-b 図書館サービスの満足度

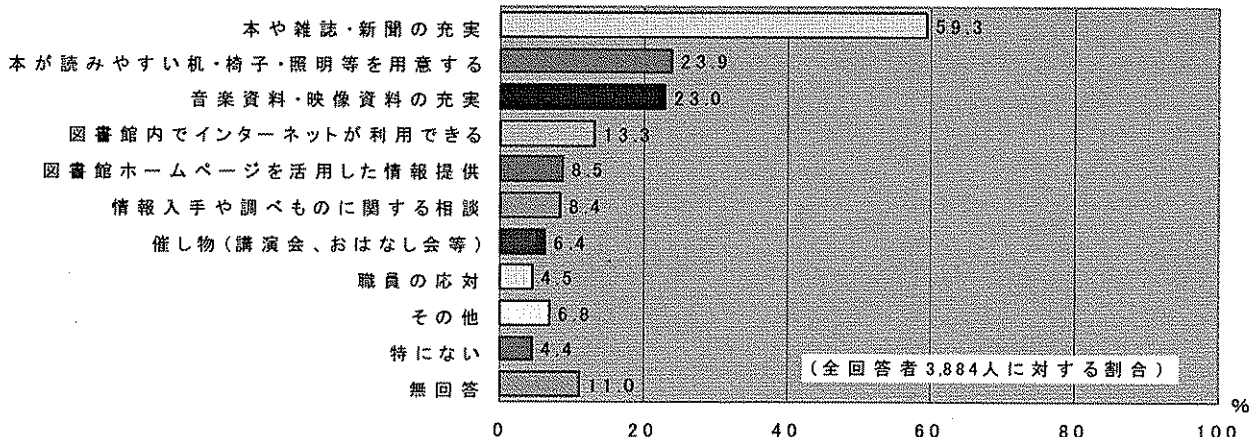
(それぞれの項目で回答した人の中の構成比)



充実を望む図書館サービス

6割(59.3%)の方が「本や雑誌・新聞の充実」を挙げており、以下「本が読みやすい机・椅子・照明等を用意する」(23.9%)、「音楽資料・映像資料の充実」(23.0%)の順となりました。

問6 充実を望む図書館サービス



提案競争型公共サービス改革制度
ガイドライン

～横浜市における市場化テストの考え方の導入～

平成 19 年 3 月

横浜市

はじめに

横浜市では、市場化テスト（官民競争入札等）の考え方を導入し、行政と民間が提案を競い合い、より良い公共サービスの提供を目指していくために、「提案競争型公共サービス改革制度」を導入します。このガイドラインは、提案競争型公共サービス改革制度の基本的な考え方を定めるものです。

本ガイドラインの公表にあたっては、行政内部での議論はもちろんのこと、外部有識者のアドバイスや、公共サービスを担う役割を持つ民間事業者、NPOの意見を踏まえて、検討を進めてきました。

今後、本制度を実施していく中で新たに課題となった事項については、必要に応じてガイドラインを改訂し、対応していくこととします。

目次

1	市場化テストとは	P. 2
2	公共サービス改革法で規定する地方自治体における市場化テスト	P. 3
3	提案競争型公共サービス改革制度の基本的な考え方	P. 4
4	提案競争型公共サービス改革制度の導入方法	P. 7
5	提案競争型公共サービス改革制度の導入により期待される効果	P. 9
6	提案競争型公共サービス改革制度実施の流れ	P. 10
	各過程の考え方・進め方	P. 11

1	提案競争型公共サービス改革制度の検討対象業務	P. 12
2	官民競争入札等実施業務の選定方法	P. 13
3	第三者機関について	P. 14
4	入札の考え方	P. 15
5	契約の考え方	P. 16
6	点検・評価の考え方	P. 17
7	個人情報・守秘義務の取扱いについて	P. 18

1 市場化テストとは

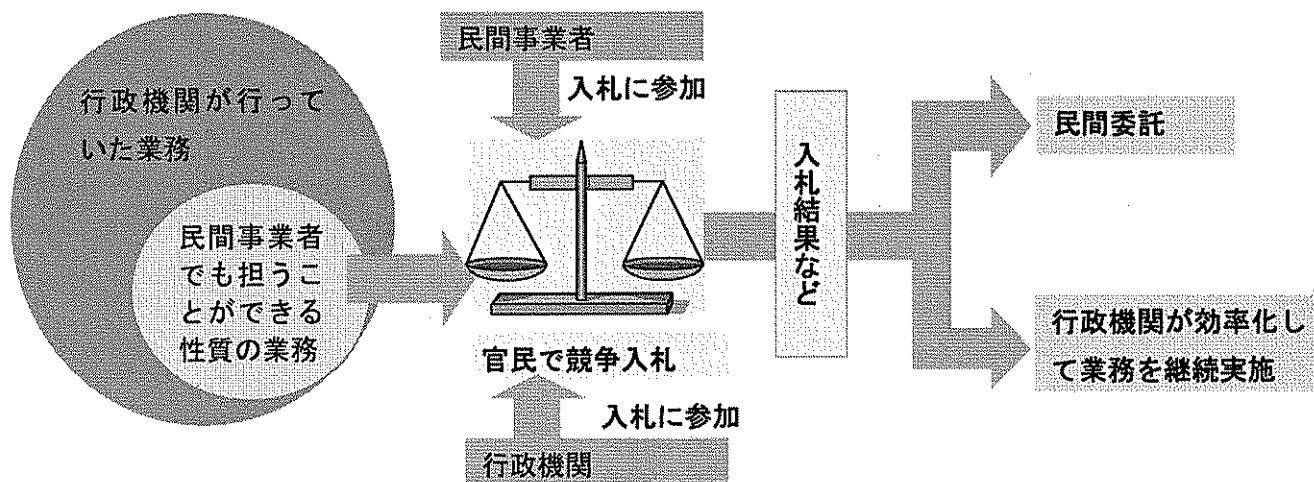
市場化テストとは、一般的に「従来は行政機関が行っていた業務について、官民双方による競争入札を実施する制度であり、競争原理を導入して、コスト削減やサービス向上を図るもの。」とされています。

市場化テストの実施効果は、

- ①公共サービスの質の向上（民間の自由な創意工夫により、きめ細やかな優れた公共サービスが提供されるようになること）、
 - ②公共サービスのコストの削減（民間の自由な創意工夫により、公共サービスの質を維持・向上しつつも、そのコストが削減できること）、
 - ③新たなビジネスチャンスの拡大、
- とされています。

イギリスやアメリカでは、1980年代から導入され、その後、何度か改定が行われることで制度の浸透が図られてきましたが、日本でも、公共サービスの質の維持向上とコスト削減を目的として、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が施行され、「官民競争入札」又は「民間競争入札」（以下「官民競争入札等」と言う）の仕組みが整備されました。

（一般的な市場化テストの概念図）



2 公共サービス改革法で規定する地方自治体における市場化テスト

公共サービス改革法では、法律で公務員が直接行うこととされている地方自治体の業務について、特例を設けることにより民間事業者でも行えるようにしています。平成19年3月現在、特例が適用される業務（国の特例適用業務も含めて「特定公共サービス」という名称となっています）は、住民票等の交付請求の受付及び引渡しなど6業務*で、毎年、地方自治体や民間事業者等の要望に基づき、この特定公共サービスを拡大していく予定となっています。

公共サービス改革法では、特定公共サービスについて官民競争入札等を実施する場合は、入札の公正な実施の監理等を行う機関の設置や、契約を行う際に議会の議決を必要とするなどの手続規定があります。

一方、法律で公務員の直接実施を義務化していない業務について、官民競争入札等を実施する場合は、特に公共サービス改革法に基づく手続を行う義務はありません。

* 法令の特例が設けられた業務（＝特定公共サービス）《地方公共団体関連》

- ①戸籍法に基づく戸籍謄本等
- ②外国人登録法に基づく外国人登録原票の写し等
- ③地方税法に基づく納税証明書 の交付請求の受付及び引渡し
- ④住民基本台帳法に基づく住民票の写し等
- ⑤住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写し
- ⑥印鑑登録証明書

※ 公共サービス改革基本方針の改定（18年12月）により、政府が措置を構わずべきとされている地方自治体関連の業務

○窓口関連業務

- ・国民健康保険法関係の一定の各種届出・申請の受付業務及び各種文書の引渡業務
- ・介護保険法関係の各種申請の受付及び同法に係る介護保険証等の各種文書等の引渡業務

○徴収関連業務

- ・地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨

3 提案競争型公共サービス改革制度の基本的な考え方

～横浜市における市場化テストの考え方の導入～

横浜市は、本制度の導入により、サービスの向上を目指していきます。

横浜市では、これまで、非「成長・拡大」という時代認識のもと、多様化する市民ニーズに行政のみが応えていくことは難しいと考え、公共サービス提供について、民間事業者を含め最適なサービス提供主体を選択する取組を進めてきました。

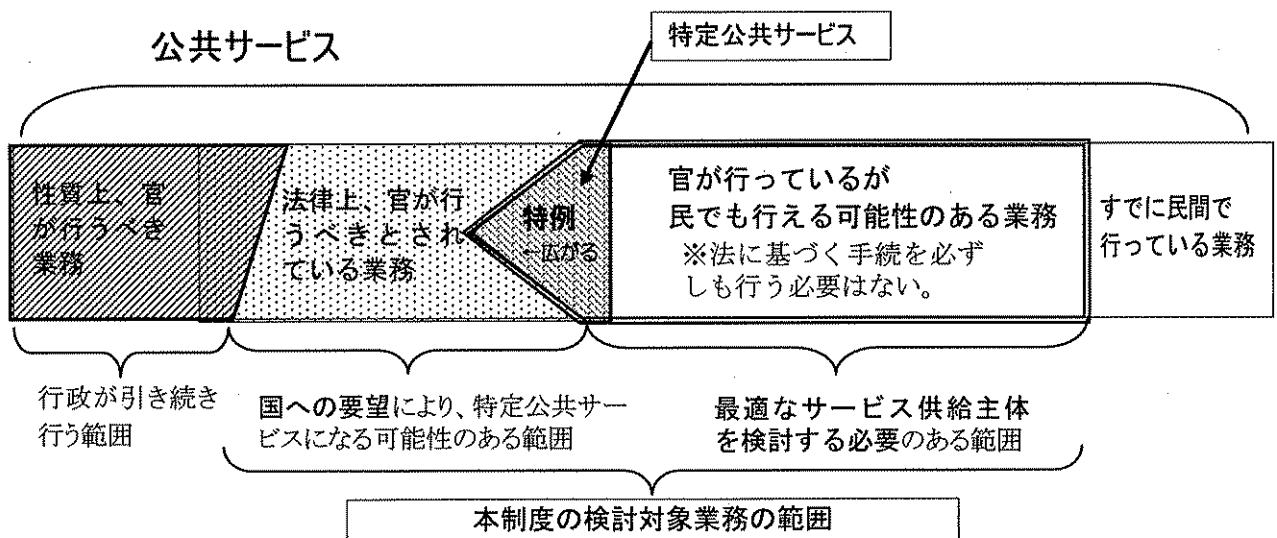
今後は、いわゆる団塊の世代の職員が大量に退職する中で、公務員が直接行うべき業務に職員を集中化するとともに、民間の力を活かして公共サービス向上を図る必要があります。

公共サービス改革法では、公共サービスの質の維持向上と効率化を目的としていますが、横浜市では、行政と民間がお互いに改善を競い合うことにより、より良い公共サービスが提供されることに重点を置いて、本制度を導入していきます。

(1) 特定公共サービス以外の公共サービスも検討対象とします

横浜市では、特定公共サービスのみ限定するのではなく、市が直接行っている業務の見直しを広く行っていくため、特定公共サービス以外の業務も検討対象とします。

ただし、公権力の行使や、市の意思決定に関わる業務など性質上、行政機関が直接執行すべき業務は、対象除外業務とします。なお、法律上、公務員が行うこととされている業務のうち、民間事業者等でも実施可能と思われるものについては、必要に応じて公共サービス改革法による特例を設けるよう、国に要望していきます。



(2) 民間事業者等からの創意工夫の意見を活かして実施業務の選定を行います

横浜市では、公共サービスについて、行政機関（市役所）のみならず、民間事業者やNPOなど、様々な主体がお互いに連携しつつ、それぞれが得意とする能力や知識・技術を十分に発揮しながら協働することで、より良い公共サービスの実現を目指しています。

行政と民間企業、NPO、市民等が協力して公共サービスを提供していくためには、これまで以上に民間事業者等の創意工夫が活かされることが重要と考えています。

従来の民間委託などでは、行政機関だけで民間に任せる業務を決定してきましたが、官民競争入札等の実施業務の選定は民間事業者等の意見を広く求める中で行い、民間の創意・工夫を活かす仕組みとします。

(3) 第三者機関を設置し、各過程に関与することで透明性・公平性を確保します

民間事業者等とともに公共サービスを担っていくためには、行政機関と民間事業者等が対等の立場となる公平性の確保が極めて重要です。また公平性を確保するためには各過程での透明性を十分に確保する必要があります。

このため、実施業務の選定から官民競争入札等の実施、点検・評価の実施に至るまで、実施に関わる全てのプロセスにおいて第三者機関によるチェックを行うとともに、その結果を公表していくことで、制度の公平性・透明性を確保します。

(4) 官民の責任分担を決め、公共サービスの提供に責任を持ちます

官民競争入札等の結果、民間に任せる場合には、契約により、個人情報の保護など、あらかじめ官民の責任分担を決めておくことで、官民双方が効果的で責任ある業務執行ができるようにします。

また、行政責任を確保する視点から、履行責任の確保策などについても契約で定めることとします。

(5) 適確な点検・評価を行っていくことで公共サービスの質の維持向上を図ります

官民競争入札等の後に、当該サービスが適切に提供されているか、点検・評価を行っていくことで公共サービスの維持向上を図ることが重要になります。そのため、公共サービスの水準を、出来るだけ定量的にわかりやすいものとし、明らかにするとともに、より良い公共サービスを提供していくため、市と民間事業者は、必要に応じて協力して情報交換や連絡会などを行うこととします。

(6) 行政機関内部からの提案も募集するとともに、積極的に挑戦できる環境を整え、職員の業務改善を促します

官民競争入札等は、公共サービスの質の維持向上、行政執行の効率化を目的としており、行政においてもこれまでの業務を点検し、効率化していくことが求められています。そのため、民間からの意見募集だけでなく、行政機関内部からの提案も募集します。

また、民間事業者等が落札した場合においても、職員の処遇については、配置転換等で対応することとし、積極的に挑戦ができる環境を整え、職員の業務改善を促します。

(7) 本制度を、公共サービス改革の一手法として活用していきます

官民競争入札等実施業務の選定過程において、民間事業者等に委託することと、行政機関自らが直営で行うことの優位性を競い、選択することが必要な場合には、官民競争入札を行います。最適なサービス提供主体や選定手法が明らかになった場合には、官民競争入札の手法にとらわれることなく、柔軟に対応していきます。

今まで行ってきた指定管理者制度、民営化、民間委託などの手法に本制度を加え、さらなる行政改革の推進を図っていきます。

参考

本制度が、業務全般を対象とするのに比べ、指定管理者制度は、公の施設のみが対象となります。また、本制度は、「行政機関が参加する仕組みを含む」という点で、指定管理者制度や従来の民間委託とは異なります。

4 提案競争型公共サービス改革制度の導入方法

提案競争型公共サービス改革制度の導入は、段階的・円滑に行います。

本制度の取組を効果的に行っていくために、導入にあたっては、事例を一つ一つ積み重ねて課題を検証しながら、3期に分けて段階的・円滑な導入を図っていきます。

なお、条例制定については、モデル業務の選定等とあわせて検討を進めます。

- 第1期では、行政機関内部からの意見を元にモデル業務を選定し、モデル業務について、民間事業者からの意見を受け付けたうえで入札を実施し、落札結果に基づき業務を開始します。

【モデル業務選定の考え方】

次のような業務の中から、行政機関内部からの意見を踏まえて、モデル業務として選定していきます。

- ・法律による規制がない業務（民間事業者でも実施可能な業務）
- ・組織的・性質的に他の業務から切り分けやすく、一連のまとまりのある業務
- ・業務を受託できる多数の民間事業者の存在が見込める業務
- ・行政機関内部で積極的に挑戦しようという意欲のある業務

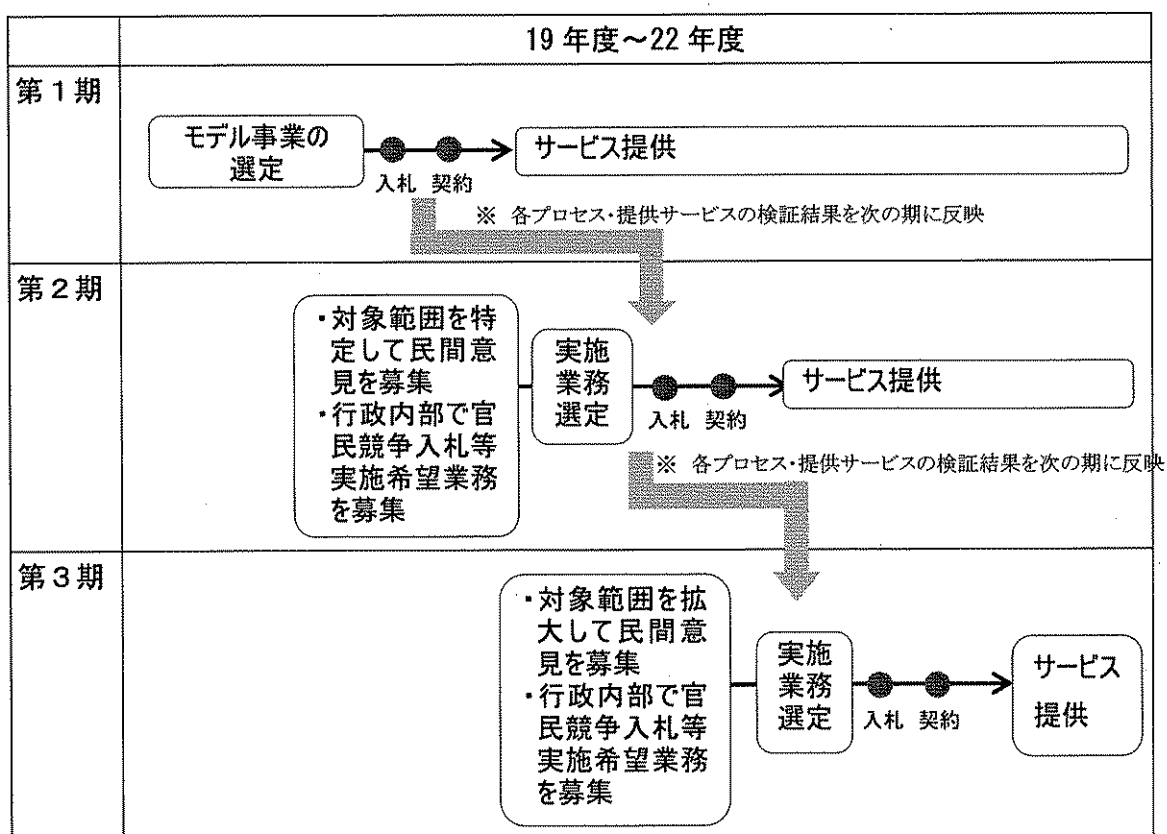
（参考）他都市事例から想定される具体的な対象業務例

- ・庶務・経理・福利厚生・入力事務など後方支援業務
- ・施設管理・運営業務
- ・徴収業務（強制執行以外）
- ・窓口業務（法的制約がある業務を除く）
- ・統計調査、検査・監査業務
- ・PR・広報・周知や、訓練・研修業務
- ・イベントの企画・運営

○ 第2期では、業務の質や規模、当該業務を執行可能な民間事業者の存在などの点を勘案しながら、一定の範囲を想定して民間意見を募集するほか、行政機関内部からも官民競争入札等の実施希望業務を募集したうえで、実施業務を選定し、業務を開始していきます。

○ 第3期では、第1、2期の検証や国・他都市の実施状況を踏まえたうえで、原則として対象業務を拡大し、民間意見を募集します。同時に行政機関内部から官民競争入札等の実施希望業務を募集したうえで、実施業務を選定し、業務を開始していきます。

《段階的導入のイメージ》



5 提案競争型公共サービス改革制度の導入により期待される効果

提案競争型公共サービス改革制度の導入により、横浜市では次の効果を期待しています。

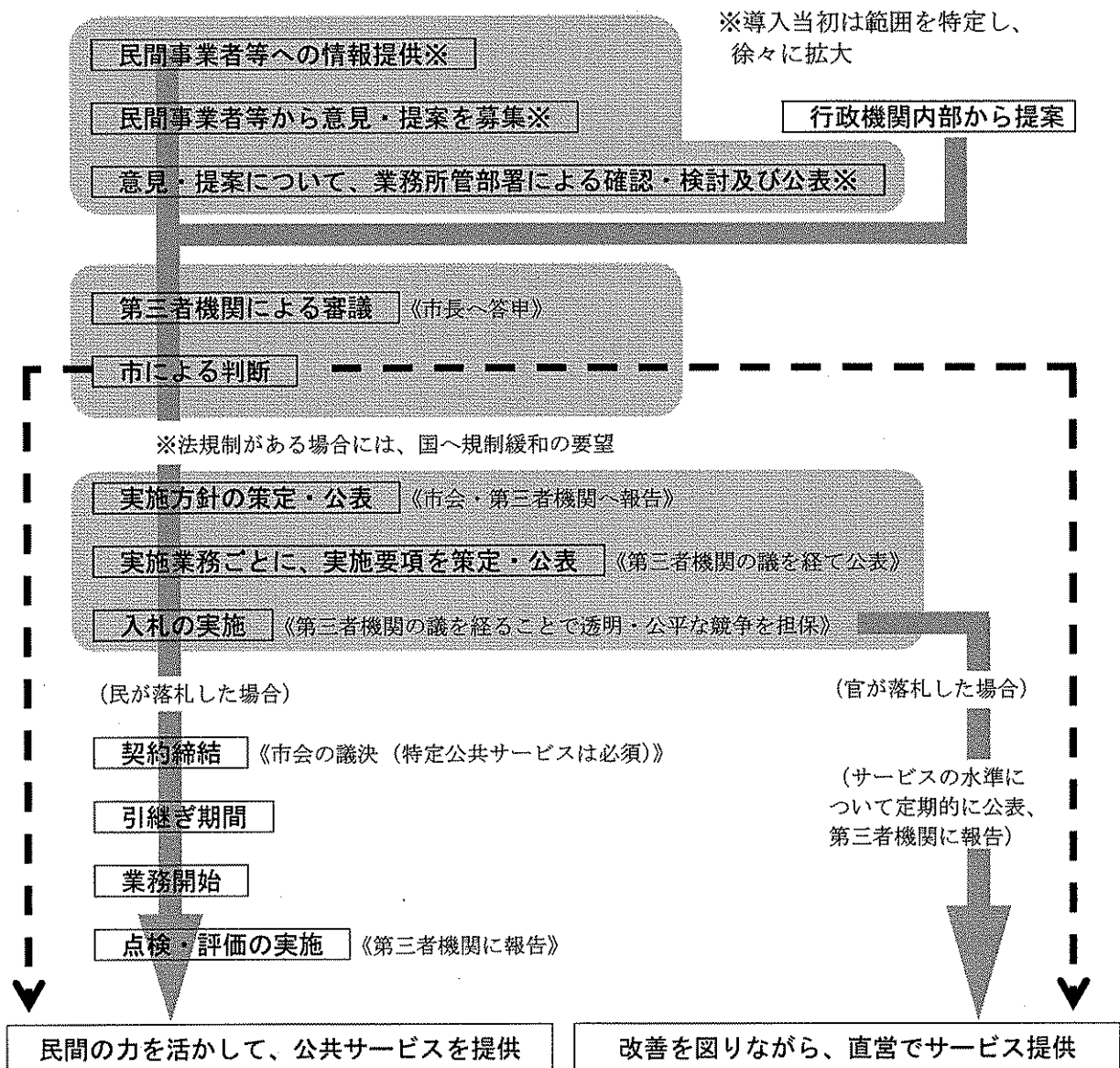
- (1) 公共サービスの質の向上と経費削減の同時の実現や、民間からの提案を受け競い合うことによる行政の意識改革など、行政改革の一層の推進
- (2) 透明・公平な官民の役割分担の決定、契約段階での官民の責任の明確化、サービスの質の定量的水準設定を行ったうえでの点検・評価など、一連のシステムを構築することで、公共サービスの質の水準を確保
- (3) 公共サービスを担おうとする意欲ある民間事業者等の参入を促進し、行政と民間でともに公共サービスをつくることを実現
- (4) 第三者機関の視点を加え業務分析を行うことで、行政でなければできない業務の範囲を明確化し、行政内部の人的資源を適正に配分

6 提案競争型公共サービス改革制度の実施の流れ

本制度の実施にあたり、まず、民間事業者から、民間での実施が可能な業務について意見を募集するとともに、同時に行政機関内部から官民競争入札等実施希望業務を募集したうえで、第三者機関による審議を経て、実施業務を選定します。

実施業務を明記した『実施方針』を策定・公表し、さらに業務ごとに『実施要項』を策定・公表し、入札を実施します。

そして、入札結果に基づき、（民間事業者が落札した場合には契約を締結し、適切な引継期間を設けたうえで、）新たな主体による業務を行い、業務の提供開始後は、あらかじめ定めたサービス水準に基づき、点検・評価を行っていきます。



第1回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成18年10月17日(火) 午後3時30分から午後5時45分まで
場所	横浜市中心図書館 第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・委員の紹介(資料1) ・事務局職員紹介 ・座長の選出 ・副座長の指名 ・懇談会の進め方について ・講演「日本の図書館の現状と課題」(資料4) ・「横浜市立図書館の現状と課題」(資料5) ・質疑応答 ・閉会挨拶
出席者	高山座長、井堀委員、伊藤委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、小泉委員、寺田委員、廣瀬委員、吉岡委員、依田委員
欠席者	なし
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・座長に高山委員を選出し、副座長に井堀委員を指名した。 ・懇談会の進め方について事務局から説明し、今後の検討内容及びスケジュールの概略を確認した。 ・「日本の図書館の現状と課題」について高山委員が講演を行った。 ・「横浜市立図書館の現状と課題」について事務局から説明した。 ・高山委員の講演及び事務局の説明に関して、質疑応答及び意見交換を行った。 ・第2回懇談会は、11月21日(火)午後3時30分から磯子区役所で開催することとなった。
意見	<p>■高山座長講演「日本の図書館の現状と課題」について</p> <p>Q.レジュメに「市民の図書館：図書館から何をしてもらおうかではなく、市民は図書館に如何なる貢献がなされるか。」という記述があるが、市民の図書館への貢献ではなくて、図書館からの情報をもとにした市政への貢献なのではないか。</p> <p>A.今回のあり方懇談会の枠の中で考えているのは、市民の図書館への貢献。その貢献で図書館のサービスがさらに充実してくる。それによって市民の市政への貢献ができるようになるのではないかと。</p> <p>Q.パソコンや携帯が非常に普及している、という話があったが、その一方で高齢者など情報の弱者がいるのも事実。図書館は全ての人に情報を提供するために存在するのだから、情報の弱者にも対応すべき。</p> <p>A.そういう方たちへのケアはもちろん考えなければならない。IT時代ということになったときに、既存の図書館が消えてしまうことを私は想定していない。図書館から紙の本が消えることは何百年の間にはまずありえないし、図書館という施設がなくなることもまずないだろう。図書館に限らず、ある特定の場において、日頃親しい人たちが顔を合わせ、話をしあうフォーラムとしての場がなければならない。</p>

	<p>Q.「生涯学習施設にふさわしい指導的サービス」、という言葉はどのようなことか。</p> <p>A.現在、図書館の利用指導（図書館リテラシー）が向上している。今まで図書館の世界は、支援サービス・補助的サービスに留めるべきである、という考えだったが、時間も経ってきているし、社会的な市民の意識も高まってきているから、そういう恐れは非常に低くなった。反対にいろいろと図書館で積極的に、利用者・市民に対して啓発活動を展開していかなければいけない、という考え方が出てきている、ということはこの「指導的サービス」と強調することで示している。</p> <p>■事務局説明「横浜市立図書館の現状と課題」について（●は委員のコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● まずコスト削減、財政困難、というところから話が始まっているが、理想の図書館像をきちんと出して、市民と市の行政へもっとアピールするべきではないか。 ● 最終的に、この懇談会では報告書を提出する。報告書の中に書かれていることを多くの関係者に知ってもらうこと、多くの行政担当者、市民の両方に、いかに広く知ってもらうかということが大事。真剣に考えたい。 <p>Q.受益者負担の可能性としてオプションサービス等を考えているということだったが、それはアンケートにある宅配サービスのことを指しているのか、それとも他に具体的なことを考えているのであれば教えてほしい。</p> <p>A.アンケートの宅配サービスについての設問には、有償では不要という人が多かった。他のサービスも含めて、最終的にはどれをもって基盤のサービスで、どこからがそれ以外のサービスかという区分けをするのが難しいが、範囲を今後検討していかなければならないと思っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な内容はわからないが、図書館のサービスを考えるときに、基盤的なサービスと、より高度なサービスに分けて考える必要があると思う。基盤的なサービスをベースにした新たなサービスが、新しい社会的な状況に応じて開発されていかないと、図書館が世の中の動きから取り残されてしまう状況がある。 ● 利用者の要求はサービスが浸透することによってどんどん高くなるが、それが市民を育てることだと思う。特に今、格差社会になっていて、お金が払える人ばかりではない。お金がない情報がほしい、という人を支援することによって、その人が自立していくことを助けると、最終的には市民に貢献することになる。目先の費用を取るによって人を育てない、というのは問題ではないか。 ● 資料の副題として「財政難のもとでの図書館サービスの充実」と付けているが、図書館だけがこういう状況ではない。何をやるか、というのがメインであって、その結果としていろいろとついてくると考えたほうがクリアになってくるのではないか。 ● 財政難ということであるが、景気もやや上向いてきたし、アピールもまだ足りない。楽観的に、景気が上向くという発想で考えていきたい。私たちの団体は、将来的には富裕層からお金を集めて、図書館に寄付したいという思いでやっている。 ● 図書館のアンケートについては、調査として出すならば、もう少し突っ込んだ形で出したほうが図書館の費用対効果が高いのではないか。たとえば、「図書館のボランティアをしたいと思わない」という項目があるが、その理由が示されていない。
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市立図書館のあり方懇談会委員名簿 2 横浜市立図書館のあり方懇談会設置要綱 3 「横浜市立図書館のあり方懇談会」の進め方 4 講演「日本の図書館の現状と課題」資料 5 「横浜市立図書館の現状と課題」説明資料 6 平成18年度横浜市立図書館ご利用者アンケート調査結果報告 7 「これからの図書館像」（文部科学省協力者会議報告書）概要

第2回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成18年11月21日(火) 午後3時40分から午後5時45分まで
場所	横浜市磯子区役所 701・702 会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・前回議事の確認 ・講演「『これからの図書館サービス』を想像して」 ・講演「情報化時代の図書館」 ・論点の整理 ・質疑応答 ・閉会挨拶
出席者	高山座長、井堀委員、伊藤委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、小泉委員、寺田委員、廣瀬委員、吉岡委員、依田委員
欠席者	なし
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の議事を確認し、修正が必要な場合は事務局まで連絡することにした。 ・「『これからの図書館サービス』を想像して」のテーマで寺田委員が講演を行った。 ・「情報化時代の図書館」について廣瀬委員が講演を行った。 ・論点の整理として「図書館サービスの重点方向」のテーマで事務局から説明した。 ・寺田委員、廣瀬委員の講演及び事務局の説明に関して、質疑応答及び意見交換を行った。 ・第3回懇談会は、12月19日(火)午後3時30分から中央図書館で開催することとなった。
意見	<p>■寺田委員講演「『これからの図書館サービス』を想像して」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書館が「人を集める」とか「稼働率を上げる」とかいう話は意外だったが、よく言われるような中心市街地の活性化などに図書館を活用できたらいいと思う。 Q.横浜市内のアクセスが悪く、また、観光資源などが特定の区に集中していたりして、区ごとにかなりの偏りがあるが、横浜で市民が満足するのに必要な図書館の数はどれくらいか。 A.伊万里市では6万人に1つの図書館を造った。地方では、従来、縦割りだった行政が所管を超えて協力するような仕組みが始まっており、横浜でもそんなことができれば良いのではないかと思う。 ● 何館必要か、という話では、以前に開いていた団体で、100館構想を作って、報告書にまとめたことがある。当時の人口が約300万人だったので、3万人に1館あればお年寄りでも子ども連れでも行けるだろうという考えだった。公共図書館を100館造るのは大変だから、地区センター図書室などの図書関連施設をネットワークで結んで、図書館のサービスポイントとして活用すれば、今でもできなくはないと思う。 Q.地方と都市では、住民にとって図書館が持つ重みが違うのではないか。都市では書店も沢山あり、多くの人が携帯電話を使うが、地方では、書店も撤退し、高齢化が進んで携帯電話を使える人も少ない状況では、都市以上に図書館が頼りにされるのではないか。 A.地方も都市も変わらないと思う。供給があつて需要が喚起されることが多いので、むしろ都会の方が、供給があれば爆発的な需要につながるのではないか。 Q.たらみ図書館が素晴らしいことに驚いたが、図書館はそれぞれの地域とどのようなネットワークを図っているのか。地域住民への必要なサービスはなにか。

	<p>A.図書館の計画を作るまでのプロセスが大事だろう。たらしみでは図書館を求める住民運動が始まってから、学校図書館との繋がりを作ったりして、人間関係・社会関係を築き、図書館の仲間を増やしていった。大都市でも、図書館の方向性や目標を決めたときには、自治体の中で他の部署から応援してもらうためにも「図書館はこういうことをしたい、こういうことができる」と旗揚げすることが大事ではないか。</p> <p>■廣瀬委員講演「情報化時代の図書館」について</p> <p>Q.地方と都市の距離の面や縦割りの面でネットワーク技術が果たせる可能性について聞きたい。</p> <p>A.会社や役所の組織の中で、ITをうまく使うことによって情報の流れ方を随分変えることもできる。縦割り組織だと全く情報の交換がなされないが、ITを使うことでバーチャルな組織として特定の問題に関して近い部署同士が協力するようなことができると思う。</p> <p>■事務局の論点整理「図書館サービスの重点方向」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書取次サービスは、一部地域での取組ということもあり取扱件数は少ないようだが、一定の件数までは赤字が出ていても、プラスに転ずるだけの件数に達すると、民間がお金を払ってでもサービスに乗り込んでくるのではないかと思う。「物を運ぶ」サービスは人気が高いからコスト面ではいろいろな解決方法があるだろう。それよりも、まず考えなければいけないのは、「身近に感じられる図書館」を増やすことであり、そうなれば図書館がもっと生活の中に組み込まれていくことになり、最終的には未来の図書館に繋がっていくのではないかと思う。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自分たちは図書館に対して温かい人間関係を求めているのに、図書館の職員が3年くらいでどんどん替わってしまうので温かい人間関係を築くところまでいかない。無機質化していく横浜の図書館に危機感を感じる。たらしみ図書館みたいな理想的な図書館が各区にできたら、利用者も集まり、非常に活性化していきだろうし、そうなって欲しいと思う。 ● 図書館の窓口でもある種の自動化は容認して、その分の時間を職員がおもてなしの心に振り向けられれば、温かい人間関係もできるのではないか。
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 2 講演「『これからの図書館サービス』を想像して」資料 3 講演「情報化時代の図書館」資料 4 「論点の整理」資料

第3回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成18年12月19日(火) 午後3時30分から午後5時30分まで
場所	横浜市中央図書館第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・前回議事の確認 ・前回テーマ「図書館サービスの重点方向」についての意見交換 ・講演「地方財政と図書館サービス」 ・図書館からの説明「地域図書館の運営方法」 ・質疑応答 ・閉会挨拶
出席者	高山座長、井堀委員、伊藤委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、寺田委員、廣瀬委員、吉岡委員、依田委員
欠席者	小泉委員
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の議事を確認し、修正が必要な場合は事務局まで連絡することにした。 ・前回テーマ「図書館サービスの重点方向」についての意見交換を行った。 ・「地方財政と図書館サービス」のテーマで井堀委員が講演を行った。 ・井堀委員の講演に関して、質疑応答及び意見交換を行った。 ・「地域図書館の運営方法」のテーマで図書館事務局から説明をした。 ・事務局の説明に関して、質疑応答及び意見交換を行った。 ・第4回懇談会は、2月20日(火)午後3時30分から中央図書館で開催することとなった。
意見	<p>■前回テーマ「図書館サービスの重点方向」について (●は委員のコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域図書館は横並びではない。図書館の側から呼びかけをして結成された都筑図書館ファン倶楽部は、市民と図書館職員の交流がうまく行っている例だと思う。 ● よこはまライブラリーフレンドは中央図書館を中心に活動をしているが、地域館でもライブラリーフレンドや友の会等を地域の独自性を出して作れたらよいのではないだろうか。 ● 学校図書館と地域図書館とが子供たちのために連携して行ければと考えている。司書教諭や図書館主任と専門家の司書の方々が一緒に読書活動ができればよいと思う。 ● 小学生の時から図書館の使い方を教えていくことが大切だ。司書教諭だけではなく、一般の教諭の方の理解も必要だと思う。 ● 地域のコミュニティの中で安心していられる唯一の場所が図書館ではないだろうか。防犯や安全・安心といった観点からも、非常に重要なポイントだと思う。 <p>■井堀委員講演「地方財政と図書館サービス」について</p> <p>Q.公共サービスは非常に評価しにくいということだが、評価しなければ次に進めないと思う。何か評価の仕方が実際あるのか、特に図書館に対しての評価はどうなのか、詳しいことがわかれば教えていただきたい。</p> <p>A. 図書館も含めて一般的に公共サービスの評価は金銭的な評価ではなくほとんどが数値目標のレベルの評価。それぞれのニーズに応じて数値目標を立てて、そこが達成されるかどうか、達成する前にどのくらいコストを下げるかという形でしか評価できない。それぞれの行政サービスとしては評価できるが、行政サービス同士を相対的に評価できないため、現在は政治の判断で、図</p>

	<p>書館のほうが重要だと思う人が多ければ、予算が多くなる。</p> <p>■図書館からの説明「地域図書館の運営方法」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアを扱う管理者側の能力も重要。官僚的な考え方を押し付けてもボランティアグループは動かない。ボランティアされている方々の想い、お手伝いしたいという気持ちを、うまく活用する能力を持っていないといけないと思う。 <p>Q.大前提として経費を削減しなくてはいけないのか。これだけ充実した素晴らしい人材がいるのなら、その方たちがさらにやる気をもってやっていける方向の話にしていくということはスタートから話さないのか。</p> <p>A.限られた財源の中で、最適で質の高いサービスを提供するために、本当に現在のような形の公共サービスが良いのかどうか、というのが大前提。基本的には市民に向けて発表した財政見通しの中で市政運営をしていくということになるため、図書館としても人件費の抑制等を具体的に考えていかざるを得ない状況。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 窓口業務が非専門的業務と扱われているが、5年間カウンターから遠ざかると選書ができなくなり、レファレンスの瞬間的な判断ができなくてパニックになるという話を聞いている。窓口業務も専門的な職員が行えば、新しいサービスの開拓や選書につながるため、窓口業務イコール非専門的業務と切り分けるのは非常に疑問。 ● 先進的に委託をしているところの事例も深く学んでおく必要がある。 ● 横浜市立図書館の費用が削減された場合に、サービスが低下するのなら、予約図書が届くのに1週間だったものが1ヵ月になる等、具体的に数字やデータで出せば市民が納得する。図書館側から提示することで、一般の市民が応援してくれるのではないか。 ● 利用者の立場から言えば、横浜市の図書館全体のことを知っていて、地域の人や地域のニーズもよく知っている真のプロが運営した方が、効率的な管理運営ができると思う。 ● プロの集団をどういう形で運営・維持するのがよいのか、ものすごく難しいと思う。 ● 誰が一番人件費を払わなければいけないか、基準を作るべきだと思う。現役を退いたOBボランティアの方々が持っている能力を生かすこともできる。資料費については、寄付行為として本を市民に要求するのはどうか。寄付行為で3000円程度であれば贈与にはならないはず。寄付された本の後ろに誰からの寄付か印刷したものを入れる。ボランティアの仕組みをきちんと構築し直すことも大切。 ● 市職員の退職後、普通の市民に戻ってボランティアとして働く、という考え方があってもよいと思う。 <p>Q.司書が削減されたら、今までも十分でなかった学校連携等を強めて行くことができるのか。</p> <p>A.司書の削減が目的ではなく、現在のサービス水準は落とさないのが前提。学校連携、児童サービスといった司書の専門業務は拡充していかなければならないと考えている。</p>
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 2 講演「地方財政と図書館サービス」資料 3 図書館からの説明「地域図書館の運営方法」資料

第4回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成19年2月20日(火) 午後3時30分から午後5時30分まで
場所	横浜市中央図書館第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・前回議事の確認 ・講演「図書館とボランティア活動」(マリ・クリスティーン委員) ・講演「図書館と市民との協働について」①(伊藤紀久子委員) ・講演「図書館と市民との協働について」②(金澤和子委員) ・講演「図書館と市民との協働について」③(依田和子委員) ・図書館からの説明「市民と図書館の協働」(横浜市中央図書館担当部長 中村昭彦) ・質疑応答
出席者	高山座長、井堀委員、伊藤委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、寺田委員、廣瀬委員、依田委員、小泉委員
欠席者	吉岡委員
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・「図書館とボランティア活動」のテーマでマリ委員が講演を行った。 ・「図書館と市民との協働について」のテーマで伊藤委員、金澤委員、依田委員が講演を行った。 ・「市民と図書館の協働」のテーマで図書館事務局から説明をした。 ・質疑応答及び意見交換を行った。 ・前回の議事を確認し、修正が必要な場合は事務局まで連絡することにした。 ・第4回懇談会は、3月12日(月)午後3時30分から中央図書館で開催することとなった。
意見	<p>(●は委員のコメント)</p> <p>■図書館からの説明「市民と図書館の協働」について</p> <p>Q. 図書館と個人・ボランティアグループの繋がりだけでなく、図書館と行政の他部署との連携も重要だと思うが、どうか。</p> <p>A. 今回は、図書館をステージとした連携・協働にテーマを絞って話をしている。すでに他部署との連携の事例は多数ある。子育て支援などは、今後、関係部局との連携をより強化していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 担当が変わると連携が切れる事例も多い。積極的に図書館の側から連携を提案してはどうか。その中で市民との協働も実現するのではないか。 ● 子育て支援に関しては、ぜひ福祉関係局区との連携を深めてもらいたい。 ● 講演で触れられた「協働」の概念に違和感があった。過去の横浜市のレポートでは、協働とボランティアは違うものと記述されていた。考え方が変わってきているのか。 ● 図書館経営のトップに立つ館長の専門性、意識がアメリカと横浜ではかなり違うと感じた。 ● アメリカでの市民の図書館への支援は、ロビー活動、資金集め、政策支援であり、決して書架整理など、本来図書館員がやるべき仕事の手伝いではない。日本のボランティアは、おはなし会も図書修理も肩代わりできてけっこうな話ではあるが、自己学習、自己実現のためのボランティア活動とプロフェッショナルの仕事は違う。自らの専門性について図書館はどう考えているのか。 ● 「協働」「ボランティア」の位置づけが日本社会全体で多様に捉えられている面がある。 ● ボランティアの育成より職員の育成をまずきちんと行うべき。プロの職員が考えた図書館のあ

	<p>り方がまず提示されないと、市民との協働関係を築くのは難しいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書館の意識が変わらないと協働の中身はふくらまない。今回の講演の中で提示されていた具体的な提案に対し、図書館はしっかりと応えて欲しい。 ● 活動発足時に参加する情熱のある市民がいなくなったあとも継続可能で、かつ参加した人が得をする活動にしていくことが肝要。 ● Wikipedia や Linux の例などもあるように、現代ではアマチュアのレベルが上がり、アマチュアとプロフェッショナルは対立概念ではなく包含概念に変化しているのではないか。読み聞かせなど、プロとしての司書の専門性と市民活動は確かに違うが、細かいレベルで考えると、市民の方が良く考えているということもあり得る。 ● ボランティアの導入により行政改革を目指す流れができてきているようだが、ボランティアの導入は、結局行政側の仕事を増やす方向に向かうという、過去の事例もあることを指摘しておく。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第3回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 ・資料2 マリ委員講演「図書館とボランティア活動」資料 ・資料3 伊藤委員講演「図書館と市民との協働について」資料 ・資料4 金澤委員講演「図書館と市民との協働について」資料 ・資料5 依田委員講演「図書館と市民との協働について」資料 ・資料6 図書館からの説明「市民と図書館の協働」資料

第5回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成19年3月12日(月) 午後3時30分から午後5時30分まで
場所	横浜市中央図書館第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・前回議事の確認 ・意見交換「横浜市立図書館の将来像に向けて」
出席者	高山座長、井堀委員、伊藤委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、寺田委員、依田委員、小泉委員、吉岡委員
欠席者	廣瀬委員
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・資料「委員発言要旨 ーさらに討議を深めるためにー」をもとに、「これからの図書館サービス」、「効率的な管理運営」に的を絞って、意見交換を行った。 ・前回の議事を確認し、修正が必要な場合は事務局まで連絡することにした。 ・第6回懇談会は、4月24日(火)午前10時から中央図書館で開催することとなった。
意見	<p>(●は委員のコメント)</p> <p>「これからの図書館サービス」</p> <p>■「場」としての図書館 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 横浜の図書館という意味での場を考える時に、横浜らしいアイデンティティがあってもいい。例えば国際性。インターナショナルな雰囲気を作り出す場としても大切。 ● 図書館は学校と家の間の中間地点として、本を軸として子どもたちと交流ができる場にできる。 ● 地域の人たちは図書館と積極的に関わりたいたいと思っている。さまざまな市民が図書館を場としてつながっていくのを目指してアピールしていくのが良いと思う。 ● 図書館は町の灯台になればいい。先行きが見えない社会の中で、市民のために情報を提供することによって、行く先を照らしてくれるような役割が図書館にはある。そのために場を大事にすることが大切。 ● 図書館はPR不足。図書館にとっては当たり前だが、市民にはわかっていないことがたくさんあるため、繰り返しアピールしていく必要がある。 ● 子どもたちが小さいうちから図書館に親しみ、生涯にわたって学ぶ場にできるようにしたい。子どもたちへの発信を区や市が行ってはどうか。おはなし会の開催時間を工夫して、放課後の子どもたちの足を向けさせたい。 ● 学校図書館と中央図書館が一緒に行った読書フェスティバルは大成功だったが、保護者に向けての宣伝不足を感じた。 ● 図書館のホールを使ったイベントを企画すれば、本だけではない、人と人のかかわりが生まれる図書館に変わっていくのではないかと思う。 ● 市民の視点から見た広報があっても良いのではないかという意見を聞いた。市民と図書館職員とがフランクなコミュニケーションができる場があれば、図書館が市民にとって身近なものになる。外国で行われている図書館での市民と職員の交流会もよいと思う。

- 図書館のあり方を考えたとき、中央図書館と区の地域図書館を混同して議論するのは中途半端でよくない。中央図書館と地域図書館を機能分けするという視点が非常に大切なのではないか。
- 地域ケアプラザ 106 館の読書環境を整えるために相談できる窓口が設置されるとよい。
- 未就園児を対象にしたおはなし会や、アウトリーチサービスにも力を入れてもらいたい。人員が不足しているのなら、カウンター業務から離れて司書にしかできない業務に力を注いだほうがよい。
- 人口と比べて図書館も司書の数も少ない横浜市の図書館が、図書館サービスの展開をしていくには、学校図書館や各地域の読書施設、市民利用施設とネットワークを密にしていかなければならない。

■サービスポイントについて

- サービスにはコストがかかる。行政サービスの現状は、少子化等で経済面ではマイナスの方向だが、サービスについてのリクエストは増えている、という反比例した方向になっている。そのギャップを埋めていく仕組みを考えられれば、横浜モデルができるのではないかと。
- ある程度のベーシックな部分は、行政のサービスとして当然予算を割くべきだが、プラスアルファの部分はオプションとして、お金を取ってもいい仕組みを作り、それをまかなっていく仕組みを両方作っていくことで、サービスを向上させ、続けていくことができる。
- 公共図書館の基本的な利用について代価を徴収してはならない、と図書館法にはあるが、展開の仕方によっては公共図書館で有料的なサービスが展開できる可能性はたくさんある。また、サービスのコストを増大させないで、きめ細かなサービスを展開させるために、市民の高度な能力を表面的には無料で利用させていただく、ということを考えていきたい。しかし、目先は無料、あるいはコストがかかっていないように見えても、長期的に考えた時に問題も出てくる。慎重な対応が必要だ。
- 図書館は、市民の知る権利を保障するためにあるのもあって、それを保障するために図書館法がある。法律があるから無料であるということではない。お金のあるなしで情報に差をつけてはいけない。差をつけることによって知っている人知らない人が出てくると民主主義が成立しない、ということが基本ではないか。
- 市民が知りたい、読みたいということに的確に資料提供する。そこが図書館の専門性であるし、それによって市民や企業が助けられる。寄付を醸成するという意味を含めても、サービスに差をつけるのは、図書館とは何なのかというところからずれてきているのではないかと。それを押さえないであり方を検討していくのはよくない。
- 現在の日本社会の法体系の中で、図書館が民主的な知る権利を支えているとは言えない、と法律の研究者は言う。横浜市の図書館を考えるにあたって、図書館の基礎的なサービスを中心として、そのレベルで考えていくべきか、あるいは基礎的なレベルはある程度実現できているから、さらに高度なレベルの図書館サービスを積み上げて展開すべきなのかどうか。
- 図書館の長い論争の歴史の中で、集会と展示は図書館の主要な機能の一つだと言っている。当時論争があった図書館は、地域のコミュニケーションの拠点となるが、そのとき図書館員が何をしたか、どういうスタンスで何を準備してどういう働きかけをすればよいのか。
- 図書館員が、誰かと誰かが出会うような働きかけを本に関わらずに一生懸命やっていて、図書館員はそれが自分の業務だと思い、図書館が考えていることを市民に知ってもらうことが大切だ。いい図書館は図書館だよりを必ず出している。
- 図書館のサービスはサーブ。図書館員がどういうサーブを出すかによって、図書館に花が咲くか咲かないか決まる。そのときに忙しいからとか、ニーズが少ないからと言っていると、いいサーブは出ない。
- 団塊の世代が退職して、図書館費の7割を占めている人件費がぼんと下がる。それでたたき上げの優秀な図書館長の給料を高くしてはどうか。

	<p>「効率的な管理運営」</p> <p>■ 管理運営の効率化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料を見ると、サービスとして図書館が本来すべき仕事へのサービスと、ボランティアでしているサービスとの整理がまだついていないような気がする。役割分担と責任・義務のありかをはっきりさせて、何段階かで整理できたら分かりやすいと思う。 ● 経常的な民間委託による経費削減、というのが引かかる。司書のプロ集団として、これから確立していくような方向で基本計画も作っていただきたい。 ● 大学との連携をもっと深めるべき。欧米のようにインターンシップの質を高くして、優秀な人材を集め、能力開発をしていくのがよい。 ● 横浜市として実行が難しい問題が出てきても、必要な場合は、懇談会の最終報告にそのことを書き込んで、今の制度上の壁になっているところを改正してもらおう、ということが必要だ。 ● 司書の役割として館内の仕事もちろんあるが、同時に他機関との連携も大切。福祉関係や学校関係との連携は、プロの司書でなければならない。 ● 管理運営の効率化については徹底的に考えなければいけない。直営、委託の拡大、指定管理者制導入等を検証するなかで、当面の方向性を出していくことが必要。 ● 市民は司書のことをそれほど知らない。司書が必要でこういう機能を果たしている、ということ積極的に打ち出していくことが必要。 ● 川崎市のカウンター業務委託の理由は、職員が専門業務をするためだったが、結局は職員が減ったために、レファレンスにはあまり回れていない。委託先に責任を負わせて質が維持できるのかどうか。カウンター業務は図書館職員のスキルアップにも必要。 ● 指定管理者が入っているところはほとんど、横浜市よりはるかに今までのサービスが低かった。横浜市民が受けてきたようなサービスをその市民は知らないから、すごく良くなったと思っただけで、まだ指定管理者の評価が出る段階ではないと思う。大きな枠組みを一旦崩すと元へ戻すのはとても大変なので、慎重にしたほうがよいのでは。 ● 地域館の館長はもっと政策提言のできるスペシャリストになってほしい。横浜の弱いところだと思うので、その質を変えていくことでもっと効率的になるのではないかと思う。 ● 藤沢市図書館は、図書館基本計画というビジョンがあって、その延長線上で大学と連携している。マスタープランをつくる必要がある。 ● 歴史に学ぶべき。「学校図書館に人ありて」という本に書いてあるが、昔、市川市の教育長が進めた、学校図書館をボランティアで地域に開こう、という計画が何故つぶれたか。 ● 横浜市の図書館員も、今のままなら指定管理者と変わらないレベル。図書館員は自分で考えて自分で行動しているだろうか。指定管理者とは違うんだぞ、という職員を育てていただきたい。 ● 指定管理者制度では先の見通しがたたない。職員は数年後変えられてしまうかもしれないので、積み重ねができないのではないか。パブリックの場合は特に、方針がころころ変わるようなやり方だけはとってほしくない。 <p>● 次回、中間とりまとめという形を示して、それを元にこの懇談会の最終報告をまとめて、横浜モデルを明確にする、という形に持ち込みたい。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第4回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 ・資料2 委員発言要旨 ーさらに討議を深めるためにー

第6回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成19年4月24日(火) 午前10時から正午まで
場所	横浜中央図書館第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・新年度委員の紹介 ・前回議事の確認 ・意見交換「横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ」について ・閉会挨拶
出席者	高山座長、伊藤委員、井堀委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、小泉委員、小宮委員、寺田委員、依田委員
欠席者	廣瀬委員
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・資料「横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ」をもとに、意見交換を行った。 ・新年度新しく就任した小宮委員を紹介した。 ・前回の議事を確認し、修正が必要な場合は事務局まで連絡することにした。 ・第7回懇談会は、5月15日(火)午前10時から中央図書館で開催することとなった。
意見	<p>(●は委員のコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アメリカのフィラデルフィアではいろいろな公共施設が夜10時まで開館している。大きな学会があると、図書館や資料館などでパーティまで開催し、公共的な場所としての活用をされていた。横浜も国際会議がたくさん開催されるので、横浜市立図書館でもそのようなことがあったらいいと思った。日本一の図書館と言ったとき、日本一をどういう定義で考えているのか。例えば「図書が一番多い」「サービスが一番いい」などが考えられるが、私は、例えるならば会社が上手に経営されているのと同様、うまく運営されていることが図書館のなかでの日本一だと考えている。サービスポイントを考えたときに、少数の人数のために1300万円を費やして行政サービスセンターなどのポイントを維持するのであれば、逆に1000万円で購入し、図書館員または補強する人を雇って、各地を網羅させて動くようなムービングライブラリーにするほうが、サービスがすみずみまで行き届くのではないかと。加えて、「そこまでお散歩して本を選びましょう」などということ、市民がコミュニティを形成していくツールになることも考えられると思う。そういう工夫をたくさん考え、いろいろなことを試行錯誤しながら運営されていることによって、日本一になることがとても大事ではないか。 ● この中間取りまとめで一番思ったのは、効率化に重きを置かれていて、官民協働などがメインになっているような気がした。やはり日本一の目指す図書館像をどこに持っていくかということがポイント。一番経費削減ができた図書館なのか、それとも一番サービスの良い図書館なのか、そのあたりが取りまとめの中で少し曖昧になっていると感じた。具体的な図書館像に向かってどのような方法で到達するかを考えることが、一番大事なのではないか。もし効率云々ということであれば、会社を運営している立場から考えると、どこにお金がかかっているのか、どこにサービスの主点を置くべきなのか、カットするべきところはどこで、逆に投資をしていかなきゃいけないところはどこかを明確にする必要があると感じた。指定管理者制度などもそうだが、予算をいかにカットして少ない予算で図書館を運営するのかという意識が強いと感じた。 ● 中間取りまとめの2の中で「大正時代から蓄積した資料群」とあるが、例えば「4 効率的な

管理運営」を行った場合、こういった貴重資料などの利用について、経験を蓄積した司書が今まで行っていたレファレンスのように、利用者が要求した資料が短時間で出てくることは継続可能なのか。自館の資料について熟知した図書館員の存在こそが、図書館の質を高めるのではないか。また、この取りまとめの力点の置き方について考えたとき、かなり疑問に思った。検討課題に入るのには構わないが、プログラムのように、例えば19年から22年までに市場化テストを導入・実施するといったことが明記されるような、そんな先に進んでしまっているのだろうか、という懸念がある。

● 抜けていると思ったところが2点ある。1点目はグランドデザインが必要だということ。何を指すのかということが検討されていない。例えば近くにサービスポイントがあるという図書館サービスを目指すということがあると思う。しかし、それを目指すのかどうかということもグランドデザインに大きく関わってくる。市民力の育成というのが市民活動の推奨のところに出てくるが、図書館サービスの方向として市民力の育成ということをもっとアピールしていいのではないか。図書館が大事だということが行政サイドにも認識されることになるので、もう少し中間取りまとめでも出していくべきではないかと思う。2点目としては、専門職員によるサービスが一番効率的であろうということも共通認識で持ったと思う。その専門職員の力が発揮できる仕組みなど、もう少し検討していくべきではないか。あとは意見だが、「地域の特性に合わせた個性ある地域図書館」というところで、ブロック化をすすめることにより図書館ごとの個性を発揮すると書いてある。それに関しては、私は反対意見を述べている。「求められる」というようにはっきり決まったことのように書かれるより、「検討の余地がある」「更に検討が必要である」というふうに、他の意見もあったということを入れていただきたい。それから、管理運営のところ、非専門的業務を外部委託や臨時職員に任せるのが本当にいいのかということも、まだ検討課題だったと思う。

● 効率的な管理運営とあるが、タイトルとしてどうかと思う。効率化を反対する人は誰もいない。効率化と質の確保が相反するものではない、という視点が大切だと思う。その両方を追い求めるのがわれわれの役目。私が所管している地区センターについては、コストとか効率性という議論よりもやはり質の論議のほうが深まったのではないか。それは利用している人たちが審査員、選定委員になって、ただ単に書類を見るだけではなく、審査会でヒアリングやりながら試行錯誤してきた。今まで横浜市が作った任意団体でやるのが当たり前だったが、競争の概念が入った。しかし、競争というのは勝ち負けではなく、提案するというところにすごく意義がある。それも市民も含めて提案書を作り、プレゼンテーションをしてやって理解されたなど、視野が広がった議論がされてきている。ですから、指定管理制度の良い点を使うというか、そういう議論も必要ではないか。図書館に何を利用するかということは別として、制度は理解していく必要があると思う。それと全体としては、この委員会は「あり方を検討する」ところだと思う。その「あり方」に対して中央図書館や各地域図書館がどういうふうに存在していくのか、その印象が非常に弱いと思う。もう少し、図書館としてどう存在していきたいということが明確になれば、そのあとにつながりやすいと思った。

● 私の仕事から考えると、やはり子どもとの関わりが大事だと思う。子供に読書活動をすすめていく、子供に本を読ませていくということが、これからの社会を作っていく、文化を作っていくという上でとても大事なことだと思う。昨年度、公立図書館と学校とのかかわりが次第にでき、教育委員会やPTAとも関わって、読書フェスティバルというものを初めて11月におこなった。読書フェスティバルで子供に本を薦めるということは非常に素敵なことだし、図書館と学校との連携が非常に良いとも思う。読書感想画コンクールの作品を中央図書館に展示して、多くの方々に子供たちの絵を見ながら、さらに親子で本を読んでみようか、というような形が勧められるといいと思う。また、学校には司書教諭がいるが、なかなか十分な活動ができないままに悩んでいる人が本当に多い。その中で、公共図書館の司書との方々の連携がいろいろな形でできれば、夢の実現（のひとつ）だと思う。

● ひとつはサービスの管理運営にも関わると思うが、既存施設の利用というところが全然どこに

も明記されていない。新しいものを作るだけではなく、現在ある地区センター、地域ケアプラザ、子育て支援拠点、いろいろな既存施設をもっと有効に活用してもいいのではないかと思う。もうひとつは、ボランティアの位置づけをきちんと取りまとめの中に入れれば、非常に分かりやすいのではないかと思う。それからもうひとつ、言葉で気になったことがある。多文化サービスの展開というところで、「母国語資料」と書いてあるが、国がない場合もあるので「母語資料」という言葉を使用したほうが良いと、どこかのシンポジウムで非常にもめたことがある。この表記がどのようにしたらいいか。以上3つである。

● 中村部長のボランティアの説明でひっかかったのがふたつあった。ひとつは「有償ボランティア」と「ボランティアの活用」という言葉。もうひとつは、団塊の世代の職員の再雇用という部分で、それが私たちの理解するボランティアと違うと感じた。一つめの、「有償ボランティア」は藤沢市の悪い例が過去にあった。それに「ボランティア」と「活用」という組み合わせはミスマッチで、特に役所が言うとミスマッチだと思う。二つめの団塊世代退職図書館員再雇用でも気になるのは、今の図書館の世界の指定管理者制度の実態である。指定管理者の導入条件で10年以上の図書館経験があることが入ってくるので、実態を見れば地方公務員の再雇用先になっている。それがこれからの若い図書館員たちの雇用機会をうばっているのではないか。

また、中間取りまとめの4番と5番で出てくる「効率的」ということがとても気になる。投資対効果を誰がどう判断するのか。それに協働というときには、加えて情報開示と行政の見方、この3点セットで官民双方の働きかけがないといけないのではないか。そのためにも、私はぜひ図書館協議会を作って欲しい。図書館の政策をつくる小川館長や、専門知識を深めている専門職の方たちの考えを、市の財政や企画の方たちも同じように理解されるのは無理だと思う。そういうときにバックアップしていくような市民団体が、それも任意の団体ではなく、館長が委嘱して市民の代表として意見を集められる図書館協議会を作ればよいと思う。趣旨は配った紙に書いてあるとおり。横浜市立図書館の個性は、図書館協議会を持たないということになってしまわないかととても心配である。

● いろいろと難しいが、特に「3 これからの図書館サービス」と「4 効率的な管理運営」。3は今後図書館サービスを充実するときにどういう方向で行くのが望ましいか、という明るい方向だと思う。4は、予算が減ったとき、今までの図書館サービスを維持しようとすればどういう形で対応せざるをえないかという守りの話になる。横浜市の他の予算を削ってでも図書館に回すほうが良いと主張しても負けてしまうことがある。問題は、図書館サービスの質を落とすことではない。今までと同じ質を経費削減という厳しい状況の中で、目的は基本的に図書館サービスの質を限りある制約の中で維持する、あるいは向上すること。要するに「4 効率的な管理運営」で述べられていることは手段であるということがでてこない、一般市民の理解を得にくいと思う。同じ予算のもとで、結果として図書館サービスが良くなるということは、時間的にも質的にも今まで対応できなかったサービスができるというプラスの面もあるはず。経費削減という、そういうプラスの面も議論になると思うし、3との繋がりも見えてこない。

● 目的を明確化するためのグランドデザインを作るための第一歩として、どうすれば日本一の図書館になれるか考える必要がある。財政的な制約条件が強い状況の中で、効率的な管理運営について議論をもう少し深める必要もある。コストカットだけでなく投資も必要だ。事務局から、中間取りまとめのバージョンアップ版を次回ご提出いただきたい。

● 現在は図書館の代替的なサービスがいろいろあり、本を無料で貸し出すだけでは、納税者の理解が得にくくなってきている。アピールの仕方としては、民間でできそうな業務に関しては民間でやって経費を削減し、図書館の中で別のサービスに特化する。時間、立地等の条件は民間の方が自由ができる。窓口業務は非専門家を入れることで、専門と非専門がすみ分けられる。官と民がうまくすみ分けられれば、指定管理者制度も市場でうまく行くと思う。図書館サービスで時間、場所、人、職歴の面できれいにすみ分けができるかが難しく、一つのポイントになるだろう。

● グランドデザインがあれば、投資をするべきポイントがもっと明確になってくる。中間取りま

とめに欠けているのはスケジュール。いつまでに何をするか、期限を設定しないとなかなか実現できない。また、何にポイントを置いて、どれくらいの予算をかけていくべきか、現在は実際のくらい予算がかかっているのかをはっきりさせることが必要。図書取次サービス試行事業についても、これだけ資料を出されても、話の論点が違う方向に行ってしまうような気がする。もっと数字が必要。数値とその努力目標がどのくらいということが分かれば、明確な形でいろいろな立場の中で方向性がまとまるのではないか。企業が赤字覚悟で何かをするというときは、代償として必ず何かを求めている。行政ではこれだけの人が利用している、ということが必要なのか。赤字で運営は続かないので、目的をはっきりさせることで、最終的にトータル的に見れば、ペイできなければならない。

- 図書館は会社とは違う。横浜市だけでなく、市というものが、図書館が自分の市民にとって何なのかということをもっときちんと考えるべき。図書館カードを持つことは、本を借りる権利を持つと同時に公共財への責任を負うということで、社会に対する一つの教育であり、社会貢献活動でもある。119人のために900万円というのは使いすぎ。(119人は一日の平均利用者、900万円は年間の図書運搬費) 予算が足りないのであれば、常識のある人ならここから切るだろう。これに代わるものはムービングライブラリーではないか。リピーターから例えば1000円ずつで図書館会員になってもらえば、そこで資金ができる。アメリカでは図書館カードを有料にしているし、子どもが公共的なものを扱うことに対する教育としても当然。単なるサービスだから税金で運営されていてよくて、それがだめならば民間に、という、All or nothing という考え方は、おかしいと思う。市場化テストも2、3年試してみても駄目ならば、また違うやり方で考えればよい。

- 何のために図書館があるのか。ここでは貸出の話ばかり議論に上がっているが、ストックの問題がある。よい図書館は、市民から信頼を受けると、図書館への要求がどんどん大きくなる。図書館にはそのストックが必要。滋賀県八日市市の図書館では、以前受け入れていた市外利用者を締め出すことによって図書館サービスがタダではないことをわからせた。図書館は教育業務を背負っており、社会教育の一つの形である。いい社会を作るために、大人が勉強する機会を支える教育機関なのだ、と教育基本法に書いてある。北欧の図書館ではお金がなくなると閉館時間を増やす。図書館が棚に向き合う川上の仕事がとても大事で、それを市民に見せ付けるというやり方もある。

- 市民に向けて図書館の理念、グランドデザインを広めていくということが一番大事。実際に図書館と関わりながら15年間ボランティアをやってきたが、どういう形で手伝えるのが一番いいのかまだ結論がでていない。市民の皆さんの意見を聞きながら、図書館の効率化への支援・協力をしていきたい。

- 図書館の社会的な役割や教育の役割を否定する人はいないが、そこにあぐらをかいてはならない。横浜市は巨大な自治体で、公会堂、文化施設、スポーツ施設、みんな少ないと言われ、図書館も例外ではない。コストや人を使ってサービス改善しているのなら、それをどんどん出すべき。改善とか、ものを変えていこうということが、市民と共有できなければ、またあり方論とか教育論で現実の問題が進んでいかない。自らを変えて行こうというエネルギーを出発点として持っていなければいけない。その中にグランドデザインを反映することが必要ではないか。

- 例えば資料にある年間延べ900万人というのは大変大きな数値だが、延べ数であることを考えると、実際何人の利用者が利用しているのか、ということになる。例えば横浜市立図書館の利用登録者数が仮に全国平均の25%前後だとすると、4人に1人、360万のうちの90万人しか使っていない、という話になる。市民の負担の公平化をどう考えたらいいのか。日本では行政の内部でも社会的にも、一部の人は非常に図書館を理解し、また図書館のよさを理解して使っているが、そうでない方々もまだ多い。

- 自分の市の図書館がどういう価値があるのか、横浜市がまず認識するべき。市民が何かを知りたい、学びたい、調べたいと思ったときに、そこにあったのだということがとても大事だ。図書館のあり方というのは、市が大事にしなければいけないことだと思う。大事にするのだから、もし財源が大変なら、財源を増やそうとする努力をすることが必要。寄付行為等ができる環境整備

	<p>を市ができれば、寄付を一生懸命とってくるボランティアグループが出てくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 360万人市民がいる横浜で図書館のあり方を広めるのは難しいが、わかってくれる方が徐々に増えていると実感している。友の会も是非充実させていきたい。最終とりまとめでは、図書館協議会の設置を目指したい。市民サイドでも我々が望む図書館計画を作ることを提案したい。市民は図書館に何を求めているかということをはっきり打ち出しながら、図書館の職員と協力して何かよりよいものを作っていく場を設定し、継続的に市民と専門家の方も交えて協議していきたい。 ● 図書館側に市民を受け入れようとする姿勢があることが大事。このあり方懇談会のことも、図書館のことも知られていない。図書館が大変だという状況を公開して、みんなで考えていくべき。 ● 図書館は夢と希望が持てる場であり、社会教育の場でもあり、子供が育つ場、心が育つ場でもある。本があり、そして人がいることが大事。18の図書館にいる司書が専門性を発揮できるように、学校の司書教諭と連携できるようにしてほしい。横浜市に学校が500校あるということをプラスに考え、大人にも子供にも使ってもらえるようにしたい。 ● 横浜らしい日本一の図書館を目指そう。そのためには具体的にどうするか。市民レベルが高い横浜の特性を生かし、市民の積極的な参加を大きな力にしたい。夢のある最終とりまとめに向けて、次回以降に反映させたい。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成19年度横浜市立図書館のあり方懇談会委員名簿 ・資料2 第5回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 ・資料3 横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ ・資料4 提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン ～横浜市における市場化テストの考え方の導入～ ・資料5 図書取次サービス試行事業について

第7回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成19年5月15日(火) 午前10時から正午まで
場所	横浜市中央図書館第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・前回議事の確認 ・意見交換「委員発言要旨—さらに討議を深めるために— 4 図書館政策」について ・閉会挨拶
出席者	高山座長、伊藤委員、井堀委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、寺田委員、廣瀬委員、依田委員
欠席者	小泉委員、小宮委員
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・資料「委員発言要旨—さらに討議を深めるために— 4 図書館政策」をもとに、意見交換を行った。 ・今までの議事を確認し、補足が必要な場合は文書で事務局まで連絡することにした。 ・第8回懇談会は、6月29日(金)午前10時から中央図書館で開催することとなった。
意見	<p>(●は委員のコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 千代田区立図書館がメディアの注目を浴びている。「閉館時間が22時」「図書館コンシェルジュの設置」「新しい検索システムの導入」「古書店等との連携」などに加えて「指定管理者による運営」がPRのポイントになっている。 ● 例えば学校のように地域の経営資源を投入することへ反対するものがない、それくらい図書館も重要な施設なのだとPRしていくことが大切。 ● 実社会の中で図書館離れがすすむ原因の一つとして、インターネットや携帯電話のサービスで得られる情報が多くなったことがある。 ● PRも大切だが、その前にランドデザインが必要。スタッフやサービスなどがあってはじめて、それをどういう風にPRしていくかを考えていくものではないか。 ● 図書館をアピールしていくには、説得力のある統計などのデータを用いながら、図書館としては今何ができていて、どのようになっているのかということを説明すべきだと思う。 ● 図書館というものの存在がすごくビジュアルでわかりやすいこと、図書館が単体で存在しているのではなくて、地域の中に常にアピールしていくことが大事である。 ● 図書館と市民の密度の濃いコミュニケーションによって、横浜市の図書館というのは自分たちの図書館なのだという市民意識が強まるのではないか。 ● 図書館サービスは、行政の一環としてのサービスではなく、日本国憲法や教育基本法などに則ったサービスであることを、図書館も利用者も、ともに思い出すべきである。 ● 図書館側からいろいろなアピールをすることで、市民自身が自分たちの図書館について考え、行動するという、市民力の養成にもつながってくると思う。 ● 図書館利用教育が足りないこと、あるいは図書館を使う機会が少ないことが、図書館に対する価値を見出す可能性を低くしているのではないか。 ● 常駐する専門職員がいる学校図書館で育った子供は、図書館の役割を理解しているし、公共図書館にも頻繁に通うという事例がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館がPRする際、応援団になる市民をひとつ核として作るということが大事ではないか。 ● 行政の中で連携をしていくことが、PRにつながると思う。 ● 学校で図書館を利用するとか本が好きだという生徒は、乳幼児の頃に読み聞かせをしてもらっている。乳幼児向けサービスも重点的に行ったほうがよいのではないか。 ● サービスや施設運営だけでなく、図書館が地域社会の仕組みとして成立しているかが大切である。 ● 横浜市は、人口規模から見ると県レベルに匹敵する。中央図書館は県立図書館の、地域図書館は市立図書館としての役割を考えたほうがよいのではないか。 ● 地域図書館に権限や自由度をもたせ、それぞれの地域にあったサービスをめざすことは、サービスの効率化にとって一つの有力な選択肢になるのではないか。 ● ある程度先進的な試みを地域図書館で試みることは、質の向上や効率的な運営につながるのではないか。 ● 新規に人を呼び込む努力をすれば、それは結果として効率的な運営にも役立つと思う。 ● 簡単に本にアクセスできることがコンピュータによって可能になったとすると、本を読むという行為や図書館で気持ちよく過ごすという部分が相対的に重要になってくるのではないかと思う。 ● 図書館あるいは情報を考えたときに、オーディオ・ビジュアル的なものをどのように扱っていくかという議論が必要ではないか。 ● IT技術的には可能なサービスも、どのように利用者に提供していくかは、窓口での運用の問題も入ってくるのではないか。 ● 「気持ちよい」「赤い」などの抽象的な属性を付与する場合は、より多くの人が付与したほうが、検索する際の手がかりも増えるのではないか。 ● 国際社会のなかで横浜市の特性を出すのならば、横浜美術館や開港資料館と連携し、横浜のひとつのアイデンティティとして打ち出すこともよいかと思う。 ● 国立－県立－市立図書館という、管理しやすいツリー構造で考えるのではなく、図書館の役割を兼務するようなネットワーク状の構造で図書館も考えたほうがよいのではないか。 ● 図書館には、厳かさやサロンのような要素など、いろいろな要素があつていいのではないかと思う。 ● 格差をつくるよりも、平等に図書館サービスを展開したほうが社会全体の活力も向上すると思う。 ● 図書館をサポートするメンバーであるからこそ、サービス以外の特典は必要なのではないか。 ● コンビニエンスストアのような図書館を作ることで、逆に、利用者が本などに「出会う場」「知の宝庫に向き合う場」を減らしてしまっているのではないかと思う。 ● 博物館法が改正されたように、図書館法にある入館料無料の原則のままでは、行政側は図書館に予算をつけないのではないか。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第6回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 ・資料2 横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ 修正版 ・資料3 委員発言要旨 ～さらに討議を深めるために～

第8回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事

日時	平成19年6月29日(金) 午前10時から正午まで
場所	横浜市中央図書館第1会議室
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・開会挨拶 ・意見交換「最終報告」について ・前回議事の確認 ・閉会挨拶
出席者	高山座長、伊藤委員、金指委員、金澤委員、マリ委員、小泉委員、小宮委員、廣瀬委員、依田委員
欠席者	井堀委員、寺田委員
進行	<ul style="list-style-type: none"> ・資料2「最終報告書案」をもとに、意見交換を行った。 ・最終報告は、作業部会(高山座長、井堀委員、金指委員、依田委員)で確認することとなった。
意見	<p>(●は委員のコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 課題解決型の図書館の必要性和地域情報拠点としての位置づけ、この2つの視点がだされているのはよいことだと思う。 ● 以前に実施したアンケートを最終報告書にいかせると良い。 ● ボランティアに関する議論が十分になされていないせいか、ボランティアについての表記が適切でない箇所が多い。 ● 図書館協議会の設置については、多くの委員が設置の方向で意見が一致していたと思う。 ● 多くの人が見る最終報告書なので、具体的に明示できるものは明示したほうが良いのではないか。 ● 市民の協力を得るには、図書館に何ができて、何ができていないかということ、統計データなどを明らかにして、説明できるようにするべきではないか。 ● 横浜市立図書館のグランドデザインを作る、あるいは、図書館の意義をもう一度見直して未来の図書館について考えていく、その仕組みづくりとして、図書館協議会を捉えていたと思う。 ● 最終報告書案に中長期的な視点を項目として組み込んで、図書館の具体像を明らかにしたほうが良いのではないか。 ● この懇談会ではこれから先5年くらいのことを見通して話し合ったことがわかるような文章を最終報告書に盛り込んでほしい。 ● 図書は、人が憩う場所のきっかけ作り、コミュニティの形成の一手段としても有効なのではないか。 ● 地域情報の具体的なイメージがわきにくい。 ● 報告書の柱になるような文言は目立つようにしたらどうか。 ● 統計データで「人口一人当たり」という基準は、横浜市と他都市を比較する際、妥当なのだろうか。 ● 横浜市の特性を反映した図書館像を出したほうが良かったと思う。 ● 歴史の中、あるいは、社会の中での図書館の位置づけ、図書館の定義づけをするべきではない

	<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最多の市民に対して図書館の最も大きな便益が実現できるように、職員体制や財源確保などに関して発想の転換が必要だと思う。 ● ブロック制についてももう少し詳しく協議できればよかった。 ● 開港 150 周年は、図書館にとっても大事なものだと思う。 ● いくつかある提言を並列して扱うのではなく、メリハリをつけたほうが良いと思う。 ● 乳幼児向けサービスや子育て支援については、報告書の中でももう少し強調してほしい。 ● 報告書の柱の部分、あるいは、項目の表現については十分練り直してほしい。 ● 図書館のサービスが市民に周知されていない中に受益者負担を持ってくると、安易な有料化につながってしまうのではないか。 ● 学校図書館との連携も、互いに対等な立場で、というのが望ましい。そのためにも学校図書館の人材の配置と研修は必要ではないか。 ● 報告書が提案書の役割も担い、本来自治体がなすべきことと民力が導入されたときになされることの線引きができるようなものになるとよい。
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 第 7 回 横浜市立図書館のあり方懇談会 議事 ・資料 2 横浜市立図書館のあり方懇談会報告書（案） ・資料 3 横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ 修正版

横浜市立図書館のあり方懇談会傍聴要領

制定 平成 18 年 10 月 2 日

1 傍聴定員

傍聴者の定員は、15 人以内とします。ただし、座長の判断により変更する場合があります。

2 傍聴手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催予定時刻の 30 分前から開催予定時刻までの間に、会場入口前の傍聴受付で傍聴受付簿(様式 1)に氏名及び住所を記入してください。受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

(2) 傍聴を許可された方は、傍聴者証(様式 2)の交付を受けこれを着用し、事務局の指示に従って会議開催時刻までに会場に入場してください。

(3) 次の各号に該当する方の傍聴は認められません。

ア 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場に持ち込むことが適当でないものを所持する方

イ はちまき、たすきその他これに類するものを着用している方

ウ 酒気を帯びている方

エ 座長が、会議の運営に支障があると認める方

3 秩序維持

(1) 傍聴者は、会場の指定された場所に着席してください。

(2) 傍聴者は、次の事項を守ってください。

ア 座長の指示に従うこと

イ 会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと

ウ 写真等の撮影及び審議における発言の録音を行わないこと

エ 携帯電話等の電源を切っておくこと

オ その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと

(3) 傍聴者が上記の事項に違反した場合は、座長の判断により退場していただく場合があります。

資料編

4 その他

この要領に定めがあるもののほか、傍聴者は、座長の指示に従わなければなりません。

資料編

(様式1)

平成 年 月 日

第 回 横浜市立図書館のあり方懇談会
傍聴受付簿

番 号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

資料編

(様式2)

No.

横浜市立図書館のあり方懇談会

傍聴者証

資料編

資料7 懇談会席上配付資料リスト

第1回 高山委員資料

- ・日本の公共図書館の現状、横浜市立図書館の現状

事務局資料

- ・「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」(これからの図書館の在り方検討協力者会議編、文部科学省生涯学習政策局、平成18年)概要

第2回 寺田委員資料

- ・図書館を核とする生涯学習拠点施設 整備基本計画策定への提言書 ～図書館を中心として～(図書館ボランティアスタッフ会議、平成18年)
- ・新神田外語大学図書館・情報センター基本計画 その1
- ・としょかんが開館した後の「毎年の基本計画の確認」の例
- ・360万人都市横浜での「図書館のある暮らし」をどうイメージするか
- ・場としての地域図書館の開架室・資料世界表現をどうイメージするか

第4回 伊藤委員資料

- ・つづき図書館ファン倶楽部と都筑図書館との協働事例(準備会時代を含む)
- ・「つづき図書館ファン倶楽部通信 Vol.10、Vol.16、Vol.21」
- ・「都筑図書館ファン倶楽部準備会通信 Vol.6」
- ・都筑区内図書館施設マップ
- ・「地域図書館の新たな役割を考える ー都筑区制5周年記念シンポジウムを開催して」(松村妙子、『みんなに本を19』横浜の図書館を考える集い編・発行)
- ・「学校図書館ボランティアの可能性と限界」(『新編図書館学教育資料集成10 学校教育と学校図書館』教育史料出版会)
- ・「学校図書館支援センター推進事業」
- ・「市民として私たちはこうしたい! (協働による図書館づくり)」

金澤委員資料

- ・市民グループ「子どもと本」リーフレット
- ・協働推進の基本方針(抜粋)(横浜市、平成16年)
- ・「親子で遊んで、交流できる『ひろば』にみんな来てね!」(リーフレット)(横浜市こども青少年局地域子育て支援課、平成18年)

資料編

- ・「親と子のつどいの広場と文化活動」（『子どもの文化』平成18年7・8月号）
- ・「窓 ママたちの居場所」（『図書館雑誌』平成15年2月号）
- ・「“みんなでいっしょに”横浜市南区の乳幼児サービスを考えるー『赤ちゃん学級』や『みんないっしょのおはなし会』からー」（『みんなの図書館』平成13年9月号）
- ・子育て広場・拠点などの読書環境アンケート調査
- ・「中区地域子育て支援拠点 のんびりんこ」リーフレット
- ・「おはなしフェスティバル2007」チラシ
- ・「つうしん 育児サポートよこはま連絡会 2007. 2月 No.87」
- ・「さくらザウルス通信 No.27 2007.2.1」

依田委員資料

- ・「図書館サービスあ・ら・か・る・と 団体貸出サービス」（『横浜市立図書館報 横浜 第32号』平成10年1月）
- ・「よこはまライブラリーフレンド 第33号」
- ・「横浜市立図書館の未来を語ろう！ー横浜市立図書館を考える市民交流会ー」案内
- ・「よこはまライブラリーフレンドの活動」
- ・「『よこはまライブラリーフレンド』のこれから」
- ・「よこはまライブラリーフレンド 横浜マリタイムミュージアム 海事専門図書室見学」チラシ

事務局資料

- ・市民協働実施状況一覧表(平成19年2月現在)

第5回 事務局資料

- ・委員発言要旨ーさらに討議を深めるためにー

第6回 事務局資料

- ・横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ
- ・図書取次サービス試行事業について

第7回 事務局資料

- ・横浜市立図書館のあり方懇談会 中間とりまとめ 修正版

第8回 伊藤委員資料

- ・「最近の市民ひとりあたり資料費、貸出冊数、予約冊数比較表」「川崎市立図書館職員数」（川崎市立図書館活動報告書より）